有価証券報告書

（証券取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成16年４月１日
（第101期）　　至　平成17年３月31日

野村ホールディングス株式会社

(541001)

第101期（自平成16年４月１日　至平成17年３月31日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は証券取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年６月29日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目　　次

頁

第101期 有価証券報告書

【表紙】 …… 1

第一部 【企業情報】 …… 2

第１ 【企業の概況】 …… 3

１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 3

２ 【沿革】 …… 7

３ 【事業の内容】 …… 9

４ 【関係会社の状況】 …… 11

５ 【従業員の状況】 …… 14

第２ 【事業の状況】 …… 15

１ 【業績等の概要】 …… 15

２ 【対処すべき課題】 …… 33

３ 【事業等のリスク】 …… 33

４ 【経営上の重要な契約等】 …… 43

５ 【研究開発活動】 …… 43

６ 【財政状態及び経営成績の分析】 …… 44

第３ 【設備の状況】 …… 65

１ 【設備投資等の概要】 …… 65

２ 【主要な設備の状況】 …… 65

３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 66

第４ 【提出会社の状況】 …… 67

１ 【株式等の状況】 …… 67

２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 85

３ 【配当政策】 …… 86

４ 【株価の推移】 …… 86

５ 【役員の状況】 …… 87

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況】 …… 102

第５ 【経理の状況】 …… 107

１ 【連結財務諸表等】 …… 108

２ 【財務諸表等】 …… 181

第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 205

第７ 【提出会社の参考情報】 …… 206

１ 【提出会社の親会社等の情報】 …… 206

２ 【その他の参考情報】 …… 206

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 207

監査報告書

平成16年３月連結会計年度 …… 209

平成17年３月連結会計年度 …… 211

平成16年３月会計年度 …… 213

平成17年３月会計年度 …… 215

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年６月29日提出
【事業年度】	第101期(自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日)
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼執行役社長　　古　賀　信　行
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目９番１号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	野村證券株式会社 主計部次長　　村　木　修　司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目９番１号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	野村證券株式会社 主計部次長　　村　木　修　司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目３番17号）

第一部　【企業情報】

第１　【企業の概況】

１　【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近５連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

会計原則		日本基準		米国基準		
回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月	平成17年３月
収益合計	(百万円)	―	―	807,651	1,045,936	1,126,237
営業収益	(百万円)	1,299,399	1,121,743	―	―	―
収益合計 (金融費用控除後)	(百万円)	―	―	566,274	803,103	799,190
純営業収益	(百万円)	―	705,346	―	―	―
会計原則変更による累積的影響額 および法人所得税等調整前当期純利益	(百万円)	―	―	47,409	282,676	204,835
経常利益	(百万円)	302,084	192,255	―	―	―
当期純利益	(百万円)	181,666	102,756	119,913	172,329	94,732
純資産額	(百万円)	1,642,408	1,704,988	1,642,328	1,785,688	1,868,429
総資産額	(百万円)	20,529,135	18,177,716	21,169,446	29,752,966	34,488,853
１株当たり純資産額	(円)	836.70	867.38	846.40	919.67	962.48
１株当たり当期純利益	(円)	92.54	52.32	61.26	88.82	48.80
希薄化後（潜在株式調整後）１株当たり当期純利益	(円)	92.29	52.22	61.26	88.82	48.77
自己資本(株主資本)比率	(%)	9.4	9.4	7.8	6.0	5.4
株主資本当期純利益率	(%)	11.86	6.14	7.39	10.05	5.18
株価収益率	(倍)	24.31	32.49	20.16	21.34	30.74
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	95,817	△369,530	31,706	△78,375	△278,929
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△24,213	△146,175	134,053	45,471	△32,564
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△200,311	484,315	△22,205	198,017	385,061
現金および現金同等物の期末残高	(百万円)	376,329	356,634	491,237	637,372	724,637
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(人)	12,198 〔3,326〕	12,373 〔3,157〕	12,060 〔3,062〕	13,987 〔3,107〕	14,344 〔3,563〕

（注）１　第99期以降につきましては、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載されております。また、第98期以前につきましては、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載されております。

２　トレーディング目的以外の資産および負債に対する経済的なヘッジ活動を目的とする取引ではあるものの、ヘッジ取引の基準に適合しないデリバティブ取引の公正価値の変動は、取引の性格に応じ、トレーディング損益、金融収益あるいは金融費用に計上されております。第101期より、「組込デリバティブ取引」および「当該デリバティブ取引に関連する経済的ヘッジ取引」の双方を相殺し、純額表示しております。これにともない、前期の「収益合計」を当期の開示様式に合わせて組み替え再表示しております。組み替え再表示前の収益合計は次のとおりです。

回次	第99期	第100期
会計期間	平成15年３月	平成16年３月
収益合計　（百万円）	840,919	1,099,546

３　第101期より、従来、「財務活動によるキャッシュ・フロー」として表示していましたその他の担保付借入を「営業活動によるキャッシュ・フロー」として組み替えております。それに伴い第99期、第100期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「営業活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」は次のとおりです。

回次	第99期	第100期
会計期間	平成15年３月	平成16年３月
営業活動によるキャッシュ・フロー　（百万円）	34,113	△1,825,894
財務活動によるキャッシュ・フロー　（百万円）	△24,612	1,945,536

４　消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

５　上記の比率は以下の算式により算出しております。

・第99期以降の自己資本(株主資本)比率＝ $\dfrac{\text{資本合計}}{\text{負債・資本合計}} \times 100(\%)$

・第98期以前の自己資本(株主資本)比率＝ $\dfrac{\text{資本合計}}{\text{負債(※)・少数株主持分・資本合計}} \times 100(\%)$

(※第97期は受入保証金代用有価証券および短期借入有価証券等を除いております。)

・株主資本当期純利益率　＝ $\dfrac{\text{当期純利益}}{\text{(前期末資本合計＋当期末資本合計)÷２}} \times 100(\%)$

・株価収益率　＝ $\dfrac{\text{株価}}{\text{１株当たり当期純利益}}$

６　「証券業経理の統一について」の改正（平成13年９月28日付日本証券業協会理事会決議）に伴い、第98期において純営業収益を記載しております。

７　従業員数につきまして、第100期より有期雇用の従業員であるFA（ファイナンシャル・アドバイザー）社員および証券貯蓄アドバイザーの雇用人員を含めております。

８　従業員数につきまして、上記のほか、第101期において連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は9,982人、平均臨時雇用者数は2,875人であります。

(2) 提出会社の最近５事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月	平成17年３月
営業収益 (うち受入手数料)	(百万円)	575,837 (299,757)	269,122 (110,523)	102,633 (—)	135,341 (—)	269,600 (—)
経常利益	(百万円)	244,114	68,186	10,742	39,448	179,408
当期純損益	(百万円)	131,557	△37,212	△12,825	33,374	148,113
資本金	(百万円)	182,796	182,799	182,799	182,799	182,800
発行済株式総数	(千株)	1,962,977	1,965,919	1,965,919	1,965,919	1,965,920
純資産額	(百万円)	1,526,606	1,441,634	1,342,035	1,367,005	1,485,538
総資産額	(百万円)	12,204,943	2,023,909	2,121,113	2,469,719	3,010,792
１株当たり純資産額	(円)	777.69	733.40	691.21	703.76	764.88
１株当たり配当額 (うち１株当たり 中間配当額)	(円) (円)	17.50 (—)	15.00 (—)	15.00 (—)	15.00 (7.50)	20.00 (10.00)
１株当たり当期純損益	(円)	67.01	△18.94	△6.70	17.19	76.26
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	66.87	—	—	17.19	76.21
自己資本(株主資本)比率	(%)	17.6	71.2	63.3	55.4	49.3
株主資本当期純利益率	(%)	9.09	△2.51	△0.92	2.46	10.38
株価収益率	(倍)	33.57	—	—	110.20	19.67
配当性向	(%)	26.11	—	—	87.30	26.23
株主資本配当率	(%)	2.25	2.05	2.17	2.13	2.61
自己資本規制比率	(%)	317.2	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(人)	8,064 〔1,834〕	5 〔 1〕	5 〔 0〕	7 〔 —〕	7 〔 —〕

(注) １　消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

２　上記の比率は以下の算式により算出しております。

・自己資本(株主資本)比率＝$\dfrac{\text{資本合計}}{\text{負債(※)・資本合計}}\times 100(\%)$

(※第97期は受入保証金代用有価証券および短期借入有価証券等を除いております。)

・株主資本当期純利益率　＝$\dfrac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本合計}+\text{当期末資本合計})\div 2}\times 100(\%)$

・株主資本配当率　＝$\dfrac{\text{配当金総額}}{\text{資本合計}}\times 100(\%)$

・株価収益率　＝$\dfrac{\text{株価}}{\text{１株当たり当期純利益}}$

３　従業員数は就業人員数を記載しております。

４　提出会社の経営指標等については、第98期より自己株式を資本に対する控除項目としており、又、１株当たり純資産額、１株当たり当期純損益の各数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

５　会社分割により証券業等にかかる業務を野村證券株式会社(旧社名　野村證券分割準備株式会社)に承継しましたので、第98期以降の自己資本規制比率は記載しておりません。

6　提出会社は平成13年10月１日を分割期日として会社分割を行ない持株会社となりました。上記の表中第97期は証券業営業時の実績であり、第98期におきましては分割期日までの実質半年間の証券業に関連する実績が含まれております。

7　第99期より「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成14年9月25日　企業会計基準第2号）および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成14年9月25日　企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

8　第98期、第99期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、１株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

9　第100期より中間配当制度を導入しております。

10　当期より表示単位未満を四捨五入して記載しております。なお、前期以前は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、提出会社設立。
15年１月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和２年３月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年６月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	提出会社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年４月	東京証券取引所正会員となる。
26年６月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年４月	野村證券投資信託委託株式会社(平成９年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴ない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年４月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	提出会社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年３月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年４月	提出会社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年１月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年１月	提出会社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年１月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年４月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年９月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.を証券業現地法人として設立。
56年３月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年４月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年７月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年４月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc.を米州持株会社として設立。
２年２月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.をアジア持株会社として設立。
５年８月	野村信託銀行株式会社設立。
９年４月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を提出会社に移管し、金融研究所設立。
10年３月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年３月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
12年７月	野村バブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年２月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。

年月	沿革
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村證券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴ない、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村證券分割準備株式会社は社名を野村證券株式会社に変更）。
13年12月	提出会社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年６月	提出会社および国内子会社14社(17年３月末現在13社)が委員会等設置会社へ移行。
16年８月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社から提出会社およびその子会社のための不動産物件の所有、賃貸、保守、管理等のファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
17年３月末現在	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は160社、持分法適用関連会社数は17社。

3 【事業の内容】

提出会社および提出会社の関係会社（連結子会社等160社、持分法適用関連会社17社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。

・　企業集団等の事業系統図

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村證券株式会社※２、３、４	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村信託銀行株式会社 ※２	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都千代田区	百万円 1,000	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村インベスター・リレーションズ株式会社	東京都新宿区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	東京都千代田区	百万円 8,935	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	投資信託分析評価業・投資顧問業	51%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村年金サポート＆サービス株式会社	東京都中央区	百万円 950	確定拠出年金運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	未公開企業調査・投資事業組合運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファシリティーズ株式会社　※２	東京都中央区	百万円 400	不動産賃貸 および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 設備の賃貸借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村資本市場研究所	東京都中央区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 2,917	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.※２、４	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 800	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管理業	100% (98.7%)	役員の兼任…有
ノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーション ※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 630	モーゲッジ業	100% (100%)	役員の兼任…無
キャピタル・カンパニー・オブ・アメリカ LLC※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 935	モーゲッジ業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc.※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 400	金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 103	金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・バミューダ LTD.	イギリス領 バミューダ諸島	百万米ドル 138	証券業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC※２	イギリス、 ロンドン市	百万円 164,921	持株会社	100%	役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル PLC※２、４	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 669	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC※２	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 170	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、 ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・バンク(ドイツ)GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 74	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・バンク(スイス)LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 120	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・イタリア S.I.M.p.A.	イタリア、 ミラノ市	百万ユーロ 2	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファンディング・ファシリティー・コーポレーション Ltd.	アイルランド、 ダブリン市	百万ユーロ 1	金融業	100%	役員の兼任…有
ノムラ・グローバル・ファンディング PLC ※2、3	イギリス、 ロンドン市	百万円 22,119	金融業	100%	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 57	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC※2	イギリス ロンドン市	百万ポンド 402	投資会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.※2	オランダ、 アムステルダム市	百万円 84,105	持株会社	100%	役員の兼任…有
ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト)B.S.C.(c)	バハレーン、 マナマ市	百万米ドル 25	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED※2	香港	百万円 45,198	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・シンガポール LIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポールドル 203	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・アドヴァイザリー・サービセス・(マレーシア)Sdn. Bhd.	マレーシア、 クアラルンプール市	百万マレーシアドル 5	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オーストラリアドル 30	証券業	100% (100%)	役員の兼任…有
P.T.ノムラ・インドネシア	インドネシア、 ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 50,000	証券業	94.0% (73.0%)	役員の兼任…有
その他　120社 ※5					
(持分法適用関連会社)					
株式会社野村総合研究所 ※3	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	42.2% (36.4%)	情報システムに関する業務 役員の兼任…無
株式会社ジャフコ※3	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資事業組合等管理運営業	25.3% (4.8%)	役員の兼任…無
野村土地建物株式会社	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸業	39.9% (21.1%)	店舗等の賃貸借および管理 役員の兼任…有
キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、 バンコック市	百万タイバーツ 717	証券業	38.0% (12.9%)	役員の兼任…無
その他 13社					

(注) 1　資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また議決権所有割合の(　)内は、内数表示の間接所有割合であります。

※2　特定子会社に該当します。

※3　有価証券報告書提出会社であります。

※4　収益合計(連結会社間の内部収益を除く)の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村證券株式会社

有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

・ノムラ・インターナショナルPLC

収益合計	190,617百万円
収益合計（金融費用控除後）	55,736百万円
税引前当期純利益	△28,419百万円
当期純損益	△33,554百万円
純資産額	145,550百万円
総資産額	11,314,235百万円

・ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

収益合計	178,785百万円
収益合計（金融費用控除後）	14,155百万円
税引前当期純利益	△22,048百万円
当期純損益	△22,240百万円
純資産額	34,969百万円
総資産額	8,455,041百万円

※５　連結財務諸表上連結子会社として取り扱われている以下のプライベート・エクイティ投資先企業を含んでおります。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
株式会社ミレニアムリテイリング　※２	東京都千代田区	百万円 34,941	持株会社	65.5% (65.5%)	役員の兼任…無

（注）※２　特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年３月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	14,344〔3,563〕

(注) 1　当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の三区分により作成されております。

2　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3　従業員数につきまして、有期雇用の従業員であるFA社員および証券貯蓄アドバイザーの雇用人員1,875人を含めております。（3月31日付けで証券貯蓄アドバイザーを退職し、4月1日付けでFA社員として入社する130名を含む）

4　上記のほか、連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は9,982人、平均臨時雇用者数は2,875人であります。

(2) 提出会社の状況

平成17年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
7〔　―〕	44歳　3月	1年　10月	11,593,832

(注) 1　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2　上記のほか、野村證券株式会社等との兼務者が28人おります。

3　平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第１［企業の概況］１［主要な経営指標等の推移］」および「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］(1)［連結財務諸表］」の部とあわせてご覧ください。なお、平成15年3月期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）にかかる業績の概要は平成15年6月27日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいております。なお、平成17年3月期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行なっている場合があります。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

事業環境

日本

アジア向け輸出の好調、および業績回復が軌道に乗り始めた企業部門の設備投資回復を主因に、平成15年夏頃から急速に明るさを増した日本経済ですが、平成16年に入ると産業ごとに明暗が分かれ始めました。素材分野では、世界的な素材需給の逼迫を背景に平成16年度を通じて好況が持続しましたが、IT・デジタル分野は在庫調整局面に入り、それを主因に景気全体としては平成16年半ばごろから足踏みとなりました。しかし平成17年1-3月期実質GDP成長率は前期比年率4.9％の高成長となり、景気は再び回復軌道に戻る兆しを見せています。

企業業績は平成15年3月期、平成16年3月期と順調な拡大が続いてきましたが、平成17年3月期も好調を持続し、3期連続の2桁増益が達成されました。エレクトロニクス分野では不振な企業も散見されましたが、素材・市況関連産業の好調が大きく寄与しました。

平成15年春から大幅に上昇してきた株式市場は、平成16年春にピークをつけた後、ボックス圏の動きに終始しました。代表的な株価指数であるTOPIXは、平成15年3月末の788.00ポイントから平成16年3月末には1,179.23ポイントと50％もの上昇となりましたが、平成17年3月末は1,182.18ポイントと前年度末からほぼ横ばいにとどまりました。また日経平均株価は、平成15年3月末の7,972.71円から平成16年3月末には11,715.39円と47％上昇しましたが、平成17年3月末は11,668.95円とこちらも概ね横ばいとなりました。

新発10年国債利回りは、グローバルにデフレリスクが市場で意識された平成15年6月に一時0.4％台にまで低下した後、世界的な景気回復感の高まりや株価上昇を受けて9月には1.6％台まで急上昇となりました。それ以降は、平成16年6～7月に1.8％前後に上昇した時期を除けば、概ね1.2～1.6％の範囲での推移が続いてきました。日本銀行の量的緩和政策に大きな変化がなかったこと、米国長期金利が安定的に推移したこと、国内景気が平成16年半

ばから踊り場に入ったこと、などがボックス圏にとどまった背景と考えられます。

為替市場では、平成15年に米国の経常収支赤字と財政赤字、いわゆる「双子の赤字」が注目され、円ドル相場は1ドル120円前後から105～110円まで、ドルユーロ相場は1ユーロ1.05ドル前後から1.25～1.30ドルまで、それぞれドルが下落しましたが、平成16年に入ると、米国の雇用情勢改善とともにFRBの利上げ観測が浮上し、実際6月より利上げが開始され、ドルは秋まで堅調に推移しました。秋から年末にかけて、中国人民元の切り上げ観測が浮上したことをきっかけに、ドルは1ドル102円前後、1ユーロ1.36ドル前後まで急落しましたが、平成17年初からは再び持ち直し傾向にあります。

海外

主要先進国経済は、平成15年半ばから平成16年半ばにかけて力強く拡大しましたが、その後IT分野の在庫調整を主因として製造業中心にやや勢いが弱まりました。国際商品市況は平成15年からの上昇基調が平成16年も続きましたが、年末から平成17年にかけては高値圏で乱高下する展開となっています。米国では平成16年6月から利上げが継続されており、中国でも不動産市場を中心に過熱抑制策がとられています。

平成14年から回復が始まった米国経済は、実質GDP成長率が平成14年1.9％、平成15年3.0％、平成16年4.4％と加速しました。平成16年には業績回復と設備投資減税を背景にした企業の設備投資拡大及び輸出の好調が、景気を一段と後押ししました。雇用も緩やかな回復が続き、個人消費を下支えしています。ただ平成17年に入り、成長率には若干減速感が出ています。

FRBは平成16年6月から利上げを開始し、FFレートを平成17年5月までの1年間で1％から3％に引き上げました。米国財務省証券10年債利回りは、利上げ直前に4.8％前後まで上昇しましたが、利上げが開始されて以降は落ち着いた展開となり、平成17年3～4月に一時上昇した時期を除けば概ね4.0～4.4％での推移となりました。平成15年3月の7,500ドル台からほぼ一本調子で上昇したダウ平均株価は、平成16年1～2月に10,700ドル台をつけた後、利上げ観測の高まりとともに概ね9,800～10,500ドルで膠着状態となりました。その後平成16年秋から再び反発し平成17年3月には11,000ドルに接近しましたが、翌4月には10,000ドル近くまで下落するなど、値動きの荒い展開となっています。

欧州経済は、米国や日本と比べて緩やかな成長にとどまっています。欧州中央銀行は政策金利を平成15年6月以降2％に維持しています。株価は平成15年の大幅上昇の後平成16年前半にやや頭打ちとなり、後半には再び上昇しましたが、平成17年4月には米国市場と連動する形で下落しました。

平成16年のアジア経済は、平成15年をさらに上回る成長となりました。中国では景気の過熱を警戒する中国政府が引き締め政策を強化してきましたが、これまでのところ、経済全体としては明確な影響は確認できません。

エクゼクティブ・サマリー

当期の経営環境は、企業業績は順調な回復を見せたものの、国際情勢や原油価格等の高騰など外部環境に不透明感が残り、日本経済は年度を通して「踊り場」という状況で推移しました。政策面では、平成16年末に「金融改革プログラム」が発表されるなど、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる動きが出始めています。企業部門では、リストラクチャリングによる効果と業績の回復に伴い資金余剰の状況となっており、株主価値向上のために積極的な資本政策を検討する企業が増加してきました。こうした環境下、当社はお客様に資本市場を通じたさまざまな解決策や投資機会の提供、および収益の多様化に努めることにより、ビジネスを拡大してまいりましたが、平成17年3月期の税引前当期純利益 は 前期の2,827億円から28％減の2,048億円、当期純利益は前期の1,723億円から45％減の 947億円となりました。また、株主資本純利益率は前期の10.1％から5.2％へ低下いたしました。

国内営業部門は株式、投資信託、外債、個人向け国債など多様な商品の供給を通じてお客様のニーズに対応した結果、平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は前期とほぼ同水準の3,044億円となり、税引前当期純利益は前期比2％増加して812億円となりました。これは、お客様のコア・バリューに焦点をあてたサービス体制の構築を進めることで、それぞれのお客様に適した質の高い金融サービスを提供できるようになった結果です。また、国内営業部門で管理する顧客資産（含む金融機関）は、平成17年3月末時点で45.6兆円と過去最高を更新し、順調な拡大を続けています。

平成17年3月期のグローバル・ホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比11％減少の3,259億円となり、税引前当期純利益は、前期比38％減少の864億円となりました。グローバル・マーケッツは、主にボラティリティ低下等のマーケット環境の悪化、および顧客オーダー・フローの減少等の影響等により、トレーディング収益が減少したため、収益合計（金融費用控除後）は前期比14％の減少となりました。インベストメント・バンキングは、株式新規公開や株式公募・売出しなどの引受業務が堅調であったことに加え、M&Aのアドバイザリー業務においても実績を伸ばし、収益合計（金融費用控除後）は前期比6％の増加となりました。マーチャント・バンキングは、欧州における保有資産のファンディング・コストの影響等により収益合計（金融費用控除後）は前期比32％の減少となりました。

アセット・マネジメント部門は、主に株式型投資信託の純資産残高の増加により、アセット・マネジメント業務手数料が増加し、収益合計（金融費用控除後）は、前期比21％増の435億円となりました。お客様の分配頻度の高い投資信託に対するニーズにお応えするため、多分配型ファンドの商品ラインアップを拡充しており、多分配型ファンドの資産残高の増加などが収益性の向上につながり、収益が拡大しました。平成17年3月末時点で、野村アセットマネジメントの運用資産残高は16.2兆円、アセット・マネジメント部門の運用会社の運用資産残高合計は19.1兆円となっています。

当社は過去5年間にわたり、流動性の維持および適正資本の維持を行なう一方で、バランスシートの規模を拡大してきております。バランスシートの拡大は、主としてトレーディング業務の拡大による流動性の高い国債・政府証券等の増加によるものです。この拡大に必要な資金は、担保付資金取引、当社社債・コマーシャル・ペーパーの発行および株主資本により主として調達されております。当社の平成17年3月末の株主資本は1兆8,684億円と

なり、平成13年3月期の1兆4,364億円から4,320億円増加しました。当社は、バランスシートの規模、構成、増加要因、資金調達源の分散をモニターしております。また、事業環境の変化に対応して、資本の再配分を通じたビジネス・ポートフォリオの最適化を図るとともに、常に当該ビジネス・ポートフォリオに即した資本と負債構造を維持することにより、リスク・プロファイルに応じた株主資本利益率の最大化を図ることに取り組んでいます。流動性の管理は非常に重要であります。当社は、金融市場の混乱があった場合でも、追加的な無担保調達、あるいは資産の投売り的な売却を行なうことなく1年間の業務継続を可能とする流動性管理を基本方針としております。

経営成績

当社の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。平成15年3月期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）にかかる業績の概要は平成15年6月27日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいております。

	平成15年３月期（百万円）	平成16年３月期（百万円）	平成17年３月期（百万円）
金融収益以外の収益：			
委託・投信募集手数料	141,640	210,216	221,963
投資銀行業務手数料	81,847	86,994	92,322
アセットマネジメント業務手数料	79,290	66,193	78,452
トレーディング損益	172,308	229,042	201,686
プライベート・エクイティ投資関連損益	△14,391	13,138	7,744
投資持分証券関連損益	△41,288	55,888	15,314
プライベート・エクイティ投資先企業売上高(1)	6,229	17,640	75,061
その他	13,360	23,565	32,316
金融収益以外の収益合計	438,995	702,676	724,858
純金融収益	127,279	100,427	74,332
収益合計（金融費用控除後）	566,274	803,103	799,190
金融費用以外の費用	518,865	520,427	594,355
税引前当期純利益	47,409	282,676	204,835
法人所得税等	37,295	110,347	110,103
会計原則変更による累積的影響額(2)	109,799	―	―
当期純利益	119,913	172,329	94,732
株主資本利益率（ROE）	7.4%	10.1%	5.2%

(1) プライベート・エクイティ投資先企業売上高は、“プライベート・エクイティ事業”に関する記載をご参照下さい。

(2) 会計原則変更による累積的影響額は、野村アセットマネジメント株式会社の株式追加取得にかかる貸方営業権の償却額（109,799百万円）を計上しております。

平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は7,992億円と、平成16年3月期の8,031億円から0.5%減少しました。委託・投信募集手数料は、国内営業部門においてお客様のニーズに応じた商品およびサービスを高めることにより、前期比6%増加しました。アセットマネジメント業務手数料は、主に株式型投資信託の純資産残高の増加により、前期比19%増加しました。プライベート・エクイティ投資先企業売上高は、主にプライベート・エクイティ投資先企業の連結処理の影響により326%増加しました。株式トレーディング損益は、株式市場が堅調に推移したことにより、前期比2%増加しました。一方、債券等トレーディング損益については、主に外国債券の募集・販売が減少したことにより、前期比21%減少しました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、実現損益ならびに評価損益が低調に推移したことにより、前期比41%減少しました。投資持分証券関連損益は、大幅な利益を計上した前期と比較して、株式市場が概ね横ばいで推移したことにより、前期比73%減少しました。

平成15年3月期、平成16年3月期および平成17年3月期の純金融収益は、それぞれ1,273億円、1,004億円、743億円でした。純金融収益は、トレーディング資産およびレポ・リバースレポ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な一つの要素であり、当社は、特にグローバル・ホールセール部門について、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。

平成16年3月期の収益合計（金融費用控除後）は8,031億円と、平成15年3月期の5,663億円から42%増加しました。この増加は、主に委託・投信募集手数料、トレーディング損益および投資持分証券関連損益の三つの要因によります。委託・投信募集手数料は、国内営業部門においてお客様のニーズに応じた商品およびサービスを高めることにより、平成15年3月期比48％増加しました。株式トレーディング損益は、株式市場の好調により、平成15年3月期比109％増となりました。債券等トレーディング損益についても、債券関連商品の顧客ニーズも依然高く、平成15年3月期比14％増となりました。投資持分証券関連損益は、株式市場が低迷した平成15年3月期は損失を計上しましたが、平成16年3月期は日本の株式市場の回復により利益を計上しました。

当社は、投資持分証券関連損益として、平成15年3月期は、413億円の損失を計上しています。平成16年3月期、平成17年3月期は、それぞれ559億円、153億円の利益を計上しています。この項目は、取引先企業との取引関係目的で当社が保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。連結財務諸表では、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券は、時価で評価され、その評価損益は当該期の損益として認識されています。

平成17年3月期の金融費用以外の費用は、平成16年3月期の5,204億円から14%増加し、5,944億円となりました。これは、プライベート・エクイティ投資先企業売上原価が前期の119億円から277％増加し、447億円となったことが主な要因となっております。

平成16年3月期の金融費用以外の費用は、平成15年3月期の5,189億円から0.3%増加し、5,204億円となりました。人件費は6％増加しましたが、支払手数料、不動産関係費および事業促進費用のコスト削減により、金融費用以外の費用は微増となりました。

税引前当期純利益は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ474億円、2,827億円、2,048億円となりました。

当社は、日本においてさまざまな税金を課されており、平成15年3月期、当社は日本の税法に基づき連結納税制度を適用しました。標準法人税率に加えて、2%の付加税が平成16年3月期まで課せられました。付加税の影響により、平成15年、および平成16年3月期の国内法定実効税率は約44％となっております。平成15年3月に日本において、標準事業税率を低下させ同時に資本の額および法で定める一定の費用の額に課税する新税制（外形標準課税）が制定されました。この税制は、平成16年4月1日以降、当社および日本の子会社に適用され、これによって国内の法定実効税率は約41％に低下しました。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より

低い税率が適用されています。そのため当社の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取り扱いにも影響を受けています。

平成17年3月期の法人所得税等は、1,101億円、実効税率は53.8%となり、法定実効税率の41%を上回っています。この税率の差異は主に以下の正負異なる二つの要因により生じたものです。第一に、米国の子会社で発生した損失に係る繰延税金資産についての回収可能性が低かったこと、および英国税法の取り扱い変更に伴い欧州における特定のテラ・ファーマ投資の評価について将来の実現可能性を見直した結果、欧州の子会社で従来計上してきた繰延税金資産の減額を行なったことなどにより評価性引当金が増加し、これにより平成17年3月期の実効税率を19.9%引き上げる結果になりました。第二には、海外子会社株式の評価減について、国内での税効果を認識したことにより、平成17年3月期の実効税率を9.4%引き下げる結果になりました。

平成16年3月期の法人所得税等は、1,103億円、実効税率は39.0%となりました。実効税率が法定実効税率の44%を下回っているのは主に二つの理由によります。一つは、グローバルな競争力を備えた日本の金融機関として確固たる地位を築くために、グローバル・ホールセール戦略の一環として当社の三つの海外地域（米州、欧州、アジア・オセアニア）における資本基盤、ビジネス構成を見直した結果、三つの海外拠点の持株会社（ノムラ・ホールディング・アメリカInc.、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC、およびノムラ・アジア・ホールディングN.V.）の未分配剰余金について、近い将来に配当支払いをしない見通しとなりました。その結果当社は前期以前に計上していた85億円の繰延税金負債を取崩しました。これにより平成16年3月期の実効税率は約3%減少いたしました。もう一つは海外子会社の所得（損失）に適用される低税率の影響です。これら子会社で発生した損益が平成16年3月期の実効税率を約1.6%引き下げています。

平成15年3月期の法人所得税等は、373億円、実効税率は78.7%となりました。実効税率が法定実効税率の44%より大幅に高くなっているのは主に二つの理由によります。一つは、平成15年3月に日本において、標準事業税率を低下させ同時に資本の額および法で定める一定の費用の額に課税する新たな税制（外形標準課税）が制定されました。この新税制は、平成16年4月1日以降、当社および日本の子会社に適用され、これによって国内の法定実効税率は約40%に低下します。将来の法定実効税率が低下したことにより、既存の繰延税金資産は減少し、結果として平成15年3月期の実効税率を約16%引き上げることとなりました。もう一つは、海外子会社における繰越欠損金に対する評価性引当金の変動により繰延税金資産が減少し、平成15年3月期の実効税率を約12%引き上げています。

当社は、平成15年3月期において、財務会計基準書第142号を適用し、野村アセットマネジメント株式会社の株式追加取得にかかる貸方営業権を一括償却し、会計原則変更による累積的影響額1,098億円の利益を計上しております。

当期純利益は平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ、1,199億円、1,723億円、947億円となりました。株主資本利益率（ROE）は、それぞれ7.4%、10.1%、5.2%となりました。

事業セグメント別経営成績

当社の事業セグメントは、平成17年3月31日までは国内営業部門、グローバル・ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の三部門体制でしたが、平成17年4月1日よりグローバル・ホールセール部門を、今後の業容拡大と新規ビジネスへの機動的な対応を図るため、グローバル・マーケッツ部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門の三部門に改組し、五部門体制にしております。投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。また、取引関係目的で保有する投資持分証券評価損益と、プライベート・エクイティ投資先企業等の連結／連結除外等による影響はセグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については連結財務諸表の注記18にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。

国内営業部門

当社の国内営業部門は、国内のお客様に対する資産管理型営業を行なっており、その中で手数料等を受け取っております。また、投資信託の運用会社からは当社が販売した投資信託の代行報酬を、保険会社からは当社が代理店として販売した変額年金保険の代理店手数料を受け取っております。

国内営業部門の経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
金融収益以外の収益	246,938	304,035	301,464
純金融収益	2,313	1,722	2,903
収益合計（金融費用控除後）	249,251	305,757	304,367
金融費用以外の費用	213,562	226,213	223,200
税引前当期純利益	35,689	79,544	81,167

平成17年3月期の国内営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、株式委託手数料・アセットマネジメント業務手数料が増加する一方で、主に外国債券の募集・販売が減少したことにより、平成16年3月期の3,058億円から0.5%減少し、3,044億円となりました。株式委託手数料の増加は、国内株式市場が堅調に推移し株式売買高が増加したことによります。また、アセットマネジメント業務手数料の増加は、株式型投資信託の残高が増加したことによります。

平成16年3月期の国内営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、アセットマネジメント業務手数料が減少する一方で、株式委託手数料・投信募集手数料が大きく増加したことにより、平成15年3月期の2,493億円から23%増加し、3,058億円となりました。アセットマネジメント業務手数料の減少は、主に公社債投資信託の組入債券の評価方法の変更による信託報酬の減少によります。その一方で、国内株式市場の好調による株式委託手数料の増加、投資信託の募集・販売の好調により、上記手数料の減少を補い増収となりました。

平成17年3月期の金融費用以外の費用は、人件費は増加しましたが、人件費以外の費用が減少したことにより、平成16年3月期の2,262億円から1%減少し、2,232億円となりました。

平成16年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の増加により、平成15年3月期の2,136億円から6%増加し、2,262億円となりました。

税引前当期純利益は平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ357億円、795億円、812億円と

なりました。

下のグラフは、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成を示しています。

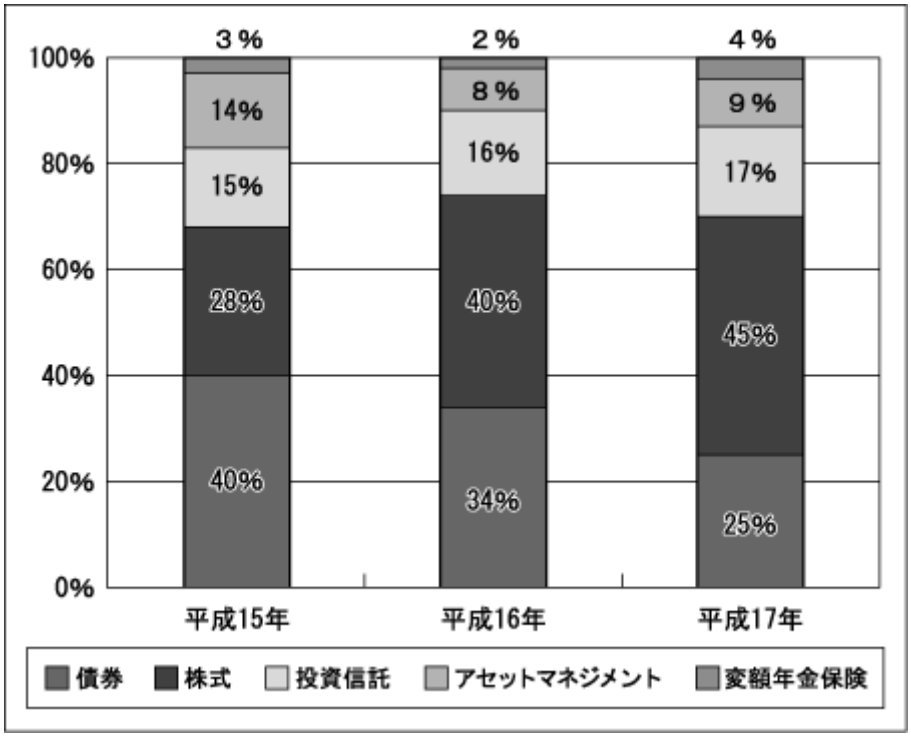

平成17年3月期は、株式関連収益、投資信託関連収益、アセットマネジメント関連収益および変額年金保険の代理店手数料が増加したものの、債券関連収益の減少により全体の収益は減少しました。平成16年3月期の国内営業部門は、債券関連収益が収益合計の34%を占めておりましたが、平成17年3月期は25%に減少しました。一方で、株式関連収益は国内株式市場が堅調に推移したことにより40%から45%に増加しました。また、投資信託および変額年金保険の募集・販売の好調により、投資信託関連収益、アセットマネジメント関連収益、変額年金保険の代理店手数料が微増となりました。顧客資産を拡大する一方で資産管理型営業を推進し、収益源を多様化してまいりましたが、主に外国債券の募集・販売が減少したことにより、国内営業部門全体の収益は減少しました。

預り資産

下のグラフは、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期の国内営業部門の顧客資産の額と、その内訳を示しています。なお、顧客資産は、金融機関を除いた顧客からの預り資産と、変額年金保険契約資産残高からなります。

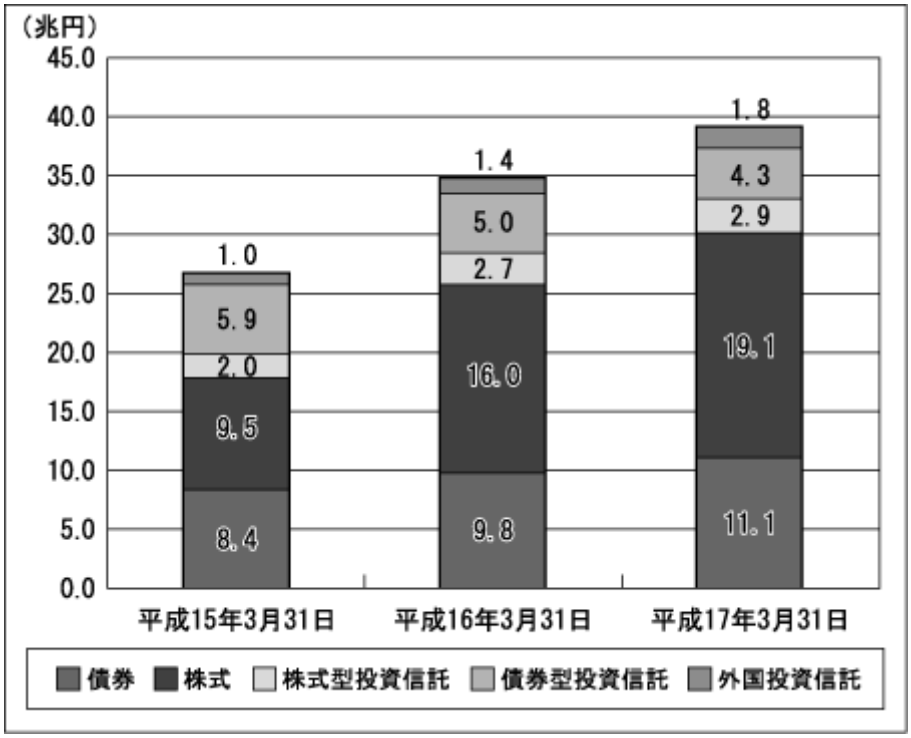

注：上記データは、職域関連の預り資産、地域事業法人（除く金融機関）の預り資産、および変額年金契約残高資産を含めております。なお、些少であることから上記グラフには表示されていない、その他に分類される資産の額は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期それぞれ2,200億円、3,300億円、5,100億円であります。

当社の平成17年3月末の顧客資産は、株式資産や債券資産の増加により、平成16年3月末の35.2兆円から4.6兆円増加し、平成17年3月末には39.8兆円となりました。

特定口座の導入に伴う株券預かりの増加を受け、株式資産が平成16年3月末の16兆円から3.1兆円増加し、平成17年3月末には19.1兆円となりました。

また、超低金利の継続と、資産分散ニーズの高まり、ペイオフ全面解禁、個人向け国債の取り扱い開始等により、国内債へのニーズは、個人・法人を問わず旺盛で、順調な資産拡大となりました。債券資産は、1.3兆円増加し、平成16年3月末の9.8兆円から平成17年3月末には11.1兆円となりました。

グローバル・ホールセール部門

グローバル・ホールセール部門は、主としてグローバルな法人顧客に対し、セールス・トレーディングおよび投資銀行業務サービスを提供し手数料等を受け取っています。セールス・トレーディング業務では、債券・株式について当社の自己勘定を通じたマーケット・メイキングあるいはトレーディング機能を通じて、顧客取引を支援するサービスを提供しております。当社は、引受やアドバイザリー業務といった広範な投資銀行サービスも提供しております。また、当社は、アービトラージ、プリンシパル・ファイナンスといった自己勘定取引も行なっております。

グローバル・ホールセール部門の経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
金融収益以外の収益	196,675	290,845	264,848
純金融収益	101,794	74,891	61,022
収益合計（金融費用控除後）	298,469	365,736	325,870
金融費用以外の費用	207,436	227,227	239,502
税引前当期純利益	91,033	138,509	86,368

グローバル・ホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ2,985億円、3,657億円、3,259億円でした。また、金融費用以外の費用は、それぞれ2,074億円、2,272億円、2,395億円でした。

グローバル・ホールセール部門は、平成17年3月期においてはフィクスト・インカムとエクイティを統合して創設されたグローバル・マーケッツ、インベストメント・バンキング、マーチャント・バンキングの３つのビジネス・ラインに分けられておりましたが、平成17年4月1日よりグローバル・ホールセール部門を、グローバル・マーケッツ部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門の三部門に改組しております。

グローバル・マーケッツ

平成16年4月の組織改正により、株式・債券の商品間の垣根の低下といったマーケットの変化に効率的に対応するため、従来のビジネス・ラインのフィクスト・インカム、エクイティを統合し、新たなビジネス・ラインとしてグローバル・マーケッツを創設しました。

当社は、グローバルネットワークを活用した債券・国内外株式のセールスおよびトレーディング業務を行っています。特に、デリバティブ、ハイブリッド商品におけるトレーディング体制と商品供給力の強化およびプライマリー分野における商品アイディア等の情報発信機能の強化、証券化スキームを活用した資金調達など市場型クレジット商品の供給力強化、不動産を中心とするアセット・ファイナンスの強化に取り組んでいます。

さらに、高度なリスク管理能力に基づいたポジション管理と豊富な資本に裏付けられたリスク許容力によって、お客様の多様なニーズに合致したサービスを提供しています。また、質の高いリサーチやクオンツ分析の提供を通じて構築された国内外での強固な顧客基盤をベースにお客様からのオーダー・フローをグローバルに集約して、自己ポジションを活用したソリューションの提供を行っています。

下の表は、当社の日本国債の入札とセカンダリーでのシェア（元本ベース）を示しています。セカンダリーは、日本で発行された国債の店頭売買取引と取引所でのトレーディングで、現先取引および同業社間取引は除かれています。

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
日本国債入札	15%	16%	18%
日本国債セカンダリー・トレーディング	14%	16%	14%

下の表は、日本の株式市場の指標であります、TOPIX(東証株価指数)と日経225(日経平均株価)の各年の期末日現在の終値および前年比の推移を示しております。

株価指標

	平成15年３月31日	平成16年３月31日	平成17年３月31日
TOPIX(東証株価指数)	788.00	1,179.23	1,182.18
	△25.7 %	49.6 %	0.3 %
日経225(日経平均株価)	7,972.71	11,715.39	11,668.95
	△27.7 %	46.9 %	△0.4 %

日本の株式市場は、平成15年後半から大幅な上昇に転じました。大幅に上昇してきた株式市場は、平成16年春にピークをつけた後、ボックス圏の動きに終始しました。代表的な株価指数であるTOPIXは、平成16年3月期末の1,179.23ポイントから平成17年3月期末には1,182.18ポイントとほぼ横ばいにとどまりました。また日経平均株価は、平成16年3月期末の11,715.39円から平成17年3月期末には11,668.95円とこちらも概ね横ばいとなりました。

下の表は、日本の株式市場における当社のシェアの推移を示しております。

シェア

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
マーケット合計	9 %	8 %	7 %
市場外／立会所外取引	20 %	16 %	17 %

グローバル・マーケッツの経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計（金融費用控除後）	235,991	284,147	243,087
金融費用以外の費用	142,434	163,304	182,901
税引前当期純利益	93,557	120,843	60,186

平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主にボラティリティ低下等のマーケット環境の悪化、および顧客オーダー・フローの減少等の影響等により、トレーディング収益が減少したため、平成16年3月期の2,841億円から14%減少し、2,431億円となりました。

平成16年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、引き続き国内営業部門における国内富裕層からの外債ニーズが堅調だったことおよびミディアム・ターム・ノート関連のトレーディング収益の増加にくわえ、国内株式市場の好調によりブロック・トレード等のオーダー・フローが堅調に推移したため、平成15年3月期の2,360億円から20%増加し、2,841億円となりました。

平成17年3月期の金融費用以外の費用は、新たな事業領域を確立するため、主に人件費、雇用水準の増加、および専門家報酬の増加による人件費以外の費用の増加により、平成16年3月期の1,633億円から12%増加し、1,829億円となりました。

平成16年3月期の金融費用以外の費用は、主に収益に連動した人件費の増加により、平成15年3月期の1,424億円から15%増加し、1,633億円となりました。

税引前当期純利益は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ936億円、1,208億円、602億円となりました。

インベストメント・バンキング

当社は、引受、アドバイザリー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。また、アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行なっています。下の表は、債券、株式についての当社の日本の引受市場におけるシェアの推移を示します。

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
株式新規公開	11 %	27 %	32 %
株式公募増資	50 %	33 %	25 %
普通社債	26 %	19 %	17 %
サムライ債	14 %	16 %	12 %

当社は、日本国内およびクロスボーダーのM&A／財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。トムソン・ファイナンシャルによると、平成16年1月～12月の日本企業関連のM&A取引は873億ドルで、その中で当社の占めるシェアは22.2%となっています。

インベストメント・バンキングの経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計（金融費用控除後）	69,125	70,869	75,445
金融費用以外の費用	56,374	53,703	46,231
税引前当期純利益	12,751	17,166	29,214

インベストメント・バンキングの平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主に株式引受関連手数料の増加や新たに開発したマルチプルプライベートオファリングなどの自己資本を活用したソリューション・ビジネスからの収益により、平成16年3月期の709億円から6%増加し、754億円となりました。

インベストメント・バンキングの平成16年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主に株式引受関連手数料の増加により、平成15年3月期の691億円から3%増加し、709億円となりました。

インベストメント・バンキングの平成17年3月期の金融費用以外の費用は、事業再編の効果もあり、平成16年3月期の537億円から14%減少し、462億円となりました。

インベストメント・バンキングの平成16年3月期の金融費用以外の費用は、主に支払手数料の減少により、平成15年3月期の564億円から5%減少し、537億円となりました。

税引前当期純利益は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ128億円、172億円、292億円となりました。

マーチャント・バンキング

平成13年10月、当社はグローバル・ホールセール部門の中に、マーチャント・バンキング・ビジネス・ラインを設置し、日欧のプリンシパル・ファイナンス業務とその他プライベート・エクイティ・ビジネスを統合しました。

国内のバイアウト・企業再生分野においては、野村プリンシパル・ファイナンスを通じ、将来の成長・業績改善の見込める企業および高い投資リターンの見込める企業などに投資を行ないます。当期は日本企業の事業再編の動きが一段と活発化する中、投資タイミングの好機を捉えるべく積極的な案件の組成に取り組み、投資案件数、投資残高ともに実績を大きく伸ばしました。また、プライベート・エクイティ分野においては、野村リサーチ・アンド・アドバイザリーの運用するファンドへの出資を通じて、ビジネスを展開しております。後述の 「［連結財務諸表注記］ 2 会計方針の要旨： プライベート・エクイティ事業 および 4 プライベート・エクイティ事業」での説明のとおり、平成14年3月27日以降、欧州でのプリンシパル・ファイナンス事業は、テラ・ファーマによって管理されております。

マーチャント・バンキングの経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計（金融費用控除後）	△6,647	10,720	7,338
金融費用以外の費用	8,628	10,220	10,370
税引前当期純利益（損失）	△15,275	500	△3,032

マーチャント・バンキングの平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、国内における自己資金投資先企業等の売却益および欧州におけるテラ・ファーマ投資の評価益もありましたが、欧州における保有資産のファンディング・コストの影響等により、平成16年3月期の107億円から32%減少し、73億円となりました。

マーチャント・バンキングの平成16年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、国内における自己資金投資先企業等の売却益および欧州におけるテラ・ファーマ投資の評価益により、平成15年3月期の△66億円から増加し、107億円となりました。

マーチャント・バンキングの平成17年3月期の金融費用以外の費用は、専門家報酬が増加しましたが人件費の減少により相殺され、平成16年3月期の102億円とほぼ同額の104億円となりました。

マーチャント・バンキングの平成16年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の増加により、平成15年3月期の86億円から18%増加し、102億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ△153億円、5億円、△30億円となりました。

アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、野村アセットマネジメントを中心に、当社や他の金融機関を通じて販売される投資信託の開発・運用や、年金その他の法人顧客に対する投資顧問業を行ない、投資信託の運用報酬や投資顧問報酬を受け取っています。また、確定拠出年金ビジネスでは、運営管理機関手数料を受け取っています。

アセット・マネジメント部門の経営成績

（単位：百万円）

	平成15年３月期	平成16年３月期	平成17年３月期
金融収益以外の収益	34,828	34,300	42,239
純金融収益	2,232	1,657	1,283
収益合計（金融費用控除後）	37,060	35,957	43,522
金融費用以外の費用	33,866	37,004	36,086
税引前当期純利益（損失）	3,194	△1,047	7,436

平成17年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、野村アセットマネジメント、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメントなどの運用資産残高増加等によるアセットマネジメント業務手数料の増加により、平成16年3月期の360億円から21%増加し、435億円となりました。

平成16年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、公社債投信の残高減少等によるアセットマネジメント業務手数料の減少によって、平成15年3月期の371億円から3%減少し、360億円となりました。

平成17年3月期の金融費用以外の費用は、平成16年3月期の370億円から2%減少し、361億円となりました。平成16年3月期の金融費用以外の費用は、平成15年3月期の339億円から9%増加し、370億円となりました。これは、主に平成15年9月の野村アセットマネジメントの日本証券業厚生年金基金脱退に伴う特別掛金の支払いの影響によるものです。

税引前当期純利益（損失）は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期、それぞれ32億円、△10億円、74億円となりました。

下の表は、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期のアセット・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

（単位：十億円）

	平成15年３月31日	平成16年３月31日	平成17年３月31日
野村アセットマネジメント	14,469	15,936	16,231
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント	570	815	1,152
野村ブラックロック・アセット・マネジメント	950	1,156	981
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	54	122	423
マイントラスト KAG mbH	142	193	222
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーズ・アメリカ	116	107	139
合計	16,302	18,329	19,148

注：平成15年3月期および平成16年3月期のマイントラストKAG mbHの運用資産残高には、平成16年4月1日に合併したノムラ・マイントラストGmbHの運用資産残高が含まれます。

アセット・マネジメント部門の資産運用ビジネス

アセット・マネジメント部門の運用資産は、平成17年3月末で19.1兆円となっており、平成15年3月末比で2.8兆

円の増加、平成16年3月末比で0.8兆円の増加となっております。平成17年3月末の運用資産残高の主な内訳は、野村アセットマネジメントが16.2兆円、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメントが1.2兆円、野村ブラックロック・アセット・マネジマントが1.0兆円となっております。

平成17年3月期は、株価指数連動型投資信託（ETF）や公社債投資信託の残高が減少しました。一方、日経平均株価が前期末の11,715.39円（平成16年3月31日終値）から期末11,668.95円（平成17年3月31日終値）と0.4%下落したものの、多数の新商品の設定による株式型投資信託の残高増加や海外投資家からの投資顧問資産の残高増加により、平成16年3月期の18.3兆円から0.8兆円（前期比4%）増加し、19.1兆円となりました。

下の表は、平成15年、平成16年、平成17年のそれぞれ3月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア（純資産ベース）を示しています。公募株式型投資信託の市場規模が総じて拡大したことが影響し、野村アセットマネジメントの公募投資信託におけるシェアは、24%に低下しました。

野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア

	平成15年３月31日	平成16年３月31日	平成17年３月31日
公募投資信託合計	30%	28%	24%
株式型投資信託	19%	19%	15%
公社債型投資信託	40%	40%	42%

日本における確定拠出年金ビジネス

当社は、確定拠出年金ビジネスにおいて、制度の導入支援、制度設計に関するコンサルティングにはじまり、投資信託の商品提供業務、商品の選定・提示や情報提供などの運営管理機関業務、投資教育にいたるまで幅広いサービスを提供しています。平成17年3月末現在、野村年金サポート＆サービス株式会社が運営管理機関を受託している規約は112件で、加入者数は約24万人となっています。

その他の経営成績

その他の経営成績には、投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「[連結財務諸表注記]１８セグメント情報」をご参照ください。

その他の経営成績は、平成15年3月期は、407億円の税引前当期純損失となりました。平成16年3月期、平成17年3月期は、それぞれ85億円、126億円の税引前当期純利益となりました。

上場している持分法適用関係会社でありますジャフコは、ベンチャーキャピタル業務を行なっており、当社の投資において重要な額を占めています。平成14年３月期および平成15年３月期の日本の株式市場の低迷により、ジャフコが投資している企業の株式新規公開が減少したこと等もあり、ジャフコ株の株価が大幅に下落しました。このため、当社は、ジャフコへの投資価値の喪失が一時的な下落によるものでないことからジャフコ株式への投資を切り下げたことにより、平成15年３月期に212億円の減損を計上しました。

キャッシュ・フロー

「第２[事業の状況]　６[財政状態及び経営成績の分析]（4）資本・負債の構成と流動性」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産負債の残高（連結貸借対照表上、担保差入有価証券として括弧書きで記載されているものを含む）は以下のとおりです。

種類	平成16年３月31日 （百万円）	平成17年３月31日 （百万円）
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	13,838,396	15,600,521
有価証券等	13,066,963	14,757,597
持分証券および転換社債	2,091,565	2,387,992
政府および政府系機関債	7,702,731	9,080,814
銀行および事業会社の負債証券	1,153,693	1,494,890
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	24,998	16,000
証券オプションおよびワラント	41,900	58,639
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	773,083	1,056,212
受益証券等	1,278,993	663,050
デリバティブ取引	479,659	515,946
為替予約取引	34,807	43,326
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,073	5,377
スワップ取引	293,883	330,343
証券オプション取引以外のオプション取引(買建)	149,896	136,900
プライベート・エクイティ投資	291,774	326,978
トレーディング負債	5,976,966	5,332,173
有価証券等	5,559,598	4,895,054
持分証券および転換社債	1,301,983	639,919
政府および政府系機関債	3,957,335	3,916,141
銀行および事業会社の負債証券	223,983	267,197
証券オプションおよびワラント	62,871	70,652
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	13,414	1,145
受益証券等	12	—
デリバティブ取引	417,368	437,119
為替予約取引	29,629	30,858
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,324	21,168
スワップ取引	297,856	296,481
証券オプション取引以外のオプション取引(売建)	88,559	88,612

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリューアットリスク(VaR)を採用しております。

(1) VaRの前提

・信頼水準：2.33標準偏差　片側99%

・保有期間：１日

・商品間の価格変動の相関を考慮

(2) VaRの実績

	平成16年３月31日 (億円)	平成17年３月31日 (億円)
株式関連	33	30
金利関連	20	28
為替関連	5	7
小計	58	65
分散効果	△19	△24
バリューアットリスク(VaR)	39	41

	平成17年３月期		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリューアットリスク(VaR)	107	35	48

２ 【対処すべき課題】

国内におけるマネーフローの構造的変化や規制緩和が進展する中で当社を取り巻くビジネス環境は、大きくかつ急速に変化してきています。そのような中、当社は、お客様とマーケットに正面から向き合い、お客様の様々なニーズに迅速かつ的確に対応するために、証券業務をより広く捉え、グローバル化を加速することにより、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供できる会社を目指して取り組んでまいります。

国内営業部門においては、お客様との対話を一層深め、お客様の多面的ニーズに合わせて、多様で質の高い金融サービスを提供することで、顧客基盤を厚くし、お預かりする資産を拡大してまいります。また、金融市場の活性化のために、投資家のすそ野を拡大するための証券投資教育などについては、今後とも重要な活動として推進してまいります。

グローバル・マーケッツ部門では、傘下のグローバル・フィクスト・インカム、グローバル・エクイティおよびアセット・ファイナンスにおいて、専門性をより一層高め、国内営業部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門との連携を強化することにより、多様化するお客様のニーズに応えるソリューションを提供できる体制を強化してまいります。

グローバル・インベストメント・バンキング部門においては、日本企業がリストラとその後の業績回復に伴い、資金余剰の状況になりつつある中で、株主価値向上のための資本政策やグローバル化の進展に伴うM&A案件など、お客様のニーズに対して迅速かつ付加価値の高いソリューションを提供してまいります。

グローバル・マーチャント・バンキング部門においては、当社の自己資金を投資するビジネスを行う部門として、他部門との連携を通じて投資先企業の企業価値の向上に取り組み、エグジット（投資資金の回収）による投資収益の最大化を目指すとともに、当社のビジネスの拡大につなげてまいります。

アセット・マネジメント部門では、幅広い投資機会を効率的に把握するための機能の向上など、運用力強化に向けた取組みを継続するとともに、販売支援体制の強化とお客様のニーズを捉えた新商品の提供を積極的に行い、お客様にとってベストな運用商品を幅広く提供することで運用資産残高を増加させてまいります。また、制度導入の拡大が見込まれる確定拠出年金ビジネスでは、コンサルティングや投資教育などのサービス内容の充実と商品供給体制の強化により、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

当社は、以上のような課題に対し、グループの総力を結集してスピード感をもって取り組み、日本経済の発展と金融市場のさらなる拡大に尽力しながら、顧客基盤、収益基盤を強化し、株主価値の極大化を図ってまいります。

３ 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも当社に悪影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。

市場の変動によって当社のビジネスが悪影響を受ける可能性があります

当社のビジネスは、日本に加え世界のあらゆる金融市場の動向や経済情勢の影響を大きく受けています。市場の低迷は、純粋な経済的要因だけではなく戦争、テロ行為、自然災害などによっても引き起こされます。市場の低迷が長引くと、当社のビジネスに悪影響が及び、結果として大きな損失が発生する可能性があります。市場の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティによっては大きな損失を被る可能性があります。

当社の仲介手数料やアセット・マネジメント収入が減少する可能性があります

市場が低迷すると、当社がお客様のために仲介する証券取扱高が減少するため、仲介業務から受け取る収入も減少する可能性があります。また、多くの場合当社はお客様のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。市場の低迷によって、お客様のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加と新規投資の減少が生じることによって、当社がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

当社の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融情勢や経済情勢の悪化によって、当社の行なう引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務において案件の数や規模が減少する可能性があります。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務の収入は、当社が取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、市場の低迷が長引くとこれらの収入も減少する可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

当社は自己売買および顧客取引を補完する目的で、債券市場や株式市場で大きなトレーディングポジションと投資ポジションを保有しております。当社のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には金利、クレジット、株式、通貨、商品取引、不動産などのデリバティブ取引も含まれます。市場の変動は、これらの資産の価値に悪影響を与える場合があります。当社が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、市場の低迷によってこれらロング・ポジションの価値が減少し、当社は損失を被る可能性があります。また、当社が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、市場環境が上昇すると、当社はショート・ポジションをカバーしようとして上昇相場で資産を取得するため、潜在的には無限定の損失に晒されることとなる可能性があります。当社は、さまざまなヘッジ方法を用いてこれらのポジションリスクを軽減しています。平成13年9月11日の同時多発テロや平成10年のロシア経済危機のような個別の事象によって、市場が当社の予測していない動きをした場合には、当社は損失を被る可能性があります。また、特にエマージング市場でみられるように、市場のボラティリティ水準が予測と異なる場合にも損失を被ります。さらに当社は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションに資本を投じています。当社はこれらのビジネスからも大きな損失を被る可能性があります。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、当社が大きな損失を被る可能性があります

マーケットメイクやブロックトレード、引受業務あるいは第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り等を通じて、リスクを集中させることで、大きな損失を被る可能性があります。当社は多額の資金をこれらの

ビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券に大口のポジションを保有することがあります。例えば、当社はかつて米国での運用において多額の商業用モーゲージ担保証券を保有していました。平成10年8月に債券投資家がこれらの投資から次々に資金を引き揚げた結果、この商業用モーゲージ担保証券の価格は大きく下落しました。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、市場の取引量が減少します。流動性の低い市場では価格をモニターすることが困難になるため、特に店頭デリバティブなどのポジションを適切に解消することができない場合には大きな損失を被る可能性があります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

当社はさまざまな方法や戦略を用い、さまざまな種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、当社は損失を被る可能性があります。当社のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、資産をロング・ポジションで保有する場合は、従来、ショート・ポジションが当該ロング・ポジションの価値の変化を相殺する方向に動いていた資産をショート・ポジションとすることでロング・ポジションをヘッジします。ただし、過去の取引パターンや相関性は持続しない可能性があり、あらゆる市場環境やあらゆる種類のリスクに対する当社のリスク・エクスポージャーの軽減には、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

当社のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行なうための当社の方針や手続が十分な効果を発揮しない場合があります。当社のリスク管理方法の一部は過去の市場動向に基づいています。過去の市場動向は将来的に持続するわけではありません。その結果、過去の指標が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには損失を被る可能性があります。その他当社が使用しているリスク管理方法は、市場やお客様、あるいはその他の事項に関する公表されている情報や当社独自のルートにより入手した情報の評価をよりどころとしています。この情報が正確、完全、最新なものでなかったり、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できない可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

これまでに説明した当社のビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクが、その他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがあります。また、当社がトレーディングで大きな損失を被った場合、当社の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で資金の調達は困難になる可能性があります。さらに、市場が低迷している場合に、当社のお客様や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、当社のお客様や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。当社の流動性リスクと信用リスクについては、以下に説明します。

流動性リスクによって当社の資金調達能力が損なわれ、当社の財政状態が悪化する可能性があります

流動性、すなわち必要な資金の確保は、当社のビジネスにとって極めて重要です。すぐに利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、当社は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって流動性の強化に努めています。しかし、当社は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。その内容は以下のとおりです。

当社が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

当社は日常の資金調達に債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期債券市場で資金を調達できなくなったり、レポ取引や有価証券貸借取引ができなくなると、当社の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、次のような場合に、短期または長期の財政状態の見通しに対する評価を理由に、当社がビジネスを行なうために必要とする与信を貸し手が拒絶する可能性があります。

・大きなトレーディング損失

・市場の低迷による当社の営業活動水準の低下

・規制当局による重大な措置

金融市場の混乱や、投資銀行業、証券業、金融サービス業界全般に関する否定的な見通しなど、当社に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。例えば、平成10年と平成11年には、日本のいくつかの金融機関の資産価値に対する懸念やこれら金融機関の破綻が生じた結果、海外の貸し手は、インターバンク市場での短期借入れに対し追加的なリスクプレミアムを日本の金融機関に課し、信用供与に制限を加えました。こうした追加的なリスクプレミアム、いわゆる「ジャパンプレミアム」が再び課される可能性があります。

実際に当社が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

当社は、当社の事業運営に対する無担保短期資金の主要調達先を、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入れに頼っています。当社の流動性は、これらの借入れを継続的に借り換えていくことができるかに大きく依存しています。当社の発行済みコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、その債券が満期になった時に新たな債券を購入する義務を負っているわけではありません。当社は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入れでまかなうことができなくなる可能性があります。

当社が資産を売却できなくなる可能性があります

当社が債券市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、当社は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定であったり、不透明な場合は、市場全体の流動性が低下する可能性があります。このような場合、当社は資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは当社の流動性の低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に当社の経営成績や財政状態に悪影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、当社の資産売却に悪影響を及ぼすことがあります。例えば、平成10年のロシア経済危機後、当社と他の市場参加者が同種の資産を同時期に売却しようとしたため、ロシア国債やその他商業用モーゲージ担保証券などの当社保

有資産の流動性は大きく損なわれました。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

当社の資金調達コストや債券市場の利用は信用格付に大きく左右されます。格付機関は当社の格付の引下げや取消しを行なったり、格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。当社の信用格付が引き下げられた場合や格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載された場合、当社の資金調達コストを増大させ、債券市場の利用が制限される可能性があります。その結果、当社の利益が減少し、流動性にも悪影響を与えます。例えば、平成10年の一連の信用格付の引下げ後、当社は特に、欧米におけるビジネスについて資金調達コストが増加し、短期資金調達先が制約されました。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成13年9月11日の同時多発テロや平成10年のロシア経済危機のような当社に損失を与えた事象ばかりではなく、当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある次のような出来事が含まれます。

・市場で重要な地位と影響力を有する格付機関による当社のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大きな変更

・当社の取引戦略を陳腐化させたり、競争力を低下させるような、トレーディング、税務、会計などに関する規制の突然の変更

・当社のトレーディング資産や投資資産に関わるM&Aのような企業再編等の失敗

第三者の財務上の問題などによって生じた損失により、当社が信用リスクに晒される可能性があります

当社の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、当社に対して負債を負うことがあります。

取引先が破産、信用低下、流動性不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象などの理由で債務不履行に陥った場合、当社は大きな損失を被る可能性があります。リスクは次のような場合に生じます。

・第三者の証券の保有

・取引先が当社に支払義務を負うスワップなどのデリバティブ契約の締結

・取引相手の受渡不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融仲介機関のシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブ取引

・ブリッジ・ローン、信用取引貸付などを通じた信用供与

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます

大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、当社に悪影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、手形交換など、金融機関間の取引を通じて密接に連関しております。その結果、ある金融機関に関する懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題

や損失、債務不履行につながる可能性があります。このことは決済機関、手形交換所、銀行、証券会社、取引所といった日々取引のある金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性があります。現実の債務不履行や予見される債務不履行リスクの増加、その他類似の事象が現在および将来において発生し、金融市場や当社に悪影響を及ぼす可能性があります。また、日本の主要金融機関が破綻したり、深刻な流動性不足や支払能力に関する問題に陥った場合、その財務上の影響は当社にも及ぶ可能性があります。

当社の信用リスクに関する情報の正確性や当社の信用リスクの管理に利用している担保が十分であるという保証はありません

当社は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行リスクは、不法行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。当社も取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることはできない可能性があります。さらに、当社が担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足していることが判明する可能性があります。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

当社のお客様や取引相手が政治的・経済的理由から当社に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず信用リスクの構成要素でもあります。現地市場の破綻や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域のお客様・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として当社に対する債務の履行に悪影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争状態にあり、急速に統合が進んでいます

当社のビジネスは激しい競争に晒されており、今後も続くと思われます。当社は、取引執行や商品・サービス、イノベーション、世評、価格など多くの要因について競争しており、昨今は、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。また、コーポレート・アドバイザリー・サービスのように、お客様に付加価値の高いサービスを提供する業務においても激しい競争が繰り広げられています。

オンライン専業証券会社や外資系証券会社との日本における競争

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。銀行やその他の金融機関は、規制緩和が進展する前に比較して、ファイナンスや投資信託の分野において当社に対する競争力を増しています。さらに、平成11年10月の株式委託手数料の完全自由化以降は、国内証券会社との競争も激しくなっています。日本の証券会社の多く、特に、オンライン取引に特化している証券会社を含む中小の証券会社は、低い手数料率での証券ブローカレッジ業務の提供を開始しました。当社でも、手数料自由化を受けて株式委託手数料の見直しを行ない、取引額や口座形態に応じたより割安な手数料を設定しました。さらに、いくつかのオンライン専業証券会社は、マーケット・シェアの拡大のため、著しく低い手数料率での新規公開引受ビジネスを提供しようとしています。このような事業戦略が広まり、成功を収めると、当社はマーケット・シェアを維持するために、手数料引下げにより、対抗しなければならないかもしれません。当社は、今後も手数料引き下げ圧力を受ける可能性があります。

日本の大手銀行の系列証券会社との競争

近年、日本の大手銀行の系列証券会社が、特に日本の事業会社の発行する債券についてシェアを増しており、当社のシェアに影響を及ぼしています。これらの系列証券会社の中には、主要な事業債の募集において主幹事を獲得したところもあります。

外資系証券会社との日本市場における競争

日本における外資系証券会社との競争は、証券引受業務や特にM&Aに関するコーポレート・アドバイザリー・サービスの分野でも激しくなっています。

金融業界の国内外の統合の進展は当社にとっては競争の激化を意味します

近年、金融業界において金融機関同士の統合が多くみられるようになりました。特に、商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関が証券会社を設立・買収したり、国内外の金融機関との合併を進めています。特に日本において、他の大手証券会社が最近大手銀行との業務提携を目指し、また報道によれば、最終的には経営統合も視野に入れ、銀行業務とその他金融サービスを組み合わせることによって、競争力強化とマーケット・シェアの拡大を目指しているとされています。こうした業務提携や統合により、大手証券会社と銀行が、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品を提供することができ、あるいは今後できるようになるかもれません。また、これら大手金融機関は、こうした幅広いサービスの提供によって、当社との比較で、競争力が高まり、あるいは今後高まる可能性があります。これらの金融機関は、市場シェアを獲得することで、商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入によって投資銀行業務や証券業務を補完することができます。当社は、これらの統合された大手金融機関が事業を拡大させるにつれて、市場シェアを失うおそれがあります。

当社が海外ビジネスを拡大することができるか否かは、海外における金融機関との競争に打ち勝つことができるかにかかっています

当社は、海外において、多くのチャレンジと事業機会が存在するものと考えています。当社がこれらの事業機会で優位性を得るためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場における金融機関との競争に打ち勝たなければなりません。これらの金融機関のいくつかは当社に比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な現地拠点を有し、現地における長い営業実績を誇っています。

オペレーショナル・リスクによって業務が中断し、当社に対する規制措置が講じられたり、当社の成長が制限されたりする可能性があります

当社は次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、当社は経済的損失、事業の中断、関係者からの提訴、規制措置、世評の低下といった事態に陥る可能性があります。

・証券決済ができないことによる損害

・役員や従業員が適正手続に定められた適切な管理を行なっていないことに伴う損害

・システムの停止または障害による損害（当社のシステムの大部分は関連会社である株式会社野村総合研究所により開発・維持されています）

・当社の施設やシステムの大規模災害や犯罪行為による損壊に伴う損害
・政治的な理由による社会的な混乱により、事業運営や投資活動が制限されることによる損害

当社のビジネスは、重要なリーガル・リスクや規制上のリスク、規制の変更、さらにさまざまなレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

当社が負う重要な法的責任や当社に対する重大な規制措置によって、財務上の大きな影響が生じるか、当社の世評が低下し、その結果、事業の将来性が大きく損なわれる可能性があります。また、当社や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが当社のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

法的責任に対する当社エクスポージャーの重要性

当社は、ビジネスにおいて大きな法的責任に晒されています。これらのリスクには証券取引法やその他の法令における、証券引受・販売などの取引に関する重大な虚偽または誤認表示に対する責任や、当社が法人取引において提供するアドバイスに対する潜在的な責任、複雑なトレーディングの条件に関する紛争、当社との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、あるいは自己資金投資業務に関する法的紛争などが含まれます。市場の低迷が長引くと、当社に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもあります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により当社の世評が傷つけられる可能性もあります。さらに、昨今は違法行為にあたると断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。特に顧客が著名な企業・人物であるような場合には、マスコミ等により大々的に報道され、当社の世評が損なわれ、ビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。これらのリスクの見積もりや数量化は困難であり、リスクの存在とその大きさが相当期間認識されない状況が続くという可能性もあります。

当社に対する広範な規制により業務が制限され、また重大な処分を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。当社も日本政府や自主規制機関の規制を受けるとともに、当社が業務を行なう海外の規制も受けています。これらの規制は金融市場の健全性の確保と当社のお客様や当社と取引を行なう第三者の保護を目的としています。これらの規制は株主を保護することを目的とはしておらず、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて、しばしば当社の活動を制限します。また、広範な検査・監督行為や、当社にとって費用がかさむ、あるいは制限を課される新たな規制の採用、または多額の課徴金を伴う重大な処分などを通じて、規制当局がビジネスに干渉してくるリスクに晒されています。当社は、罰金、営業の一部停止、営業の一時または長期の停止、もしくは営業認可等の取消などの処分を科される可能性があります。当社に対する行政上または司法上の制裁が科せられた場合、当社の世評が損なわれる可能性があります。このような制裁の結果、たとえ制裁が解除されても、特に公的機関等が金融取引において当社を利用しないと決定した場合には、当社は一定の期間、ビジネスチャンスを失うことになる可能性があります。

当社や市場に適用される規制の重要な変更が当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります

当社のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、当社は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。例えば、平成14年9月、金融庁は銀行とその系列証券会社の共同店舗に関する規制を撤廃しました。また、証券取引法の改正により平成16年12月に銀行に証券仲介業務

が解禁されました。これらの規制緩和により、当社と銀行業界との競争が激化する可能性があります。さらに、トレーディングなどの業務に関し、流動性の低下や、取引高、市場参加者の減少を伴うような規制が新たに導入される可能性もあり、そのような規制によって、当社の主な収益基盤である日本市場に悪影響が及ぶ可能性があります。

従業員、取締役、執行役の不正行為が当社に損害を与える可能性があり、この発見・防止は容易ではありません

当社は、従業員や取締役、執行役による不正行為が行なわれるというリスクに晒されています。従業員、取締役、執行役による不正行為によって、上限額を超えた取引が行なわれたり、限度を超えたリスクを負わされたり、権限外や不首尾となった取引が隠蔽される可能性があります。その結果、不正行為が把握されない、もしくは管理されていないリスクや損失が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役による不正行為には、非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれます。これらの不正行為は規制上の制裁や法的責任を伴い、また当社の世評が大きく損なわれたり、当社に財務上の損害が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役による不正行為は常に防止できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。

当社の保有する個人情報の漏洩により、当社のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

当社は業務に関連してお客様から取得する情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報や記録への不正アクセスや漏洩にかかる多数の事件が発生しています。当社に求められる個人情報保護のための基準は、平成17年４月１日に完全施行された個人情報保護法並びに関係規則及びガイドライン等により、厳しくなってきています。個人情報取扱事業者として、当社は本法令に違反した場合には、それにより生じたお客様の経済的損失や精神的苦痛について損害賠償義務を負う可能性があります。

当社は個人情報の保護に留意し、そのセキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、当社のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の不正開示によりお客様に損失が発生した場合には、当社はお客様からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自ら進んで行うにせよ、行政上の命令やその他規制上の措置の対応として行うにせよ、当社のセキュリティ・システムの変更や当社のブランド・イメージや世評の悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために、追加的な費用が発生する可能性があります。そのように当社に対する世評が損なわれることによって、新規のお客様の減少や既存のお客様の喪失あるいはそうした問題に対応する費用の増加が生じる可能性があります。

プライベート・エクイティ投資において当社が期待収益を実現できない可能性があります

当社は平成14年に欧州におけるプライベート・エクイティ事業の再編成を行ないました。この再編成により、旧プリンシパル・ファイナンス・グループを構成していた投資資産は、現在は、当社の元社員により設立され、独立したプライベート・エクイティ投資会社であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッド（以下「TFCPL」）により運営管理されています。当事者間の法的な合意により、TFCPLは一任契約における単独の管理者として選任されており、経営者の指名、戦略的方針に関する決定もしくは同意、最終的な投資回収の方法および時期を含む本件投資（以下「テラ・ファーマ投資」）に関する運営管理についてのすべての意思決定を自ら行なう権能を有しています。テラ・ファーマ投資に関して当社は、TFCPLもしくはテラ・ファーマ投資を構成する個々の投資

に対していかなる措置を講じることができず、また投資先企業の取締役会に出席することもない、受動的な投資家です。テラ・ファーマとの法的な合意は、投資家としての当社の利害と一任契約における管理者としてのTFCPLの利害の一致を図るべく設計されていますが、当社は事由なしに本件合意を解除することはできません。

テラ・ファーマ投資の成果は当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。そしてこの成果は、各投資の価値を最大化するTFCPLの能力と一般的な市場環境に左右されることになります。テラ・ファーマ投資の対象は、居住用不動産、消費者金融、小売および事務代行等の業種に亘っており、したがって欧州における該当する業種の市場環境の悪化は、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。特に英国もしくはドイツにおいて居住用不動産の市場環境が悪化した場合には、当該業種へのリスクの大きさから、影響が顕著に現れる虞があります。さらに、テラ・ファーマ投資の大きさや流動性の低さから、その管理を行なうTFCPLが期待する水準、時期、もしくは方法で個々の投資の価値を実現させることができない状況も考えられます。テラ・ファーマ投資を構成する投資資産を売却できない場合には、当社の将来の財務諸表が重要な影響を受ける可能性があります。

当社は日本においてもプライベート・エクイティ投資事業を拡大しています。当該業務による投資は、主として日本の小売、製造、観光業に対して行なわれています。業務規模の拡大により、該当する業種における市場環境の悪化、あるいは当社が期待する水準、時期もしくは方法でプライベート・エクイティ投資を売却できない状況が、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

投資持分証券を当社が期待する時期または期間に売却できない可能性があります

当社は多額の投資持分証券を保有しています。投資持分証券とは、当社が保有する関連会社以外の株式で現在および将来の取引関係拡大を目的に長期的に保有している証券をいいます。これらの投資持分証券の大部分は日本の上場企業の株式です。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが当社の損益に大きな影響を与えます。日本の株式市場の環境によっては、当社はこれらの株式を期待する時期または期間に売却できない可能性があります。

連結財務諸表に持分法で計上されている上場関連会社株式の価格が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

当社は上場している関連会社の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、当社が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、会計原則審議会意見書第18号「持分法投資にかかる会計処理」の規定に基づき価格の下落が一時的ではないと当社が判断したときには、当社は対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。

当社が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

当社は、リスク許容度の異なるお客様のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドおよび長期公社債投信は低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどはそのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があり

ます。さらに、当社が提供した債券が債務不履行に陥ったり、利息や元本の支払が遅延する場合があります。当社が提供した商品に損失が生じた場合、当社はお客様の信頼を失うことになり、ひいては当社が保管する顧客からの預り資産の流出につながる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

平成16年8月1日、提出会社における不動産の保守・管理業務（ファシリティ・マネジメント業務）の効率化を図るとともに、提出会社の100％子会社である野村證券株式会社の店舗形態を多様化するなどの営業店舗戦略の柔軟性確保のため、提出会社の100％子会社である野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、提出会社の関連会社である野村土地建物株式会社（以下「NLB」）が行なう提出会社およびその子会社のためのファシリティ・マネジメント業務を会社分割の手続きにより承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社(以下「NFI」)に変更いたしました。なお、NFIは本分割に際して普通株式495,000株を発行し、そのすべてをNLBに割り当てましたが、提出会社は、本分割後直ちに当該株式の全てを取得し、NFIを提出会社の100％子会社としております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

６ 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第２［事業の状況］１［業績等の概要］」をご参照ください。

なお、「第２［事業の状況］２［対処すべき課題］および３［事業等のリスク］」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積り

財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、営業権の帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行なっております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行なわれることになります。したがいまして、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引されている有価証券および市場取引されている特定のデリバティブ取引は、通常、市場取引価格ないし業者間取引価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行なわれます。時価評価モデルは、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、公正価値により評価され評価損益はトレーディング損益として反映されております。公正価値は、利用可能な場合には、市場取引価格または業者間取引価格に基づいております。市場取引価格または業者間取引価格が存在しないか、もしくは当社の保有ポジションの売却が市場取引価格に影響を及ぼすと合理的に予想される場合においては、公正価値は、原金融資産の時間的価値とボラティリティの要素を加味した時価評価モデルによって算出されます。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング収益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

当社は、公正価値を決定する際に以下のように金融商品を六種類に分類しております。

	平成17年３月31日 （十億円）	
	資産	負債
トレーディング有価証券（担保差入有価証券を含む）(1)	14,699	4,834
トレーディング目的以外の負債証券（担保差入有価証券を含む）	277	—
投資持分証券	172	—
その他の資産－その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	63	—
プライベート・エクイティ投資	327	—
デリバティブ取引(1)	574	498

	平成16年３月31日 （十億円）	
	資産	負債
トレーディング有価証券（担保差入有価証券を含む）(1)	13,026	5,498
トレーディング目的以外の負債証券（担保差入有価証券を含む）	206	—
投資持分証券	169	—
その他の資産－その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	7	—
プライベート・エクイティ投資	292	—
デリバティブ取引(1)	520	479

(1) 証券オプションはデリバティブ取引に区分されております。

以下の表では、トレーディング有価証券、トレーディング目的以外の負債証券、投資持分証券、およびプライベート・エクイティ投資の評価価額を価格客観性の程度に応じて分類しております。

	平成17年３月31日 （十億円）		
	価格客観性があるもの	価格客観性が低い、もしくは無いもの	合計
トレーディング有価証券－資産（担保差入有価証券を含む）	13,759	940	14,699
トレーディング有価証券－負債	4,833	1	4,834
トレーディング目的以外の負債証券（担保差入有価証券を含む）	243	34	277
投資持分証券	146	26	172
その他の資産－その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	48	15	63
プライベート・エクイティ投資	—	327	327

	平成16年３月31日 （十億円）		
	価格客観性があるもの	価格客観性が低い、もしくは無いもの	合計
トレーディング有価証券－資産 （担保差入有価証券を含む）	12,380	646	13,026
トレーディング有価証券－負債	5,493	5	5,498
トレーディング目的以外の負債証券 （担保差入有価証券を含む）	186	20	206
投資持分証券	139	30	169
その他の資産－その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	1	6	7
プライベート・エクイティ投資	—	292	292

トレーディング有価証券、トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の公正価値は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。

このような方法で時価評価されている金融商品は、上場株式、主要な政府および政府系機関債、国際金融機関債、地方機関債、社債、流動性のあるモーゲージ担保証券、短期金融市場商品となっております。

トレーディング有価証券およびトレーディング目的以外の負債証券のなかには流動性に欠ける商品が含まれており、そのような商品に関しては経営者による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。これらの金融商品には、投資不適格ないしは経営の行き詰まった企業の社債、新興市場債券、担保付融資、商業貸出、モーゲージ・デリバティブ、仕組債の劣後部分、エキゾチック・オプションが組み込まれた債券が含まれます。

プライベート・エクイティ事業

「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］［連結財務諸表注記］２ 会計方針の要旨： プライベート・エクイティ事業 および ４ プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、通常市場取引価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブの資産および負債は以下のようになっております。

	平成17年３月31日 （十億円）	
	資産	負債
上場デリバティブ	16	19
店頭取引デリバティブ	558	479
合計	574	498

	平成16年３月31日 （十億円）	
	資産	負債
上場デリバティブ	16	9
店頭取引デリバティブ	504	470
合計	520	479

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在における、契約上の残存満期年限ごとに分類した店頭取引デリバティブ資産および負債の公正価値は以下のとおりであります。

	平成17年３月31日 （十億円）						
	満期年限					異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超		
店頭取引デリバティブ－資産	155	119	147	121	296	△280	558
店頭取引デリバティブ－負債	108	120	134	143	245	△271	479

	平成16年３月31日 （十億円）						
	満期年限					異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超		
店頭取引デリバティブ－資産	135	159	112	117	225	△244	504
店頭取引デリバティブ－負債	78	117	118	67	122	△32	470

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ満期間の相殺はその年限内にて相殺しております。

店頭取引デリバティブの公正価値は見積将来キャッシュ・フローの正味現在価値に基づいた価格計算モデルを用いて見積もられております。店頭取引デリバティブの価格客観性は金融商品の種類、償還日、または契約の複雑性により変化します。為替予約取引、金利スワップ取引、または主要通貨による通貨スワップ取引は、容易に観察可能な市場変数を利用したモデルによって時価評価されるため、高度に価格客観性のあるデリバティブであると言えます。長期為替オプション取引、クレジット・バスケット・デフォルト・スワップ取引、複数コール条件付スワップ、その他の複雑なデリバティブ取引は、ある程度の仮定や判断を必要とする、相関性やボラティリティに基づいて時価評価されることが多く、このためこれらの金融商品の価格客観性は低いと考えられます。

新しい会計基準の公表

「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］［連結財務諸表注記］２ 会計方針の要旨： 新しい会計基準の公表」をご参照ください。

(3) リスクについての定量・定性的開示

当社のリスク管理

当社のビジネスはさまざまなリスクに晒されています。主なものとしては市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、市場流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスクがあり、これらのリスクを管理することは経営にとって最も重要な責務の一つです。グローバルなビジネスにおける金融技術革新はより複合的なリスクにつながる可能性があります。当社は当社が晒されているリスクを認識・評価し、適切に管理することが重要であると認識しています。

当社は、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、市場流動性リスクについては以下で説明するグローバル・リスク・マネジメント体制で、オペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスクについては各地域毎に管理しています。

グローバル・リスク・マネジメント体制

当社では、業務部門それぞれが行なうリスク管理に加え、組織的に独立し東京を本部とするグローバル・リスク・マネジメント部門を置いています。このグローバル・リスク・マネジメント部門は、当社のトレーディングおよび投資ポートフォリオに関する市場リスク、信用リスク、イベント・リスクおよび市場流動性リスクをグローバルに管理しています。

当社は、グローバルにビジネスを運営していくため、リスク管理の一義的な責任の所在をグローバル・マーケッツ部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門の各ビジネス・ライン・ヘッドとする体制をとっています。同時に、グローバル・リスク・マネジメント部門は各業務部門をモニター・管理すると共にサポートしています。また、グローバル・リスク・マネージャーは東京から各地域のリスク・マネージャーを統括します。

当社においては、経営会議がグローバル・リスク・ポリシーを制定すると共に、当社のビジネス活動で発生する種々のリスクを適正にモニター・管理しています。

また、執行役会および経営会議では戦略的方針を決定し、各業務部門のビジネスプラン・予算およびリスク度合を考慮してパフォーマンスの評価を行ない、各事業部門へ財務的経営資源を配分します。 執行役会は全執行役で構成されています。一方、経営会議は代表執行役および野村ホールディングス取締役会で指名された執行役で構成されています。いずれについても執行役社長が議長を務めます。

執行役会および経営会議では、当社の各業務部門（国内営業、グローバル・マーケッツ、グローバル・インベストメント・バンキング、グローバル・マーチャント・バンキング、およびアセットマネジメント）に横断的に適用される社内リスク限度額につき、それぞれの上限額を設定しています。グローバル・リスク・マネージャーは各トレーディング・ユニットに設定された社内リスク限度額に対する実際のリスク額を日々モニター

し、経営に報告しています。またこれ以外に、各地域毎に、リスク限度額より厳しいポジション限度額やストップ・ロス・リミットを導入する場合もあります。

上記の体制に加え、流動性の低いポジションおよびリスク管理における重要性の高いポジションにかかるリスクを管理する為のコミットメント委員会を設立しています。同委員会の委員長は執行役社長により任命され、同委員会メンバーは委員長の指名を受けた執行役で構成されます。同委員会の議長は委員長が務めます。

グローバル・リスク・マネジメント部門は経営会議に対してリスク管理情報を報告するとともに各ビジネスのリスクを計量化します。

グローバル・リスク・マネージャーは、各部門のリスクが設定限度内であるかをモニターするとともに、マーケット環境や当社のポートフォリオの変化に応じ、経営に対して適切な助言を行ないます。また、この目的に沿って、グローバル・リスク・マネジメント部門より、各拠点のリスク計数およびその管理状況が日次ベースで報告され、経営のリスク判断に役立てられています。

また、欧州、米国、アジア、および東京担当の各地域のリスク・マネージャーは、日々グローバル・リスク・マネジメント部門に対する報告と同様に、地域経営に対しても報告を行なっています。

当社では、適切なリスク管理のために以前よりシステム開発と整備に注力してまいりました。現在のシステムでは、各地域リスク管理担当者から送られてくるグローバルベースのマーケットデータ、取引相手情報、ポジション情報、エクスポージャー情報等の基礎データをもとに、VaRを含むリスク計数を算出すると共に、与信に関するさまざまな分析を行なうことができます。経営者、グローバル・リスク・マネージャーおよび各地域のリスク・マネージャーは、こうした計数や分析結果をベースにリスク管理を行なっています。当該システムにより、効果的かつ効率的なリスクのモニタリングおよび管理ができるようになりました。特に、クレジットエクスポージャーの集中に関するデイリーのモニタリングを強化し、世界のマーケットで発生するクレジットイベントに備えています。

リスク計測に関しては、各地域に共通の手法を採用しています。共通の手法を採用することにより、リスク調整後の各ビジネスの収益性をより適正に比較評価できます。経営はこの情報をもとに、リスクを適切に管理しつつ収益性を追求し、全体としてのパフォーマンスを追求します。

当社はグローバル・リスク・マネジメント体制の中で、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、および市場流動性リスクの各リスクを統合的に計測・管理する社内リスク限度枠を採用しています。各ビジネス部門はトレーディングの戦略や対象とする金融商品により、より小さなグループに分けられ、このグループ毎に社内リスク限度額が設定されています。各トレーダーは与えられたリスク限度額内でポジションを取ることが許されています。

管理されるリスクの種類

当社のビジネスにおいて発生する主なリスクは、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、市場流動性リスク、オペレーショナル・リスク、およびリーガル・リスクの6種類です。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関またはその他の市場要因の変化によって発生する潜在的な損失と定義されます。当社は主にそのトレーディング活動に関連し、この種のリスクに晒されています。市場リスクを適切にモニター・管理するためには、複雑で絶えず変化する資本市場環境を世界規模で分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を迅速に把握する能力が必要となります。

VaR ： 統計的な技法として知られるバリューアットリスク（VaR）は、トレーディング・ポートフォリオの市場リスクを計測するために当社が使用する手法の一つであり、ある一定期間内に一定の信頼区間内で、マーケットの変動により、統計的に発生しうる最大損失額と定義できます。

当社では、期間を１日、信頼区間を99％と設定して、VaRを計算しています。これは、統計的には、100営業日のうち、１日の割合で、実際の損失が計測されたVaRの数値を上回る可能性があるということを意味します。

VaRに関する前提およびその限界 ：VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提や近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値は合理的なものであると考えますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なってくる可能性があります。

当社では、期間を1日、信頼区間を99％と設定した上で、VaRを計測しています。VaRモデルに含まれる市場リスクとしては、株価、金利、為替、および関連するボラティリティや相関があります。時系列でより直近のヒストリカルデータに比重をかけて、ボラティリティや相関を計算しています。VaRは、ヒストリカルデータに基づくという点でマーケット環境に不測の事態が発生しない限りは、非常に有効なリスク推計の手法といえます。一方、VaRに内在する限界として、たとえ直近のヒストリカルデータに比重をかけて計測しても、今までのマーケットトレンドが必ずしも正確に将来の市場リスクを予測するとは限らない、という点があります。あるいは、期間１日では、ヘッジやポジション解消に１日以上掛かるポジションのリスクについて正確に捉えられない可能性もあります。

VaRにはその他の限界も存在します。例えば、VaRは、ポートフォリオのリターンについて正規分布を前提としていますが、当社が取扱う商品の中には、非線形のリスクエクスポーシャーによってリターンが正規分布とならないオプション等の商品も含まれます。リターンの分布に関する前提が異なれば計測されるVaRに大きな違いがでる可能性があります。

トレーディング・ポートフォリオ以外での市場リスク

トレーディング・ポートフォリオ以外での主要な市場リスクは取引関係目的で長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の下落リスクに晒されています。このポートフォリオの市場リスクを推定する方法として、東京証券取引所１部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIX（東証株価指数）の変化に対する当該ポートフォリオの感応度を分析する手法があります。

具体的には、過去90営業日に亘るTOPIXおよび当社の投資持分証券の時価総額の変動に対する回帰分析です。シミュレーション結果によりますと、TOPIXが10％変化（下落）した場合、平成16年3月末および平成17年3月末ではそれぞれ約125億円、約154億円の損失が予想されます。平成16年3月末と平成17年3月末で予想損失額が増加している異なる主要な理由は、この間に投資持分証券の保有株数は減少しているものの、平成17年3月末の保有残高について、株価上昇により時価総額が増加したことによります。平成16年3月末および平成17年3月末のTOPIXはそれぞれ1,179.23ポイント、1,182.18ポイントです。なお、この予想値は当社の投資持分証券全体を一括りとしたシミュレーションであり、当社の投資持分証券の時価総額の変動は、個々の株価の変動如何によっては、想定と大きく異なる可能性があります。

信用リスク

信用リスクは、取引相手もしくは発行体が契約上の債務を履行しないことにより発生する潜在的な損失と定義されます。このリスクは、分散投資、取引相手の信用調査、取引相手や国別のクレジット枠管理、相殺契約、担保の受入等で軽減することができます。また、当社は、クレジット・デリバティブを用いてエクスポージャーを減らす、もしくは、発行体にかかるリスクをヘッジしています。各地域のクレジット・マネージャーは日々信用リスクをモニターするとともに、各地域のクレジット情報・懸念先情報を東京のグローバル・リスク・マネジメント本部に報告しています。

当社ではデリバティブ取引相手に対する与信相当額を、公正価値で日々評価される現時点でのエクスポージャーと、取引の満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しています。すべてのデリバティブ取引のクレジットライン管理は東京のグローバル・リスク・マネジメント本部で行われています。

当社ではデリバティブ取引に関し、国際スワップス・デリバティブズ協会（ISDA）の包括契約もしくは同様の法的効果のあるマスター・ネッティング契約を取引相手と結びます。マスター・ネッティング契約により、取引相手の債務不履行に対するリスクを軽減すると共に、同一取引相手に対するエクスポージャー相殺後のより実体に則した数値を、連結財務諸表上に開示しています。

加えて、債務不履行リスクを軽減する手当てとして、現金あるいは米国国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として要求することとしています。

平成17年3月末における当社のトレーディング目的のデリバティブ取引の信用格付等は以下のとおりで、取引相手格付毎・年限毎に公正価値の金額を表示してあります。適用されている格付は外部格付を参考に当社クレジット部門で決定された社内格付です。

(単位:十億円)

信用格付	満期までの年限 1年未満	1年から3年	3年から5年	5年から7年	7年超	異なる満期間の相殺[1]	公正価値の合計 (a)	受入担保額 (b)	再構築コスト (a) - (b)
AAA	25	21	13	5	62	△14	112	20	92
AA	61	65	71	67	120	△165	219	45	174
A	47	22	53	37	37	△92	104	15	89
BBB	8	8	6	10	6	△2	36	2	34
BB	1	0	0	-	-	0	1	-	1
その他[2]	13	3	4	2	71	△7	86	0	86
小計（店頭取引デリバティブ）	155	119	147	121	296	△280	558	82	476
上場デリバティブ	11	5	0	0	-	0	16	-	16
合計	166	124	147	121	296	△280	574	82	492

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ満期間の公正価値はその年限内にて相殺しております。

(2) その他は主に当社が発行する特定の社債から区分処理された組み込みデリバティブからなっており、必ずしも取引先の信用格付が投資不適格であることを意味しておりません。

イベント・リスク

イベント・リスクはマーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失と定義されます。このリスクは政治的・経済的な要因によっても引き起こされることがあります。例えば、グローバル・リスク・マネジメント部門では当社がビジネスを行なっている新興諸国の最新の政治・経済動向について、情報収集し、毎週経営に報告しています。また企業買収・合併その他事業再編等を契機に取得した当社自己ポジションにつき、当該取引が不成立となる可能性もイベント・リスクとしてモニターしています。

当社は、マーチャントバンキングビジネスの一環として、プライベート・エクイティ資産に大きなエクスポージャーを有しています。当社のリスクマネジメントの枠組みのもとでは、これらをプライベート・エクイティ投資として取り扱っています。これらの資産は、他のトレーディング資産と比較して、流動性が低く、その結果適正評価が難しいという性格を持っています。加えて、場合によってはトレーディング資産よりリスクの集中度合が高いケースがあるうえに、個別企業毎にリスクの性格が異なります。したがって、日々のマーケットの変化に基づく市場リスク計測は不適切であるため、プライベート・エクイティ投資においてはイベント・リスクが主たるリスクであると考えています。

当社ではプライベート・エクイティ投資のリスク計測について、他のトレーディングビジネスにかかるリスクと同じ信頼区間で計量化できる内部モデルを開発・適用しています。この手法でプライベート・エクイティ投資に付随する個別企業毎のリスクをリスク値に反映させています。

市場流動性リスク

市場流動性リスクは通常の市場取引の取引高で解消できない大きなポジションを保有していることにより追加的に発生する潜在的な損失と定義されます。そういったポジションを長期に保有すればするほど、価格変動やマーケット状況の変化に伴うリスクが増大します。資金調達リスクについては（4）資本・負債の構成と流動性をご覧ください。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当社の業務処理プロセス、役職員の行動、システム運営が不適切であることもしくは機能しないこと、または、災害・犯罪等の外部的事象の発生により損害を被るリスクを意味します。証券業務の高度化、業務の効率化に向けたアウトソース、システム化の進展等により、オペレーショナル・リスク管理の重要度が年々高まってきております。当社は、主に業務処理プロセスに含まれるリスクの特定と評価、そして内部統制の強化等によって、オペレーショナル・リスクの管理に取り組んでおります。

事務リスク：事務リスクとはオペレーショナル・リスクの一つであり、「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより会社が損失を被るリスク」と定義されます。

事務リスクを軽減するために、当社は「事務制度の制定及び管理に関する規程」を定め、正確かつ迅速な事務処理を遂行するように努めております。また、事務処理のシステム化により手作業を減らし、処理の信頼性を向上させる等の方法により、業務の適切な運営を確保するべく努めております。

システム・リスク：システム・リスクとはオペレーショナル・リスクの一つであり、「コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い証券会社が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより証券会社が損失を被るリスク」と定義されます。

この種のリスクを軽減するために、当社では「情報セキュリティ管理規程」を定め、セキュリティ・ポリシーとして導入しております。さらに当社は、情報セキュリティ関連規程類の整備と周知徹底・遵守に努めております。また、システム開発時からユーザーと開発者が共同してこれにあたり、実際の業務に即したシステムの構築を目指す一方、重要なシステムのリリース時における総合テストにはユーザーが参加するなど、適切な検収によるシステム・リスク軽減にも努めております。さらに、重要システムについては24時間365日の監視体制を整備しており、障害の早期検知と復旧に努めております。

リーガル・リスク

リーガル・リスクとは、適用される法令および規制上の要件が遵守されないリスク、ならびに契約に法的強制力がないために取引先から本来受けるべき支払を回収できないことによる潜在的な損失と定義されます。この種のリスクを管理するためには、当社がビジネスを行なう上で課される各種規制に対応できる専門性および、各国の規制制度間で相違・矛盾する要件を充足するようなクロスボーダー商品ならびにサービスを開発できる能力が不可欠です。リーガル・リスクは一義的には各地域ベースで管理されております。提出会社は、グルー

プ全体の企業行動の適正化の推進と、内部統制手続の強化のため、経営管理委員会を設置しております。経営管理委員会は、執行役社長ならびに数名の執行役および非執行取締役で構成されております。さらに、日本における証券業務については、執行役社長と数名の執行役ならびに社外弁護士2名によって構成される野村證券株式会社の内部管理役員会が、コンプライアンス上の重要事項について検討しております。また、グローバル・ビジネスにおけるリーガル・リスクへの取組みの一環として、グローバル・リーガル会議およびグローバル・コンプライアンス会議を定期的に開催し、クロスボーダー・ビジネスにかかる問題について検討を行なっております。

(4) 資本・負債の構成と流動性

流動性の管理

概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社は、金融市場の混乱などに起因して1年間にわたり追加的な無担保調達ができない状況を想定し、そうした状況においても、トレーディング資産等の重要な資産の売却をせずに流動性の維持が可能な体制の確立を目指しています。このために、当社は資産の流動性を補完するに充分な株主資本および長期調達資金を保持するとともに、トレーディング資産とは別に、現金および即時換金可能資産からなる流動性ポートフォリオを維持しています。

キャッシュ・フロー

当社のキャッシュ・フローは、主に自己売買や対顧客売買と密接な繋がりのある営業活動と財務活動によりもたらされます。以下は、当社の平成16年3月期および平成17年3月期の連結キャッシュ・フロー計算書からの抜粋です。

	平成16年３月期（十億円）	平成17年３月期（十億円）
営業活動による現金（純額）	△78.4	△278.9
当期純利益	172.3	94.7
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資の増加	△4,808.1	△1,552.8
トレーディング負債の増加（△減少）	2,152.2	△738.6
その他（純額）	2,405.2	1,917.8
投資活動による現金（純額）	45.5	△32.6
トレーディング目的以外の負債証券の減少（△増加）（純額）	61.7	△71.6
その他（純額）	△16.2	39.0
財務活動による現金（純額）	198.0	385.1
長期借入の増加（純額）	160.8	349.2
短期借入の増加（純額）	77.0	70.2
その他（純額）	△39.8	△34.3
現金および現金同等物に対する為替相場変動の影響額	△19.0	13.7
現金および現金同等物の増加額	146.1	87.3

詳細につきましては、第５「経理の状況」の連結キャッシュ・フロー計算書をご参照ください。

表示方法の変更： 当期より、従来「財務活動によるキャッシュ・フロー」として表示していました「その他の担保付借入」の増減を「営業活動によるキャッシュ・フロー」として表示しています。この表示変更にともない、平成16年3月期の当該報告数値を当期の開示様式に合わせて組み替え再表示しています。

平成17年3月期を通じて当社の現金および現金同等物は、873億円増加して7,246億円となりました。営業活動では2,789億円を使用する一方、財務活動による現金が3,851億円増加しました。財務活動による現金の増加の大部分は、投資家に対する期中を通じたMTNの発行によるものです。

平成16年3月期は、営業活動において784億円使用しました。トレーディング資産の増加により、4兆8,081億円の現金を使用しましたが、トレーディング負債が2兆1,522億円増加するとともに、トレーディング資産を対象とする担保付資金調達が純額で1兆4,686億円増加したことにより相殺されました。同期の財務活動では、長期借入を1,608億円増加させ、また、短期借入を770億円増加させたため、その他との合計では純額で1,980億円の現金を調達しました。

流動性管理の目的

当社の貸借対照表の大半は、債券や株式等のトレーディング在庫など極めて流動性の高い資産で構成されていますが、金融市場の環境に左右されずに流動性を維持できるように、資産の性質に見合った負債構造も維持していま

す。当社は、金融市場の環境変化等に起因して1年程度の期間にわたり新たな無担保調達の機会が途絶した場合であっても、トレーディング資産の売却を行うことなく業務の継続を可能ならしめることを流動性管理の目的としています。ただし、こうした期間においても業務の一環として、あるいは戦略的な理由から資産の売却を行う場合はあり得ます。こうした流動性維持に係る基本方針は、当社の経営により決定されます。

流動性管理の基本方針

流動性管理の目的を達成するために、以下の流動性管理に関する基本方針が定められています。

資金調達源の分散：　当社は、無担保調達による調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達源の分散を図っています。当社は、無担保による資金調達を行う市場および手段を分散しており、また、調達する金額のかなりの部分については、自社のセールスを通じて当社社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

平成16年3月末および平成17年3月末における当社のプライベート・エクイティ投資先企業を除く無担保による資金調達の構成は以下のとおりでした。

	平成16年３月31日（十億円）		平成17年３月31日（十億円）	
短期の無担保調達資金 (1)(2)	884.0	18.2%	1,052.1	19.1%
短期銀行借入	118.7		248.2	
その他の短期借入	4.3		23.4	
コマーシャル・ペーパー	283.0		233.8	
銀行業務受入預金	229.9		310.7	
譲渡性預金	25.8		19.5	
償還まで1年以内の社債	222.3		216.5	
長期の無担保調達資金(1)	2,178.6	45.0%	2,593.7	47.0%
長期銀行借入	351.6		406.1	
その他の長期借入	149.5		157.8	
社債	1,677.5		2,029.8	
株主資本	1,785.7	36.8%	1,868.4	33.9%

(1) プライベート・エクイティ投資先企業の債務はここから除外しています。

(2) 短期の無担保調達資金には、当初1年超の調達のうち、残存期間が1年以内となったものを含んでいます。

適正な負債構造の維持：　当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を充分な水準に維持することに努めています。ある資産を保持するために必要となる流動性の量は、ストレスがかかった状況下でのレポ取引や貸借取引等における当該資産の担保価値に基づき保守的に計測されます。このように計算され、積み上げられた全社ベースの

流動性必要量の金額と同額以上の長期性資金が確保されることにより、当社全体の流動性が維持されています。長期性資金は、長期借入金、長期債および株主資本等で構成されています。

当社は平成17年3月期においても、潜在的な流動性リスクを可能な限り排除するために、平成16年3月期と同様な負債構造を維持してまいりました。この結果、平成17年3月末における当社のプライベート・エクイティ投資先企業を除く長期の無担保調達額は2兆5,937億円となり、1兆521億円となった短期の無担保調達額（当初1年超、残存1年以内の調達を含む）に比して充分な水準を確保することができました。当社の長期債は、金利水準の変化や金利の期間構造の変化による影響を最小限とするために、そのほとんどが短期金利指標に連動した変動金利ベースで発行されているか、固定金利で発行され変動金利ベースにスワップされています。また、長期社債の中には、様々な指標に連動したキャッシュ・フローを持つ仕組債も含まれますが、こうした複雑なキャッシュ・フローはデリバティブ等を利用してヘッジが行われています。

流動性ポートフォリオの維持：　当社は、突発的な資金需要に常に対応可能とすべく、現金または即座に換金可能な証券等で構成される流動性ポートフォリオを維持することに努めています。当社は平成17年3月末において、主に日本円と米国ドル建ての現金、即座に換金可能な証券、および国債から構成される流動性ポートフォリオを1兆6,073億円維持していました（プライベート・エクイティ投資先企業を除く）。

	平成16年３月31日 （十億円）	平成17年３月31日 （十億円）
流動性ポートフォリオ(1)	1,749.6	1,607.3
現金預金／インターバンク・デポ	860.6	982.2
翌日物コール・ローン	41.5	113.1
国債	847.5	512.0

(1) プライベート・エクイティ投資先企業を除く。平成16年3月末および平成17年3月末にプライベート・エクイティ投資先企業が保有していた現金と現金同等物および定期預金は、それぞれ255億円と1,620億円でした。

当社の流動性ポートフォリオは、法規制面における制約などから連結子会社間、あるいは子会社から親会社へは必ずしも自由な資金供給が可能ではない場合もあり得るという前提に立ち、その構成およびそれを保有する地域および拠点について充分な考慮を施しています。無担保による資金調達のコストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付に左右され、当社の信用格付の低下、または、財務比率やその他の投資尺度の悪化は当社の無担保資金調達のコストを上昇させる可能性があります。例えば、コマーシャル・ペーパーの発行による当社の資金調達は、格付会社による当社の短期信用格付の格下げにより大きく影響を受けることが想定されます。このために、当社は流動性ポートフォリオを以下の要素を含めた諸要素を勘案して構築しています。

・既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日

・発行済み社債の買い取りの可能性

・デリバティブ取引に係る増担保要求の可能性

・大規模災害に伴う市場インフラの一時的機能停止

・当社の長期あるいは短期の信用格付の格下げに伴う起債環境の悪化

当社は、流動性ポートフォリオの他に、トレーディング目的等で保有している資産のうち、追加的な担保付借入の担保となり得るその他の担保未提供資産を有し、平成17年3月末におけるその他の担保未提供資産の担保価値は1兆5,202億円となっていました（プライベート・エクイティ投資先企業を除く）。

平成17年3月末のその他の担保未提供資産の担保価値は、無担保による短期資金調達金額の1.44倍の水準を維持していました。また、その他の担保未提供資産の担保価値と流動性ポートフォリオの金額の合計は3兆1,275億円となっており、無担保による短期資金調達金額の2.97倍の水準でした（プライベート・エクイティ投資先企業を除く）。

	平成16年３月31日 （十億円）	平成17年３月31日 （十億円）
その他の担保未提供資産の担保価値	1,125.6	1,520.2
流動性ポートフォリオ(1)	1,749.6	1,607.3
合計	2,875.2	3,127.5

(1) プライベート・エクイティ投資先企業を除く。平成16年3月末および平成17年3月末にプライベート・エクイティ投資先企業が保有していた現金と現金同等物および定期預金は、それぞれ255億円と1,620億円でした。

コミットメント・ファシリティーの設定：　当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で複数のコミットメント契約をシンジケート方式あるいは相対で締結し、一定量の未使用コミットメント・ファシリティーを維持しています。これらのコミットメント・ファシリティーの契約期限は、複数のコミットメント・ファシリティーの契約更改が一時期に重ならないように期日の分散が図られています。ファシリティーの中には、抵触した場合に当該ファシリティーの利用が制限される財務制限条項が含まれるものも存在しますが、現時点において、当社はこれらの財務制限条項に抵触することによりファシリティーの利用が制限される状況にはなり得ないと考えます。

プライベート・エクイティ投資先企業を除き、平成17年3月末における当社の未使用コミットメント・ファシリティーの総額は7,134億円でした。一部を使用したことと海外各地で保有されていたコミットメント・ファシリティーの一部をよりグローバルに管理していくために集約したことから、前年同期に比べた未使用コミットメント・ファシリティーは924億円減少しました。

	平成16年３月31日 （十億円）	平成17年３月31日 （十億円）
コミットメント・ファシリティー（未使用額）(1)	805.8	713.4

(1) プライベート・エクイティ投資先企業を除く。

無担保調達資金の借換えリスクの軽減：　当社では、各事業年度およびその各四半期中に到来する借入金の返済金額や既発行社債の償還金額に制限を加えることにより、無担保調達資金の借換えリスクを軽減させることに努めています。また、何らかの不可抗力により当社の通常の資金調達手段に支障が生じる場合を想定して、非常時の資金調達計画であるコンティンジェンシー・ファンディング・プランを準備するとともに、これを定期的に改訂することにより、非常時においても充分な流動性を確保できる体制を構築しています。

格付会社による信用格付

無担資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付に左右されます。野村ホールディングスおよび野村證券には、大手の格付会社により短期および長期の信用格付が付与されています。格付会社により付与された当社の信用格付には、総合的な事業環境の分析、当社のマーケットにおける位置、世評、当社の収益の動向とその変動性、リスク管理手法の優劣、流動性の状況や資本政策に対する格付会社の判断が織り込まれていると考えられます。したがって、これらのいずれかの要因が悪化することにより当社の信用格付が引き下げられる可能性があり、その結果、当社の資金調達コストが上昇すること、起債が制約されること、契約に基づく増担保を請求されることや既存契約の解約事由となることもあり得ます。加えて、例えばデリバティブ店頭取引のように取引相手の長期にわたる堅実性が重要視される取引においては、格付会社により付与された当社の信用格付の変動が当該取引に係る当社収益にインパクトを与えることがあります。

平成17年3月末における野村ホールディングスおよび野村證券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A2	BBB＋
Moody's Investors Service	--	Baa1
格付投資情報センター	a-1	A＋
日本格付研究所	--	AA

野村證券	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A2	A－
Moody's Investors Service	P2	A3
格付投資情報センター	a-1	A＋
日本格付研究所	--	AA

格付投資情報センターおよび日本格付研究所は、日本の大手格付会社であり、これらの格付会社による当社の短期債務および長期債務に対する格付は、Standard & Poor's社やMoody's Investors Service社による当社格付とともに、当社の無担保調達などの財務活動や、トレーディング活動その他のビジネスに影響を与えます。

格付投資情報センターによる格付の定義によれば、“a-1”は短期債務に対する5段階の格付のうちの最上位であり、“債務履行の確実性は高い”ことを意味し、“A”は長期債務に対する9段階の格付のうち3番目の上位格付であり、“債務履行の確実性は高く、部分的に優れた要素がある”ことを意味します。なお、上位格に近いものにプラス(＋)、下位格に近いものにマイナス(－)表示をすることがあります。また、日本格付研究所よる格付の定義によれば、“AA”は長期債務に対する10段階の格付のうち2番目の上位格付であり、“債務履行の確実性は非常に高い”ことを意味し、同一等級内の相対的な位置を示す符号として、プラス(＋)もしくはマイナス(－)の符号による区分があります。

平成16年7月13日にMoody's社は、野村證券の長期優先債務の格付をBaa1からA3へ、長期劣後債務の格付をBaa2からBaa1へと変更するとともに、野村ホールディングスの長期発行体格付をBaa2からBaa1へと変更することを発表しました。同時に、野村證券／野村ホールディングスが保証を付している海外子会社のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスとノムラ・グローバル・ファンディングの格上げも発表されました。格付のアウトルックは、ポジティブでした。これらの格上げは、相対的に強固な国内販売網と極めて生産性の高い販売部隊を有する野村證券が本邦資本市場において引き続き主要なポジションを占めるであろうというMoody's社の見方を反映しており、こうした状況は、野村證券が中核となる収益源の分散を着実に進め、特に株式市場の下落といった不利な外部要因に対する抵抗力を強めることに寄与するであろうとしています。以上の要因から野村證券の安定的な収益の持続が期待されるとする一方で、Moody's社は、国内市場の限界性と預金から他の金融商品への構造的シフトがなかなか進まないこと、および日本の雇用慣行に照らし柔軟な費用構造を直ちに導入することが困難であることから、野村證券の収益体質の急速な改善は見込めず、従って、欧米の主要な証券会社との格付の差が存在し続ける要因となっていると指摘しています。

野村ホールディングスの保証が付されているノムラ・インターナショナルとノムラ・ホールディング・アメリカのコマーシャル・ペーパーおよび野村證券のコマーシャル・ペーパーの格付は、見直しの対象とされなかったため、Prime-2のまま変更はありませんでした。

平成17年5月20日に Standard & Poor's社は、野村ホールディングス、野村證券および野村信託銀行の長期債務格付に対するアウトルックを“安定的”から“ポジティブ”に変更すると発表しました。アウトルックの変更は、各社の収益性が向上していること、金融市場における直接金融化から更なる恩恵を受け得るであろうとするStandard & Poor's社の見方を反映しています。Standard & Poor's社によれば、日本の大手証券会社では、費用構造の柔軟化、株式委託手数料に対する依存の低下、および規制緩和に伴なう直接金融へのシフトにより今後の収益性がより安定的に推移するであろうとしています。更に、Standard & Poor's社は、近年の株式持ち合いの解消に見られるように、日本の大手証券会社は低流動性資産の圧縮などに務めてきたものの、一方で、規制緩和の流れは日本の大手都市銀行が証券業を拡大する等、競争の一段の激化を招き、当社を含む日本の大手証券会社にとっては、対抗し得る事業戦略の導入、リスク管理システムの改善、自己資本の水準と比して適切な範囲内でのリスク量の管理が必要となると指摘しています。

ノムラバンク・インターナショナルの格付およびアウトルックの変更はありませんでした。

適正な資本の維持

資本の適正規模

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされる大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスクに耐え得る必要充分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社には規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

当社の平成17年3月末の株主資本は1兆8,684億円であり、平成16年3月末の1兆7,857億円から827億円増加しました。当社の財務レバレッジは、流動性の高い国債等の増加を主因とするトレーディング資産および売戻条件付買入有価証券の増加を受け、平成16年3月末の16.7倍から平成17年3月末には18.5倍に増加しました。

以下のテーブルは、当社の株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

	平成16年３月31日 （十億円）	平成17年３月31日 （十億円）
株主資本	1,785.7	1,868.4
総資産	29,753.0	34,488.9
調整後総資産（1）	16,871.2	20,099.8
レバレッジ・レシオ（2）	16.7倍	18.5倍
調整後レバレッジ・レシオ（3）	9.4倍	10.8倍

(1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなります。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を資本の額で除して得られる比率です。

適正資本の維持における方針

適正規模の資本を維持することは、当社の財務戦略の重要な目的の一つです。当社はグローバルに適用可能な独自のリスク管理手法を開発し、市場リスク、信用リスク、イベント・リスクおよび市場流動性リスクを含む当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスク額に対し、常に適正な資本の額を維持することに努めています。当社のリスク管理手法は、トレーディング・ストラテジー毎にリスク量を計測することを基礎とし、各種ストラテジーによる分散効果を考慮に入れながら全社レベルにまで積み上げを行います。各子会社における適正な資本額は、子会社の置かれている地域における既存のビジネスに起因する必要額や当該地域における規制当局からの要請をもとに、格付会社の指針等も参考としながら決定されますが、同時に、連結ベースの株主資本に対する利益率の最大化を図ることを目的とした、効率的な資本の配分という観点も財務戦略上欠かせません。当社は、事業環境の変化に

対応して、資本の再配分を通じたビジネス・ポートフォリオの最適化を図るとともに、常に当該ビジネス・ポートフォリオに即した資本と負債構造を維持することにより、リスク・プロファイルに応じた株主資本利益率の最大化を図ることに取り組んでいます。

(5) オフ・バランス・シート取引

当社の業務に関連して、当社は将来支払い義務が発生する可能性のあるさまざまなオフ・バランス・シート取引を行なっています。当社は、商業ローン、モーゲージローン、国債および社債等の多様な金融資産を特別目的事業体を利用して証券化を行なっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産の有価証券等として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。当社は通常の証券化業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体の管理、変動持分事業体が発行した資産リパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行なっております。当社はまた、マーケット・メーク業務および投資業務に関連し、変動持分事業体の変動持分の売買を行なっております。特別目的事業体および変動持分事業体を利用したオフ・バランス・シート取引の追加的情報は、連結財務諸表の注記5をご参照ください。また、その他のオフ・バランス・シート取引としましては、債務保証契約、デリバティブ取引、貸出コミットメント、パートナーシップへ投資するコミットメント、リース取引があります。

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行なっており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記17をご参照ください。

当社は、金利、市場価格、通貨に対するエクスポージャーを適切に管理するため、デリバティブ取引をトレーディング活動で行なっております。また、金利、市場価格、通貨に対するエクスポージャーを適切に管理するため、または、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の金利を調整するためデリバティブ取引を行なっております。当社は通常それぞれの取引相手と国際スワップス・デリバティブ協会のマスター契約によって、特定の環境下で倒産隔離が可能となり、これらの取引から生じる信用リスクを減少させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を相対で取引する際に生じる評価額を注釈書第39号に従い取引相手ごとに純額表示することが可能となります。時価評価の結果、純評価損が発生している取引先との契約は評価損とともに負債計上を行なっております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記3をご参照ください。

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行なっており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き

受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記17をご参照ください。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行なっております。また当該投資に関連しパートナーシップに資金提供するコミットメントを行なっております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップへ投資するコミットメントに含まれております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記17をご参照ください。

平成17年3月31日現在の重要なオフ・バランス・シート取引は、以下のとおりであります。

	平成17年３月31日 契約金額 （百万円）
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証	7,919
デリバティブ取引（1）	497,697
オペレーティング・リース・コミットメント	31,014
キャピタル・リース・コミットメント	39,473
貸出コミットメント	118,391
パートナーシップへ投資するコミットメント	74,199

（1）平成17年3月31日現在のデリバティブ取引の負債残高を表示しております。証券オプションは、デリバティブ取引として分類されております。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

当社は、平成17年3月31日現在、売戻契約および買戻契約という契約上の義務をそれぞれ3,028十億円および5,450十億円負っております。

現先取引に関連して、現先契約に基づき売却したもののうち買戻しをしていない有価証券の金額は、平成17年3月31日現在52,000百万円となっております。

平成17年3月31日現在、担保付契約および担保付調達に関連して、売戻および買戻のコミットメントをそれぞれ176,359百万円および46,057百万円負っております。

(6) 契約上の義務の開示

当社の業務に関連し、当社は将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。当社は資金調達政策に従い、変動および固定金利による日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入を行なっております。当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設をキャピタル・リース契約および解約不能オペレーティング・リース契約により賃借しております。

下記の表は平成17年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	（単位：百万円）				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
長期借入	2,798,560	204,858	504,605	605,540	1,483,557
長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）	444,615	128,762	94,304	77,568	143,981
オペレーティング・リース・コミットメント	31,014	5,415	9,147	7,575	8,877
キャピタル・リース・コミットメント	39,473	5,406	7,667	5,256	21,144
購入義務(1)	25,451	23,337	2,013	101	－
貸出コミットメント	118,391	65,768	19,601	4,560	28,462
パートナーシップへ投資するコミットメント	74,199	39,963	18,735	145	15,356
合計	3,531,703	473,509	656,072	700,745	1,701,377

(1) 物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、事務委託、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債（支払債務）として計上されているものは除かれています。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達(例えば売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引)およびトレーディング負債などを含んでおりません。

第３　【設備の状況】

１　【設備投資等の概要】

国内営業サービス網の一層の充実を図るため、平成17年3月期は、野村證券株式会社において、八戸、太田、佐世保および熊谷支店を新たに開設いたしました。平成17年3月期は、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し、9,708百万円の投資を行ないました。

２　【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成17年３月31日現在

事業所名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要(注)３、４、５
		帳簿価額(注)１、２(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(注)２(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
本社	東京都中央区	―	728	―	―	―	7	賃借(一部所有)(注)６

(2) 国内子会社

平成17年３月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要(注)３、４、５
		帳簿価額(注)１、２(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(注)２(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
野村證券株式会社本店	東京都中央区	4,929	46,153	8,064	1,465	12,993	2,913	賃借(一部所有)
野村證券株式会社大手町本社	東京都千代田区	1,359	32,288	―	―	1,359		賃借
野村證券株式会社大阪支店	大阪市中央区	215	12,184	―	―	215	106	賃借
野村證券株式会社名古屋支店	名古屋市中区	831	7,185	2,326	1,481	3,157	82	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社ビル	東京都中央区	2,814	7,966	5,810	910	8,624	145	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社分室	東京都中央区	196	8,631	―	―	196	429	賃借
野村信託銀行株式会社本社	東京都千代田区	163	2,444	―	―	163	121	賃借
野村バブコックアンドブラウン株式会社本社	東京都中央区	45	1,124	―	―	45	34	賃借
野村インベスター・リレーションズ株式会社本社	東京都新宿区	28	1,262	―	―	28	59	賃借
野村年金サポート＆サービス株式会社本社	東京都中央区	35	911	―	―	35	48	賃借

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要(注)3、4、5
		帳簿価額(注)1、2(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(注)2(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
野村ビジネスサービス株式会社本社	東京都中央区	22	695	—	—	22	39	賃借
野村ビジネスサービス株式会社横浜支店	横浜市保土ヶ谷区	60	3,808	—	—	60	56	賃借
野村ビジネスサービス株式会社大阪支店	大阪市西区	29	1,595	—	—	29	38	賃借
野村ファシリティーズ株式会社本社	東京都中央区	121	947	—	—	121	80	賃借

(3) 在外子会社

平成17年３月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数(人)	摘要(注)3、4、5
		帳簿価額(注)1、2(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(注)2(百万円)	面積(㎡)	帳簿価額(百万円)		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.本社	アメリカ、ニューヨーク市	552	22,301	—	—	552	919	賃借
ノムラ・インターナショナルPLC本社	イギリス、ロンドン市	20,745	37,267	11,937	4,627	32,682	1,105	所有
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED本社	香港	210	6,059	—	—	210	298	賃借
ノムラ・シンガポールLIMITED本社	シンガポール、シンガポール市	55	2,889	—	—	55	167	賃借

(注) 1　賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。
2　連結会社の所有にかかる金額が含まれております。
3　所有物件には、連結会社による所有が含まれております。
4　平成17年３月期の支払賃借料（建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む）は32,528百万円であります。
5　賃借物件には、関連会社である野村土地建物株式会社およびその連結子会社からの賃借が含まれております。平成17年３月期の当該会社に対する支払賃借料は8,952百万円であります。
6　帳簿価額は野村證券株式会社本店の建物および構築物に含まれております。
7　上記のほか、連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の設備の帳簿価額は、建物および構築物が219,765百万円、土地が192,212百万円、合計411,977百万円、従業員数は9,982人であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

1)　【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

(注)　定款の定めは次のとおりであります。

当会社の発行する株式の総数は、6,000,000,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

2)　【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成17年３月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成17年６月29日現在)	上場証券取引所名 または登録証券業協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所(注３) 大阪証券取引所(注３) 名古屋証券取引所(注３) ユーロネクスト(アムステルダム) 証券取引所(注４) シンガポール証券 取引所(注５) ニューヨーク 証券取引所(注６)	―
計	1,965,919,860	1,965,919,860	―	―

(注)　１　議決権を有しております。

２　提出日(平成17年６月29日)現在の発行数には、平成17年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

３　各市場第一部

４　原株を上場（上場を廃止予定）

５　原株を上場

６　米国預託証券(ADS)を上場

(2) 【新株予約権等の状況】

1)新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年６月26日）		
	事業年度末現在 (平成17年３月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成17年５月31日現在)
新株予約権の数(個)	2,164(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,164,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	１株当たり1,806円	１株当たり1,805円
新株予約権の行使期間	平成16年７月１日～ 平成21年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格　1,806円 資本組入額　903円	発行価格　1,805円 資本組入額　903円
新株予約権の行使の条件	１．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。 (1)　新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これに準ずる事由 (2)　新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行(処分)株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行(処分)株式数}}$$

３　執行役については取締役に準じて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年６月26日）		
	事業年度末現在 （平成17年３月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日現在）
新株予約権の数(個)	2,188(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,188,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	１株当たり1,630円	１株当たり1,629円
新株予約権の行使期間	平成17年７月１日～ 平成22年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格　1,630円 資本組入額　815円	発行価格　1,629円 資本組入額　815円
新株予約権の行使の条件	１．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。 (1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由 (2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行(処分)株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年６月26日）		
	事業年度末現在 （平成17年３月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,354(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,354,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	１株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年６月５日～ 平成23年６月４日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額　1円	同左
新株予約権の行使の条件	１．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。 (1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これに準ずる事由 (2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行(処分)株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年６月25日）		
	事業年度末現在 （平成17年３月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,618(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,618,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	１株当たり1,616円	１株当たり1,615円
新株予約権の行使期間	平成18年７月１日～ 平成23年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格　1,616円 資本組入額　808円	発行価格　1,615円 資本組入額　808円
新株予約権の行使の条件	１．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。 (1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これに準ずる事由 (2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行（処分）株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行（処分）株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年６月25日）		
	事業年度末現在 （平成17年３月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成17年５月31日現在）
新株予約権の数(個)	―	1,486(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	―	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	―	1,486,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	―	１株当たり1円
新株予約権の行使期間	―	平成19年４月26日～ 平成24年４月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	―	発行価格　　1円 資本組入額　1円
新株予約権の行使の条件	―	１．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。 (1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これに準ずる事由 (2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	―	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行(処分)株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行(処分)株式数}}$$

2)　新株予約権付社債

該当事項はありません。

3)　商法等改正整備法第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債ならびに新株引受権付社債

該当事項はありません。

(3)　【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成13年３月31日（注1）	594	1,962,977,841	998	182,796,787	997	105,563,989
平成14年３月31日（注2）	2,942,019	1,965,919,860	3,001	182,799,789	6,940,275	112,504,265

（注）１　転換社債の株式への転換（平成12年４月１日～平成13年３月31日）であります。

２　新株引受権の行使、ならびに野村アセットマネジメント株式会社との株式交換によるものであります。

(4)　【所有者別状況】

平成17年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府および地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	409	114	3,549	828	60	191,618	196,580	―
所有株式数（単元）	269	5,454,131	161,994	1,742,859	7,440,361	1,695	4,832,394	19,633,703	2,549,560
所有株式数の割合（%）	0.00	27.78	0.83	8.88	37.90	0.01	24.61	100.00	―

（注）１　自己株式23,733,994株のうち、237,339単元は「個人その他」に、94株は「単元未満株式の状況」に含まれております。なお、自己株式23,733,994株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は23,730,994株であります。

２　「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,775単元含まれております。

３　平成16年10月28日開催の当社取締役会決議により、1単元の株式数は平成17年１月４日付をもって1,000株から100株となっております。

(5) 【大株主の状況】

平成17年３月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８－11	119,945	6.10
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町２丁目11－３	117,112	5.96
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	連合王国ロンドン市ECコールマン通り ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町６－７)	61,956	3.15
デポジタリーノミニーズ インコーポレーション (常任代理人　株式会社東京三菱銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク バークレーストリート101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内２丁目７－１)	54,110	2.75
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町６－７)	41,256	2.10
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町６－７)	28,830	1.47
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６－６	26,241	1.33
ザチェースマンハッタンバンク 385036 (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	米国カリフォルニア州 ビバリー・ヒルズ ノースクレッセントドライブ360 (東京都中央区日本橋兜町６－７)	20,888	1.06
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	連合王国ロンドン市ECコールマン通り ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町６－７)	16,804	0.85
住友信託銀行株式会社(信託Ｂ口) (常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪市中央区北浜４丁目５－33 (東京都中央区晴海１丁目８－11)	16,504	0.84
計	―	503,647	25.62

(注)　当社は、平成17年３月31日現在、自己株式を23,731千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(6) 【議決権の状況】

1) 【発行済株式】

平成17年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式 (自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式 (その他)	―	―	―
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　23,730,900	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式　3,000,000	―	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,936,639,400	19,364,589	同上
単元未満株式	普通株式　2,549,560	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860	―	―
総株主の議決権	―	19,364,589	―

(注) 1　「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が177,500株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式94株が含まれております。

2　平成16年10月28日開催の取締役会において、当社株式の一単元の株式数を1,000株から100株に変更することを決議しました。

2) 【自己株式等】

平成17年３月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式)					
野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 １丁目９－１	23,730,900	―	23,730,900	1.21
(相互保有株式)					
株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 １丁目８－２	2,000,000	―	2,000,000	0.10
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 １丁目６－５	1,000,000	―	1,000,000	0.05
計	―	26,730,900	―	26,730,900	1.36

(注)　このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

1) 平成14年定時株主総会における特別決議によるもの

商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成14年６月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年６月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員437名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同　上
新株予約権の行使時の払込金額	同　上
新株予約権の行使期間	同　上
新株予約権の行使の条件	同　上
新株予約権の譲渡に関する事項	同　上

2) 平成15年定時株主総会における特別決議によるもの

商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記２種類の新株予約権を発行することを平成15年６月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年６月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員436名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同　上
新株予約権の行使時の払込金額	同　上
新株予約権の行使期間	同　上
新株予約権の行使の条件	同　上
新株予約権の譲渡に関する事項	同　上

決議年月日	平成15年６月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員164名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同　上
新株予約権の行使時の払込金額	同　上
新株予約権の行使期間	同　上
新株予約権の行使の条件	同　上
新株予約権の譲渡に関する事項	同　上

3)　平成16年定時株主総会における特別決議によるもの

商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記２種類の新株予約権を発行することを平成16年６月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年６月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員455名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同　上
新株予約権の行使時の払込金額	同　上
新株予約権の行使期間	同　上
新株予約権の行使の条件	同　上
新株予約権の譲渡に関する事項	同　上

決議年月日	平成16年６月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員108名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同　上
新株予約権の行使時の払込金額	同　上
新株予約権の行使期間	同　上
新株予約権の行使の条件	同　上
新株予約権の譲渡に関する事項	同　上

決議年月日	平成16年６月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員138名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	806,000
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年６月４日～平成24年６月３日
新株予約権の行使の条件	１．１個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 ２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。 (1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 ア　当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由 イ　当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由 (2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア　当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ　その他アに準ずる事由のある場合 ３．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が２．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

4)　平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記２種類の新株予約権を発行することを平成17年６月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年６月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,500,000
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または発行日における株式会社東京証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の行使期間	新株予約権発行日から７年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。
新株予約権の行使の条件	１．各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ２．その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

（注）　詳細につきましては提出日以降、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する予定です。

決議年月日	平成17年６月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	5,000,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式１株当たり１円
新株予約権の行使期間	新株予約権発行日から７年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。
新株予約権の行使の条件	１．各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ２．その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

（注）　詳細につきましては提出日以降、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する予定です。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

1) 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ロ 【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ 【取締役会決議による買受けの状況】

平成17年６月29日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成17年５月18日決議)	25,000,000	37,500,000,000
前決議期間における取得自己株式	25,000,000	33,827,301,200
残存決議株式数及び価額の総額	―	3,672,698,800
未行使割合(%)	―	9.8

(注) 1 買受期間 平成17年５月19日から平成17年６月23日

2 平成17年６月28日開催の取締役会において、当社普通株式25,000,000株(上限)、取得価額の総額37,500百万円(上限)を取得することを決議いたしました。(買受期間平成17年７月１日から平成17年９月16日)

ニ 【取得自己株式の処理状況】

該当事項はありません。

ホ 【自己株式の保有状況】

平成17年６月29日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	45,409,000

2) 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却または償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

1) 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

2) 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社と野村證券をはじめとする国内外の子会社は、「野村証券グループ」として統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行なっております。従いまして、利益配分にあたりましては、拡大する事業機会を迅速、確実に捉えるために十分な株主資本を維持することを考慮しつつ、連結ベース（米国会計基準）での株主資本配当率（DOE）をベースとして基準配当額を決定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には、配当性向を勘案して利益還元を行なうことを基本方針とします。

当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株につき10円といたしました。なお、昨年12月に1株につき10円の中間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は1株につき20円となります。

また、内部留保金につきましては、株主価値の増大に繋げるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性の見込める事業分野に引き続き有効投資してまいる所存でございます。

（注） 当期の中間配当に関する取締役会決議日　　平成16年10月28日

4 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月	平成17年３月
最高(円)	3,420	2,890	2,190	2,125	1,966
最低(円)	1,650	1,190	1,205	1,087	1,278

（注） 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近６箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成16年10月	11月	12月	平成17年１月	２月	３月
最高(円)	1,498	1,453	1,494	1,493	1,483	1,598
最低(円)	1,293	1,278	1,390	1,355	1,344	1,423

（注） 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役会長	―	氏　家　純　一	昭和20年10月12日生	昭和50年11月 昭和59年７月 昭和60年３月 昭和62年５月 昭和62年11月 平成元年６月 平成２年６月 平成７年６月 平成９年５月 平成15年４月 平成15年６月	当社入社 本社勤務 〔ノムラ・スイスLTD.社長兼ノムラ・スイスLTD.(チューリッヒ店)拠点長〕 本社勤務 〔ノムラ・スイスLTD.社長〕 国際企画室長 総合企画室長 本社勤務 〔ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. 社長〕 取締役 常務取締役 取締役社長 取締役会長 取締役会長兼執行役 ＜主要な兼職＞ 株式会社野村資本市場研究所社長	70
取締役	―	古　賀　信　行	昭和25年８月22日生	昭和49年４月 平成３年６月 平成３年11月 平成５年６月 平成６年６月 平成７年６月 平成11年４月 平成12年６月 平成15年４月 平成15年６月	当社入社 総合企画室長 事業法人一部長 人事部長 人事部長兼職員部長 取締役 常務取締役 取締役副社長 取締役社長 取締役兼執行役社長 最高経営責任者（CEO） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社社長	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
取締役	―	戸　田　博　史	昭和26年９月12日生	昭和50年４月 平成３年６月 平成４年11月 平成４年12月 平成５年６月 平成８年６月 平成９年５月 平成９年６月 平成10年６月 平成10年10月 平成11年４月 平成11年６月 平成12年６月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月	当社入社 本社勤務 〔ノムラ・バンク(スイス)LTD.社長〕 本社勤務 〔ノムラ・バンク(スイス)LTD.社長〕 〔ノムラ・バンク(スイス)LTD.(バーゼル店)拠点長〕 本社勤務 〔ノムラ・バンク(スイス)LTD.社長〕 債券部長 金融市場部長 金融市場本部担当兼金融市場部長 取締役 金融市場本部担当兼公社債情報管理室長嘱託 金融市場本部担当 グローバル金融市場担当 グローバル金融市場担当兼金融市場営業部長嘱託 グローバル金融市場担当 専務取締役 インベストメント・バンキング部門管掌 取締役 取締役副社長 取締役兼執行役副社長 業務執行責任者（COO） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社副社長	21
取締役	―	稲　野　和　利	昭和28年９月４日生	昭和51年４月 平成５年６月 平成７年６月 平成９年５月 平成９年６月 平成10年６月 平成11年４月 平成11年６月 平成12年３月 平成12年６月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月 平成17年４月	当社入社 富山支店長 営業企画部長 人事担当兼人事部長、証貯業務部長、職員部長 取締役 人事担当 人事担当兼人事部長嘱託 営業業務本部担当 営業業務本部担当兼法人開発部担当 営業業務本部担当兼法人開発部担当、資産相談業務部長嘱託 専務取締役 営業部門管掌 取締役 取締役副社長 取締役兼執行役副社長 共同業務執行責任者（Co-COO）兼アセット・マネジメント部門担当 取締役兼執行役副社長 共同業務執行責任者（Co-COO）	46

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
取締役	―	重　宗　信　行	昭和24年８月７日生	昭和47年４月 平成５年６月 平成７年６月 平成８年６月 平成８年12月 平成９年５月 平成９年６月 平成９年12月 平成11年４月 平成11年６月 平成15年６月 平成16年３月 平成16年４月 平成16年６月	当社入社 取締役 営業業務本部中部・近畿地区担当 営業業務本部近畿地区担当兼大阪支店副支店長、企業相談室長、投資相談室長嘱託 大阪支店長大阪支店事業開発部長嘱託 大阪支店長兼大阪支店事業開発部長、企画業務部長嘱託 常務取締役 大阪駐在兼大阪支店長、大阪支店事業開発部長、企画業務部長嘱託 大阪駐在兼大阪支店長、大阪支店事業開発部長嘱託 大阪駐在 退任 野村信託銀行株式会社取締役社長 野村信託銀行株式会社取締役兼執行役社長 同社退任 当社顧問 取締役	18
取締役	―	鈴　木　行　生	昭和25年６月３日生	昭和50年４月 平成８年６月 平成９年３月 平成９年４月 平成９年６月 平成10年６月 平成11年４月 平成11年５月 平成11年５月 平成11年６月 平成12年６月 平成15年６月 平成17年３月 平成17年４月 平成17年６月	株式会社野村総合研究所入社 同社取締役 同社取締役退任 当社顧問金融研究所長兼企業調査部長 当社取締役金融研究所長兼企業調査部長嘱託 金融研究所担当 取締役退任 当社顧問 顧問退任 野村アセット・マネジメント投信㈱（現、野村アセットマネジメント㈱）執行役員調査本部担当兼経済調査部長嘱託 同社常務執行役員調査本部担当兼経済調査部長嘱託 同社常務執行役 同社常務執行役退任 当社顧問 取締役	9
取締役	―	柴　田　昌　治	昭和12年２月21日生	昭和34年４月 昭和58年６月 昭和62年６月 平成３年６月 平成６年６月 平成13年10月 平成14年６月	日本ガイシ株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 当社取締役 日本ガイシ株式会社取締役会長 ＜主要な兼職＞ 日本ガイシ株式会社会長 エヌジーケイ・テクニカ株式会社会長	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
取締役	—	久 保 利　英 明	昭和19年８月29日生	昭和46年４月 平成10年３月 平成10年４月 平成13年４月 平成13年10月 平成14年３月	弁護士登録・森綜合法律事務所入所 同事務所退所 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 当社取締役 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長退任	—
取締役	—	辻　　晴　雄	昭和７年12月６日生	昭和30年３月 昭和61年６月 平成10年６月 平成13年６月 平成15年６月	早川電機工業株式会社入社 （昭和45年シャープ株式会社に社名変更） 同社取締役社長 同社相談役（現任） 当社監査役 当社取締役	4
取締役	—	野　村　文　英	昭和９年４月13日生	昭和32年４月 昭和45年６月 昭和51年12月 昭和54年12月 昭和57年12月 平成15年６月	当社入社 本社勤務 〔バンコック・ノムラ・インターナショナル・セキュリティーズ社長〕 取締役 常務取締役 監査役 取締役 ＜主要な兼職＞ 野村殖産株式会社社長	189
取締役	—	田　近　耕　次	昭和11年１月７日生	昭和36年12月 昭和40年５月 昭和45年５月 昭和46年８月 昭和47年２月 昭和63年６月 平成５年６月 平成９年６月 平成11年５月 平成11年６月 平成12年５月 平成13年６月 平成14年５月 平成15年６月	プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 公認会計士登録 等松・青木監査法人入所 （平成２年監査法人トーマツと名称変更） 社員 代表社員 専務代表社員 包括代表社員 会長・包括代表社員 会長・包括代表社員退任 デロイト トウシュ トーマツ チェアマン就任 デロイト トウシュ トーマツ チェアマン退任 監査法人トーマツ顧問就任 監査法人トーマツ顧問退任 当社取締役 ＜主要な兼職＞ 中央大学専門職大学院教授	—
計						392

（注）１　取締役柴田昌治、久保利英明、辻晴雄および田近耕次は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。

２　当社は委員会等設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	氏家　純一
	委員	柴田　昌治
	委員	久保利英明
監査委員会	委員長	辻　　晴雄
	委員	野村　文英
	委員	田近　耕次
報酬委員会	委員長	氏家　純一
	委員	柴田　昌治
	委員	久保利英明

(2)　執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	―	氏　家　純　一	(1)取締役の状況参照	同左		同左
代表執行役 執行役社長	最高経営責任者 (CEO)	古　賀　信　行	(1)取締役の状況参照	同左		同左
代表執行役 執行役副社長	業務執行責任者 (COO)	戸　田　博　史	(1)取締役の状況参照	同左		同左
代表執行役 執行役副社長	共同業務 執行責任者 (Co-COO)	稲　野　和　利	(1)取締役の状況参照	同左		同左
執行役	グローバル・ インベストメント・バンキング 部門担当	柳　谷　　孝	昭和26年11月13日生	昭和50年４月 昭和60年11月 昭和63年11月 平成５年６月 平成５年12月 平成９年５月 平成９年６月 平成10年６月 平成12年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成14年６月 平成15年６月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 荻窪支店長 渋谷支店長 事業法人二部付部長 事業法人二部長 事業法人本部担当兼事業法人二部長、財務情報部長 取締役 事業法人本部担当 名古屋駐在兼名古屋支店長嘱託 常務取締役 退任 野村證券株式会社常務取締役 (現、同社専務執行役) 当社取締役 執行役 国内営業部門担当 グローバル・ホールセール部門担当 グローバル・インベストメント・バンキング部門担当(現職) ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社専務	19
執行役	国内営業 部門担当	渡　部　賢　一	昭和27年10月28日生	昭和50年４月 平成５年６月 平成６年６月 平成８年５月 平成９年６月 平成10年６月 平成10年10月 平成12年６月 平成13年10月 平成13年10月 平成13年12月 平成15年４月 平成15年６月 平成16年４月	当社入社 海外業務企画部長 主計二部長 総合企画室付部長 主計部長 取締役 財務兼審査本部担当 グローバルリスクマネジメント兼財務、審査本部担当 常務取締役 グローバルリスクマネジメント兼審査本部、財務、IR担当 取締役 野村證券株式会社常務取締役 (現、同社専務執行役) 税務室担当 税務室兼総務審理室担当 執行役 グローバル・リスク・マネジメント兼グローバルＩＲ、グローバルＩＴ・オペレーション担当 国内営業部門担当(現職) ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社専務	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	アセット・マネジメント部門担当	柴　田　拓　美	昭和28年１月８日生	昭和51年４月 平成６年６月 平成６年12月 平成９年６月 平成10年６月 平成12年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 欧州インベストメント・バンキング業務部門長 本社勤務 （ノムラ・プロジェクト・ファイナンス・インターナショナルLIMITED） 本社勤務 （ノムラ・インターナショナルPLC社長） （ノムラ・オプション・インターナショナルPLC社長） 取締役 常務取締役 欧州本部担当 退任 野村證券株式会社常務取締役 （現、同社取締役兼専務執行役） 当社執行役 グローバル・ホールセール部門担当 コーポレート担当 アセット・マネジメント部門担当（現職） ＜主要な兼職＞ 野村アセットマネジメント株式会社社長 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社共同会長	27
執行役	―	松　本　　学	昭和25年６月19日生	昭和50年４月 平成２年６月 平成５年６月 平成７年６月 平成10年６月 平成10年12月 平成11年４月 平成13年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月	当社入社 浜松支店長 千葉支店長 事業法人三部長 取締役 営業業務本部法人業務担当 営業業務本部支店経営兼法人業務担当 営業業務本部支店経営担当 常務取締役 営業業務本部支店経営担当（東海・首都圏） 退任 野村證券株式会社常務取締役 （現、同社専務執行役） 当社執行役 ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社専務	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	—	山　道　裕　己	昭和30年３月８日生	昭和52年４月 平成６年12月 平成９年６月 平成10年６月 平成10年10月 平成11年６月 平成12年６月 平成13年５月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月 平成17年４月	当社入社 欧州インベストメント・バンキング業務部門長 人事部長 取締役 インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当兼大阪事業開発部長嘱託 グローバルインベストメントバンキング担当兼大阪事業開発部長嘱託 グローバルインベストメントバンキング担当兼IB業務部長嘱託 常務取締役 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部、ストラクチャード・ファイナンス部(共管)担当 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部、ストラクチャード・ファイナンス部(共管)、デット・キャピタル・マーケット部(共管)担当 退任 野村證券株式会社常務取締役 当社執行役 欧州地域マネジメント グローバル・インベストメント・バンキング部門(現職) ＜主要な兼職＞ ノムラ・アメリカ・インベストメントInc.社長兼CEO	14
執行役	—	坂　口　省　吾	昭和28年５月27日生	昭和51年４月 昭和61年11月 平成４年６月 平成６年12月 平成７年６月 平成８年６月 平成10年６月 平成10年12月 平成11年４月 平成11年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月	当社入社 東大阪支店長 水戸支店長 地域法人業務部長 法人業務部長 札幌支店長 取締役 企業サービス業務担当 企業サービス業務担当兼第三企業部長嘱託 企業部、法人開発部担当兼第三企業部長嘱託 企業部担当 退任 野村證券株式会社取締役 (現、同社常務執行役) 当社執行役	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	インターナル・オーディット部門担当	板　谷　正　徳	昭和28年10月13日生	昭和51年４月 平成６年６月 平成10年６月 平成12年６月 平成13年10月 平成13年10月 平成15年６月 平成16年４月	当社入社 総合企画室長 取締役 広報、IR担当兼IR室長嘱託 企画部門兼広報担当 野村證券株式会社取締役 （現、同社常務執行役） 総合管理部担当 執行役 グローバル広報担当（総合管理部兼秘書室担当） インターナル・オーディット部門担当（現職）	27
執行役	―	大　浦　善　光	昭和29年７月８日生	昭和52年４月 昭和62年11月 平成４年11月 平成７年６月 平成９年６月 平成11年４月 平成11年６月 平成13年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月	当社入社 五反田支店長 徳島支店長 浜松支店長 梅田支店長 営業業務本部支店経営担当 取締役 営業業務本部支店経営担当（東部・北陸） 退任 野村證券株式会社取締役 （現、同社常務執行役） 当社執行役 ＜主要な兼職＞ 野村年金サポート＆サービス株式会社社長	14
執行役	―	山　田　裕　介	昭和28年12月26日生	昭和52年４月 昭和63年４月 平成３年６月 平成７年６月 平成９年５月 平成11年４月 平成11年６月 平成13年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月	当社入社 那覇支店長 豊橋支店長 職員部長 千葉支店長 営業業務本部支店経営担当 取締役 営業業務本部支店経営担当（東京） 退任 野村證券株式会社取締役 （現、同社常務執行役） 当社執行役	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	―	多　田　　斎	昭和30年６月29日生	昭和53年４月 昭和63年11月 平成８年６月 平成９年５月 平成９年12月 平成11年４月 平成11年６月 平成13年６月 平成13年７月 平成13年10月 平成13年10月 平成15年３月 平成15年６月	当社入社 成城支店長 渋谷支店長 総務審理室長 営業相談室長兼総務審理室長 営業業務本部支店経営担当 取締役 業務管理本部兼営業相談、総務審理担当 業務管理本部兼営業相談室、総務審理室、インターナル・オーディット部担当 野村證券株式会社取締役 （現、同社常務執行役） 総務審理室担当 退任 執行役	14
執行役	グローバル・マーケッツ部門担当	揚　村　康　男	昭和29年２月19日生	昭和51年４月 平成９年６月 平成10年６月 平成11年６月 平成12年６月 平成13年５月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 金融市場部長 金融市場部長兼金融市場情報管理部長 金融市場部長 取締役 グローバル金融市場担当 グローバル金融市場兼ストラクチャード・ファイナンス部（共管）担当 グローバル金融市場兼ストラクチャード・プロダクト・マーケティング部（共管）、ストラクチャード・ファイナンス部（共管）、デット・キャピタル・マーケット部（共管）担当 退任 野村證券株式会社取締役 （現、同社常務執行役） 当社執行役 グローバル・フィクスト・インカム担当 グローバル・マーケッツ担当 グローバル・マーケッツ部門担当（現職）	14
執行役	グローバルIT・オペレーション担当	中　村　昭　彦	昭和29年４月14日生	昭和53年４月 平成８年６月 平成12年６月 平成13年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成16年４月	当社入社 システム企画部長 営業企画部長 取締役 営業業務本部兼法人開発部担当、営業企画部長嘱託 営業業務本部兼法人開発部担当 退任 野村證券株式会社取締役 （現、同社執行役） 当社執行役 グローバルＩＴ・オペレーション担当（現職）	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	米州地域 マネジメント	高　橋　秀　行	昭和31年１月10日生	昭和54年４月 平成７年６月 平成９年６月 平成12年６月 平成12年11月 平成13年９月 平成13年10月 平成14年４月 平成15年６月	当社入社 本社勤務 （ノムラ・バンク（ドイツ）GmbH社長） 欧州エクイティ業務部門長 本社勤務 （ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.） 本社勤務 （ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.社長兼CEO） 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役 当社執行役 米州地域マネジメント（現職） ＜主要な兼職＞ ノムラ・ホールディング・アメリカInc.取締役社長兼CEO ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.取締役兼CEO	6
執行役	（秘書室担当）	田　中　　浩	昭和31年５月13日生	昭和55年４月 平成２年７月 平成11年４月 平成13年９月 平成13年10月 平成14年４月 平成15年６月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 本社勤務 （ノムラ・バンク・ドイツ（ミュンヘン店）拠点長）他 エクイティ部長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役（現、同社執行役） 当社執行役 グローバル・エクイティ担当 グローバル広報担当（総合管理部兼秘書室担当） （秘書室担当）（現職）	5
執行役	中国地域 マネジメント	吉　澤　徳　安	昭和31年10月25日生	昭和55年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成12年６月 平成12年12月 平成13年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月 平成17年４月	当社入社 事業開発部長 業務開発室長兼事業開発部長 業務開発室長 不動産投資銀行部長 本社勤務 （ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED社長） （ノムラ・セキュリティーズ・フィリピンInc.社長） 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役（現、同社執行役） アジア・オセアニア地域マネジメント 当社執行役 中国地域マネジメント（現職） ＜主要な兼職＞ ノムラ・アジア・ホールディングN.V.社長 野村企業諮詢（中国）有限公司董事長	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	（総務審理室担当）	吉　原　康　夫	昭和31年８月28日生	昭和56年４月 平成10年６月 平成11年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月 平成16年４月 平成16年７月	当社入社 静岡支店長 営業相談室長兼総務審理室長 福岡支店長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役（現、同社執行役） 当社執行役 （総務審理室担当） （総務審理室担当兼総務審理室長嘱託） （総務審理室担当）（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社代表執行役	11
執行役	グローバル・マーチャント・バンキング部門担当	丸　山　　明	昭和32年３月21日生	昭和54年４月 平成12年６月 平成13年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 大阪支店事業法人一部長 主計部長 主計部長兼財務部長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役（現、同社執行役） 当社執行役 財務統括責任者（CFO）、グローバル・トレジャリー兼グローバル・コントローラー担当（税務室担当） 財務統括責任者（CFO）、グローバル・リスク・マネジメント兼グローバル・トレジャリー、グローバル・コントローラー、グローバルＩＲ担当（税務室担当） グローバル・マーチャント・バンキング部門担当（現職） ＜主要な兼職＞ 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社社長	5
執行役	グローバル・リサーチ担当	渡　辺　章　人	昭和32年５月24日生	昭和56年４月 平成12年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成16年４月 平成16年４月	当社入社 業務部長 持株会社業務準備室長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社執行役 当社執行役 グローバル・リサーチ担当（現職） ＜主要な兼職＞ 野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社社長	2
執行役	グローバル広報担当（総合管理部兼経営企画部担当）	尾　﨑　　哲	昭和33年１月16日生	昭和57年４月 平成12年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成16年４月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 人事部長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社執行役 当社執行役 グローバル・エクイティ担当 グローバル広報担当（総合管理部兼経営企画部担当）（現職）	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	グローバル・フィクスト・インカム担当	柏　木　茂　介	昭和34年11月13日生	昭和57年４月 平成12年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成16年４月 平成16年４月	当社入社 本社勤務(欧州デット・マーケット業務部門長) 本社勤務(欧州フィックスト・インカム業務部門長) 当社退社 野村證券株式会社入社 同社執行役 当社執行役 グローバル・フィクスト・インカム担当(現職) ＜主要な兼職＞ 野村キャピタル・インベストメント株式会社社長	9
執行役	欧州地域マネジメント	石　田　友　豪	昭和32年１月１日生	昭和54年４月 平成13年９月 平成13年10月 平成16年３月 平成16年４月 平成17年４月	当社入社 当社退社 野村證券株式会社入社 同社退社 当社執行役 欧州地域共同マネジメント 欧州地域マネジメント(現職) ＜主要な兼職＞ ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC社長 ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト)B.S.C.(C)会長 ノムラ・バンク(スイス)LTD.会長	13
執行役	アセット・ファイナンス担当	櫻　井　淳　夫	昭和35年１月26日生	昭和57年４月 平成12年６月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成14年12月 平成17年４月	当社入社 投資信託部長 ストラクチャード・プロダクト・マーケティング部長 当社退社 野村證券株式会社入社 アセット・ファイナンス部長 当社執行役 アセット・ファイナンス担当(現職)	3
執行役	財務統括責任者(CFO)、グローバル・リスク・マネジメント兼グローバル・トレジャリー、グローバル・コントローラー、グローバルIR担当(税務室担当)	仲　田　正　史	昭和33年７月30日生	昭和56年４月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成17年４月	当社入社 当社退社 野村證券株式会社入社 業務管理部長 当社執行役 財務統括責任者(CFO)、グローバル・リスク・マネジメント兼グローバル・トレジャリー、グローバル・コントローラー、グローバルIR担当(税務室担当)(現職)	3
執行役	グローバル・エクイティ担当	山　崎　啓　正	昭和33年11月13日生	昭和57年４月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成17年４月	当社入社 当社退社 野村證券株式会社入社 人事部長 当社執行役 グローバル・エクイティ担当(現職)	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	—	中　井　加明三	昭和25年７月30日生	昭和49年４月 昭和61年11月 平成２年11月 平成５年６月 平成７年６月 平成８年６月 平成９年12月 平成10年12月 平成11年４月 平成13年７月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年３月 平成15年４月 平成15年６月	当社入社 池袋支店長 梅田支店長 営業業務部長 取締役 投資信託部兼累積投資部、投資情報部、営業企画部担当 営業業務本部東京地区担当 営業業務本部資産相談業務担当 営業業務本部支店経営兼資産相談業務担当 常務取締役 総務部門担当兼総務業務部担当 総務部門兼アドミニストレーション業務部担当 退任 野村證券株式会社常務取締役 同社退任 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼専務執行役員 （現、同社専務執行役） 当社執行役	18
執行役	—	水　野　隆　秀	昭和27年４月17日生	昭和50年４月 昭和63年２月 昭和63年２月 平成９年10月 平成15年６月	当社入社 当社退社 野村投資顧問株式会社入社 野村アセットマネジメント投信株式会社取締役 （現、野村アセットマネジメント株式会社専務執行役） 当社執行役	5
執行役	—	吉　川　　淳	昭和29年４月７日生	昭和53年４月 平成９年６月 平成12年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年６月 平成16年３月 平成16年４月 平成16年４月	当社入社 本社勤務（ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.共同社長） 取締役 米州本部担当 退任 野村證券株式会社取締役 同社執行役 退任 野村アセットマネジメント株式会社常務執行役 （現、同社専務執行役） 当社執行役	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
執行役	―	福　井　保　明	昭和27年10月29日生	昭和51年４月 平成６年６月 平成７年６月 平成９年６月 平成10年６月 平成10年７月 平成11年１月 平成12年６月 平成13年９月 平成13年10月 平成15年４月 平成15年６月 平成17年３月 平成17年４月	当社入社 奈良支店長 投資信託部長 営業企画部長 本社勤務部長 ファンドネット会社設立準備副委員長 本社勤務部長 (野村ファンドネット証券株式会社) 取締役 職域本部兼投資信託・DC本部担当 退任 野村證券株式会社取締役 同社監査役 同社取締役 同社取締役退任 当社執行役 ＜主要な兼職＞ 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社社長	11
計　(注)						326

(注)　1　職名には野村証券グループの業務執行体制における担当を原則として記載していますが（　）内の担当記載は野村ホールディングス株式会社の組織の担当を表します。

2　合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載しております。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、平成15年6月より、野村証券グループ国内子会社とともに、委員会等設置会社を採用しております。

委員会等設置会社体制の下で、経営の監督機能と業務執行が分離され、執行役に業務執行の権限が大幅に委譲されることによって、よりスピード感のある連結経営を行なうことが可能となっております。また、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の3委員会の設置により、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性を充実させております。

また、コーポレート・ガバナンスに関する事項や企業の社会的責任に関する事項について野村証券グループの役職員一人ひとりが遵守すべきものとして、「野村証券グループ倫理規程」を制定しております。

会計監査人への監査報酬につきましては、財務統括責任者（CFO）の申請に基づき、監査委員会にて協議・承認する仕組みとしております。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

〈1〉会社の経営上の意思決定、執行および監督にかかる経営管理組織その他コーポレート・ガバナンスの状況

1) 委員会等設置会社であるか監査役制度採用会社であるかの別

委員会等設置会社であります。

2) 社外取締役の選任の状況

社外取締役は取締役11名中4名であります。

3) 各種委員会の概要

１．指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する機関であり、取締役会長の氏家純一および社外取締役の柴田昌治、久保利英明の3名で構成され、委員長は氏家純一が務めております。指名委員会は平成17年3月期に2回開催されました。

２．監査委員会

取締役および執行役の職務執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任および解任に関する議案の内容の決定に関する権限を有する機関であり、社外取締役の辻晴雄、田近耕次および執行役を兼務しない取締役の野村文英の3名で構成され、委員長は辻晴雄が務めております。すべての監査委員は、米国企業改革法に基づく独立取締役の要件を満たしており、また、田近耕次は同法に基づく財務専門家であります。監査委員会は平成17年3月期に

22回開催されました。

３．報酬委員会

取締役および執行役の個人別の報酬の内容を決定する機関であり、取締役会長の氏家純一および社外取締役の柴田昌治、久保利英明の3名で構成され、委員長は氏家純一が務めております。報酬委員会は平成17年3月期に4回開催されました。

4）社外役員の専従スタッフの配置状況

秘書室および監査業務室が、社外取締役を含む取締役の職務遂行を補佐しております。

5）業務執行の仕組み

32名の執行役が、取締役会の決議により委任を受けた事項の決定を行なうとともに、当社の業務を執行しております。なお、執行役に委任された事項のうち、特に重要な事項については、執行役の会議体である執行役会、経営会議またはコミットメント委員会で決定されております。執行役会は執行役32名全員で組織され、野村証券グループの事業計画・予算および経営資源のアロケーションを決定しております。経営会議は代表執行役および取締役会に選任された執行役の計10名で構成され、野村証券グループの経営にかかる重要事項を審議・決定しております。コミットメント委員会は執行役社長の指名する執行役を委員長とし、その他委員長が指名する6名の執行役で構成され、野村証券グループの流動性の低いポジションにかかる重要事項を審議・決定しております。

また、野村証券グループの業務運営体制に係る内部統制の整備に関する基本事項については、経営管理委員会で決定されております。経営管理委員会は執行役社長を含む執行役4名に加え、監査委員長および監査特命取締役の計6名で構成されております。

6）内部統制システムの整備の状況／内部監査および監査役（監査委員会）監査、会計監査の状況

取締役会による経営監視機能の核となるのは監査委員会でありますが、その構成は非常勤の社外取締役が中心となっております。こうした中で監査の実効性をより高めるため、以下の措置を講じております。

１．野村ホールディングスおよび野村證券の取締役会に業務および社内事情に精通した非執行の常勤取締役（監査特命取締役）を各2名配置することにより、従来の監査役制度のメリットを残す形で、監査委員会による監査を補完しております。監査特命取締役の役割は、重要な委員会等への陪席その他日常的な実査・往査を含めた経営監視であります。

２．業務ラインとは独立したインターナル・オーディット部門を設け、同部門ヘッドが野村ホールディングスおよび子会社における内部監査を実施しております。同部門はその業務遂行について経営管理委員会の指揮に従っておりますが、監査委員および監査特命取締役も

同委員会のメンバーとなっております。また、内部監査の結果につきましては、執行ラインのみならず、監査委員会及び監査特命取締役に対しても報告しております。

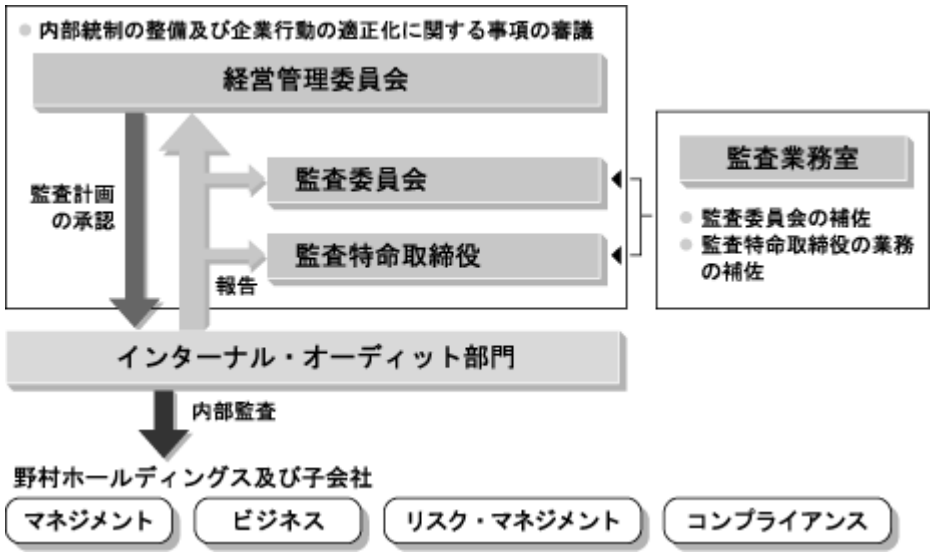

会計監査については新日本監査法人を選任しております。期中を通じ監査を受けており、適正な会計処理および透明な経営の確保に努めております。内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携につきましては、インターナル・オーディット部門、監査委員会および監査特命取締役ともに、定期的に会計監査人と情報交換を行ない、密接な連携を保つようにつとめております。

３．業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	監査継続年数
指定社員　業務執行社員　吉村 貞彦	新日本監査法人	15年
指定社員　業務執行社員　坂本 道美	新日本監査法人	－(1)
指定社員　業務執行社員　英 公一	新日本監査法人	－(1)

(1)　7年以内であるため記載を省略しております。

４．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　　14名
会計士補　　21名
その他　　4名

また、監査委員会は、会計監査人から報告および説明を受け、商法計算書類（連結計算書類を含む）および附属明細書につき検証しております。

〈2〉会社と会社の社外取締役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

該当事項はありません。

〈3〉会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間における実施状況

社外取締役による会合が平成17年3月期に3回開催され、取締役会のあり方をはじめ、主として当社のコーポレート・ガバナンス体制について議論が行なわれました。

企業情報の開示に関しては、平成17年3月期に情報開示委員会を8回開催し、有価証券報告書や米国証券取引委員会に提出する年次報告書（様式20F）等の法定開示書類の作成等について議論を行ないました。また、平成19年3月期より適用となる米国企業改革法404条に基づく財務報告にかかる内部統制の文書化と有効性の評価についても、情報開示委員会が中心となり準備を進めております。

(2) リスク管理体制

「第２［事業の状況］６［財政状態及び経営成績の分析］(3) リスクについての定量・定性的開示」をご参照ください。

(3) 役員報酬

社内取締役に支払った報酬	136百万円
社外取締役に支払った報酬	105百万円
執行役に支払った報酬	2,565百万円

（注） 取締役と執行役の兼任者の報酬は、執行役の欄に含んでおります。

(4) 監査報酬

当社が新日本監査法人/アーンスト アンド ヤングと締結した監査報酬およびそれ以外の報酬の内容は以下のとおりであります。

提出会社に代えて連結会社の監査報酬について記載しております。

	（単位：百万円） 平成17年３月期
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬等	
監査報酬(注)	1,281
上記以外の業務に基づく報酬	
監査関連報酬	210
税務業務に対する報酬	76
その他報酬	11
合計	1,578

(注)なお、監査報酬には、連結会社の財務諸表監査の他、法規制によって要求される監査人の証明業務にかかる報酬（コンフォート・レター、特定資産の検証等）を含めて記載しております。

第５　【経理の状況】

１　連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第87条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 提出会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第２条の規定に基づいて作成しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日　内閣府令第5号) 附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則を適用しております。

また、提出会社の財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、当期より表示単位未満を四捨五入で記載することに変更いたしました。従いまして、前事業年度は表示単位未満を切り捨て、当事業年度は表示単位未満を四捨五入で記載しております。

２　監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、平成16年３月期(平成15年４月１日から平成16年３月31日まで)および平成17年３月期(平成16年４月１日から平成17年３月31日まで)の連結財務諸表並びに第100期(平成15年４月１日から平成16年３月31日まで)および第101期(平成16年４月１日から平成17年３月31日まで)の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

1) 【連結貸借対照表】

		平成16年３月31日		平成17年３月31日	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産)					
現金・預金：					
現金および現金同等物		637,372		724,637	
定期預金		248,737		419,606	
取引所預託金およびその他の顧客分別金		44,528		42,513	
計		930,637	3.1	1,186,756	3.5
貸付金および受取債権：	※６				
貸付金		543,894		516,295	
顧客に対する受取債権		10,744		12,037	
顧客以外に対する受取債権		464,776		718,997	
貸倒引当金		△5,778		△2,801	
計		1,013,636	3.4	1,244,528	3.6
担保付契約：					
売戻条件付買入有価証券		5,701,646		7,201,791	
借入有価証券担保金		7,180,106		7,187,254	
計		12,881,752	43.3	14,389,045	41.7
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資(平成16年3月31日現在 5,229,300百万円、平成17年3月31日現在 7,743,424百万円の担保差入有価証券を含む)：	※３				
有価証券等		13,066,963		14,757,597	
デリバティブ取引		479,659		515,946	
プライベート・エクイティ投資	※４	291,774		326,978	
計		13,838,396	46.5	15,600,521	45.2
その他の資産：					
建物、土地、器具備品および設備(平成16年3月31日現在 181.655百万円、平成17年3月31日現在 196,827百万円の減価償却累計額控除後)		178,546		261,358	
建物、土地、器具備品および設備(プライベート・エクイティ投資先企業)(平成16年3月31日現在 794百万円、平成17年3月31日現在 3,036百万円の減価償却累計額控除後)		22,154		444,726	
差入保証金		64,764		100,993	
トレーディング目的以外の負債証券(平成16年3月31日現在 3,340百万円、平成17年3月31日現在 10,208百万円の担保差入有価証券を含む)		206,236		277,330	
投資持分証券		169,459		172,067	
関連会社に対する投資および貸付金	※16	207,668		228,975	
繰延税金資産	※13	105,901		114,010	
その他	※７	133,817		468,544	
計		1,088,545	3.7	2,068,003	6.0
資産合計		29,752,966	100.0	34,488,853	100.0

		平成16年３月31日		平成17年３月31日	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債および資本)					
短期借入	※８	429,500	1.4	517,065	1.5
短期借入(プライベート・エクイティ投資先企業)	※８	7,624	0.0	116,054	0.3
支払債務および受入預金：	※６				
顧客に対する支払債務		266,646		248,089	
顧客以外に対する支払債務		861,747		464,178	
受入預金		255,703		330,216	
計		1,384,096	4.7	1,042,483	3.0
担保付調達：					
買戻条件付売却有価証券		9,622,727		12,603,211	
貸付有価証券担保金		5,157,814		5,643,782	
その他の担保付借入		2,587,217		3,419,192	
計		17,367,758	58.4	21,666,185	62.8
トレーディング負債：	※３				
有価証券等		5,559,598		4,895,054	
デリバティブ取引		417,368		437,119	
計		5,976,966	20.1	5,332,173	15.5
その他の負債：					
未払法人所得税		93,538		31,937	
未払退職・年金費用	※11	86,439		99,565	
その他	※７	235,888		571,787	
計		415,865	1.4	703,289	2.1
長期借入	※８	2,377,365	8.0	2,798,560	8.1
長期借入(プライベート・エクイティ投資先企業)	※８	8,104	0.0	444,615	1.3
負債合計		27,967,278	94.0	32,620,424	94.6
コミットメントおよび偶発事象	※17				
資本：	※14				
資本金					
額面なし： 授権株式数－6,000,000,000株 発行済株式数－ 平成16年3月31日現在 1,965,919,860株 平成17年3月31日現在 1,965,919,860株		182,800	0.6	182,800	0.5
資本剰余金		154,063	0.5	155,947	0.4
利益剰余金		1,550,231	5.2	1,606,136	4.7
累積的その他の包括損益：					
最小年金債務調整額		△34,221		△24,645	
為替換算調整額		△34,380		△18,083	
小計		△68,601	△0.2	△42,728	△0.1
計		1,818,493	6.1	1,902,155	5.5
控除－自己株式(取得価額)					
自己株式数 － 平成16年3月31日現在 24,263,831株 平成17年3月31日現在 24,657,971株		△32,805	△0.1	△33,726	△0.1
資本合計		1,785,688	6.0	1,868,429	5.4
負債および資本合計		29,752,966	100.0	34,488,853	100.0

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

2) 【連結損益計算書】

		平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日		平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
収益：					
委託・投信募集手数料		210,216		221,963	
投資銀行業務手数料		86,994		92,322	
アセットマネジメント業務手数料		66,193		78,452	
トレーディング損益	※３	229,042		201,686	
プライベート・エクイティ投資関連損益		13,138		7,744	
金融収益		343,260		401,379	
投資持分証券関連損益		55,888		15,314	
プライベート・エクイティ投資先企業売上高		17,640		75,061	
その他		23,565		32,316	
収益合計		1,045,936	100.0	1,126,237	100.0
金融費用		242,833	23.2	327,047	29.0
収益合計(金融費用控除後)		803,103	76.8	799,190	71.0
金融費用以外の費用：					
人件費		259,336		274,988	
支払手数料		19,169		23,910	
情報・通信関連費用		80,031		81,408	
不動産関係費		54,221		53,534	
事業促進費用		23,100		28,214	
プライベート・エクイティ投資先企業売上原価		11,852		44,681	
その他		72,718		87,620	
金融費用以外の費用計		520,427	49.8	594,355	52.8
税引前当期純利益		282,676	27.0	204,835	18.2
法人所得税等：	※13				
法人税等		108,434		104,393	
繰延税額		1,913		5,710	
法人所得税等計		110,347	10.5	110,103	9.8
当期純利益		172,329	16.5	94,732	8.4

		平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日	平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
普通株式１株当たり：	※10		
基本-			
当期純利益		88.82	48.80
希薄化後-			
当期純利益		88.82	48.77

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

3) 【連結資本勘定変動表】

	平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日	平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	182,800	182,800
期末残高	182,800	182,800
資本剰余金		
期首残高	151,328	154,063
自己株式売却益	1,807	14
新株予約権の付与	928	1,870
期末残高	154,063	155,947
利益剰余金		
期首残高	1,407,028	1,550,231
当期純利益	172,329	94,732
現金配当金	△29,126	△38,827
期末残高	1,550,231	1,606,136
累積的その他の包括損益 最小年金債務調整額		
期首残高	△41,558	△34,221
当期純変動額	7,337	9,576
期末残高	△34,221	△24,645
為替換算調整額		
期首残高	△22,329	△34,380
当期純変動額	△12,051	16,297
期末残高	△34,380	△18,083
自己株式		
期首残高	△34,941	△32,805
取得	△4,084	△475
売却	6,220	129
その他の増減（純額）	－	△575
期末残高	△32,805	△33,726
発行済株式数		
期首残高	1,965,919,860	1,965,919,860
期末残高	1,965,919,860	1,965,919,860

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

4) 【連結包括利益計算書】

	平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日	平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	172,329	94,732
その他の包括損益：		
為替換算調整額(税引後)	△12,051	16,297
最小年金債務調整額：		
最小年金債務当期変動額	12,445	15,738
繰延税額	△5,108	△6,162
計	7,337	9,576
その他の包括損益合計	△4,714	25,873
包括利益	167,615	120,605

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

5) 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日	平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	172,329	94,732
当期純利益の営業活動から得た（に使用された△）現金(純額)への調整		
減価償却費および償却費	33,706	38,163
株式報酬費用	928	1,870
投資持分証券関連損益	△55,888	△15,314
建物、土地、器具備品および設備の売却損益	318	△138
建物、土地、器具備品および設備の評価損等	3,083	1,780
貸倒引当金繰入額(戻入額△)	13	△1,947
繰延税額	1,913	5,710
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	174,331	△157,971
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△7,485	3,036
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	△4,808,112	△1,552,822
トレーディング負債	2,152,243	△738,575
売戻条件付買入有価証券 および買戻条件付売却有価証券(純額)	1,297,514	1,402,270
借入有価証券担保金 および貸付有価証券担保金(純額)	△1,576,454	483,804
その他の担保付借入	1,747,519	831,974
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	135,821	△158,640
支払債務および受入預金	592,779	△478,796
未払法人所得税(純額)	80,273	△69,418
その他（純額）	△23,206	31,353
営業活動に使用された現金(純額)	△78,375	△278,929

	平成16年３月期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日	平成17年３月期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△39,303	△59,348
建物、土地、器具備品および設備の売却	1,341	2,645
投資持分証券の購入	△61	△79
投資持分証券の売却	24,309	12,985
企業結合に伴う現金収支（純額）	△29,491	63,556
トレーディング目的以外の負債証券の減少（増加△）（純額）	61,705	△71,604
その他投資およびその他資産の減少	26,971	19,281
投資活動から得た(に使用された△)現金(純額)	45,471	△32,564
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	712,675	844,659
長期借入の減少	△551,897	△495,455
短期借入の増加（純額）	76,982	70,181
自己株式の売却に伴う収入	8,027	143
自己株式の取得に伴う支払	△4,084	△475
配当金の支払	△43,686	△33,992
財務活動から得た現金(純額)	198,017	385,061
現金および現金同等物に対する為替相場変動の影響額	△18,978	13,697
現金および現金同等物の増加額	146,135	87,265
現金および現金同等物の期首残高	491,237	637,372
現金および現金同等物の期末残高	637,372	724,637
補足開示：		
期中の現金支出額－		
利息の支払額	281,756	416,790
法人所得税等支払額(純額)	28,160	173,811

現金支出を伴わない投資活動－

企業結合

平成16年3月期、企業結合に要した資金は純額で29,491百万円でありました。また、平成17年3月期、企業結合により増加した資産の合計金額は、企業結合時点の現金および現金同等物を除いて960,557百万円、引き受けた負債の合計金額は1,013,084百万円です。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

〔連結財務諸表注記〕

1　会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「提出会社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20－F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第87条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。なお、平成17年3月期において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続きならびに連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し資本の部に独立項目として計上されます。平成16年3月期および平成17年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、54,729百万円（利益）および8,364百万円（利益）であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し資本の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、累積給付債務が年金資産の公正価値を上回った場合に追加最小年金負債の計上を行なっております。また、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10％と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、追加最小年金負債の計上は行なわれず、また年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・営業権（連結調整勘定）および持分法による営業権（連結調整勘定相当額）の償却

米国会計原則では、営業権および持分法による営業権に対しては、償却は行なわれず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、連結調整勘定および連結調整勘定相当額は20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方の営業権および持分法による営業権は、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、借方連結調整勘定および貸方連結調整

勘定相当額についても、20年以内の一定期間において均等償却されます。平成16年3月期および平成17年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ546百万円（利益）および4,336百万円（利益）であります。

・利益処分

米国会計原則では、利益処分はその関連する期の連結財務諸表に反映されます。日本会計原則では、計上する期間について、その関連する期とするかまたは取締役会の承認を受ける翌年度とするかの選択が認められております。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は損益または、その他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は原則として貸借対照表において繰延処理されます。

・レバレッジドリース

米国会計原則では、レバレッジドリースの全期間にわたり一定額の収益および費用が毎年認識されます。日本会計原則では、リース資産から生じる減価償却費が定率法で認識されるため収益および費用はレバレッジドリースの期間にわたり平均化されません。

２　会計方針の要旨：

事業の概況

野村ホールディングス株式会社（以下「提出会社」）および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行なう子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております（以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」）。

当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の三つに区分して行なわれております。

国内営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。グローバル・ホールセール部門は、主に世界各国の機関投資家等に対し債券関連商品・株式関連商品のトレーディング・サービスおよび投資銀行サービスを提供しております。またマーチャント・バンキング業務（自己投資業務）を行なっております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、提出会社はその100％子会社および議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」（以下「注釈書第46号」）およびその注釈書の修正後の規定に従い、提出会社は当社が第一受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常は議決権の20％から50％を保有する場合）事業体への投資については、持分法により処理され、関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上しております。財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体への投資は公正価値に基づき計上されております。

提出会社の会計処理および財務報告の方針は、米国の証券会社に一般的に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に従っております。

提出会社の主要な子会社には野村證券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル plc などがあります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。

当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行なっております。

財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、営業権の帳簿価額の回収可

能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行なっております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行なわれることになります。したがいまして、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引されている有価証券および市場取引されている特定のデリバティブ取引は通常、市場取引価格ないし業者間取引価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行なわれます。時価評価モデルは、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値により評価され、評価損益はトレーディング損益として反映されております。公正価値は利用可能な場合には、市場取引価格または業者間取引価格に基づいております。市場取引価格または業者間取引価格が存在しないか、もしくは当社の保有ポジションの売却が市場取引価格に影響を及ぼすと合理的に予想される場合においては、公正価値は、原金融資産の時間的価値とボラティリティの要素を加味した時価評価モデルによって算出されます。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング収益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

プライベート・エクイティ事業

プライベート・エクイティ事業における投資は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。プライベート・エクイティ事業における連結子会社は、「プライベート・エクイティ投資先企業」と称しています。

公正価値で計上されているプライベート・エクイティ投資にかかる公正価値の変動額は、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されております。公正価値の決定は、当社の財政状態および経営成績に重大な影響を与え、また複雑な要因に基づいた経営者の判断を必要としております。これらの投資を構成する投資先企業は主に非公開企業であり、外部の市場取引価格は存在しておりません。公正価値を算定する際には、当社は対等の立場の売り手と買い手の間の自発的な取引において成立するであろう価格を見積もることとしております。通常、評価は投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づき行なわれております。

資本コストは可能な場合には、同様のリスク特性を持つ公開企業と比較をすることにより算定いたします。キャッシュ・フローはそれぞれの投資先の経営者により実施された予測から算定いたします。プライベート・エクイティ事業の詳細は、注記4をご参照下さい。

金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号（以下「基準書第140号」）の規定、すなわち「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に基づき処理しております。基準書第140号は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。基準書第140号は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産の有価証券等として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。

外貨換算

提出会社の海外子会社は、それぞれの機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、海外子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、資本の部に為替換算調整額として表示しております。

外貨建金銭債権債務は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

手数料収入

委託手数料収入は約定日に認識し、当期の損益に計上しております。投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は該当する役務が履行された時に認識されます。アセットマネジメント業務手数料の認識は、発生主義によっております。

トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、連結

貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、連結損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻し条件付で購入したり、買戻し条件付で売却したりする取引であります。当社は売戻し条件付で有価証券を購入する一方、買戻し条件付で取引相手に担保として有価証券を売却します。当社は、取引の元となっている有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務とともに日々監視し、適正と思われる水準に追加担保を徴求したりあるいは返還を行なったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

レポ取引は、財務会計基準書注釈書第41号「買戻しおよび売戻し契約の残高相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

現金担保付証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券の差入れを受けます。当社は日々市場価額を把握し、必要な場合には取引が適切に担保されるよう追加の担保を徴求しております。

当社は、日本の金融市場で始まった取引である現先取引を行なっております。現先取引は、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、日本国債、その他さまざまな債券を、短期の資金運用を行なおうとする法人などに一旦売却するとともに、特定の日に特定の価格で買戻すことを約定するものであります。当該買戻し価格は、金融市場の金利水準および対象有価証券の利子などを考慮して決められます。現先取引では値洗いの必要はなく、また有価証券差換えの権利もありません。よって、現先取引は連結財務諸表上売買取引として処理されております。したがって、現先取引の対象となる有価証券および有価証券の買戻し債務は、連結貸借対照表に計上されておりません。

平成13年より、日本の金融市場において新現先取引（以下「現先レポ取引」）が開始されました。現先レポ取引は、値洗いが要求され、有価証券の差換え権を有しあるいは顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利を制限しております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

主にインターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付借入からなるその他の担保付借入は、契約金額で計上されております。

なお、インターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付貸付金は、連結貸借対照表上貸付金に含まれております。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保

差入れの権利を有する場合（現先レポ取引分を含む）、基準書第140号に従い、当社は当該有価証券を担保差入有価証券として連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびにトレーディング目的以外の負債証券に括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

トレーディング目的

当社はトレーディング取引として、また金利、市場価格、為替等の変動リスクを管理するため、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行なっております。

トレーディング目的のデリバティブ取引は、市場価格ないし見積公正価値による評価額を連結貸借対照表価額とし、評価損益は連結損益計算書上、トレーディング損益に計上しております。当社の行なう店頭デリバティブ取引の評価額は、財務会計基準書注釈書第39号「特定の契約に基づく債権債務の相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

トレーディング目的以外

当社は、トレーディング取引のほかに、トレーディング取引以外の取引にかかる資産および負債の金利変動リスクや為替変動リスクを管理し金利特性を調整するために、デリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産あるいは負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であるようヘッジ指定されており、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の市場価格および公正価値の変化と高い相関性を有しております。当社は公正価値ヘッジ会計をこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融収益または金融費用として認識しております。

負債に組み込まれたデリバティブは、社債や預金といった本契約から区分して時価評価されております。これらのデリバティブにおける評価損益はトレーディング損益に計上されております。当該取引を経済的にヘッジするデリバティブについても時価評価され、その評価損益はトレーディング損益に計上されております。

このヘッジ取引の基準に適合しないデリバティブ取引は、その時点で時価評価し、価格の変動は期間損益として認識しております。

貸倒引当金

貸付金は、主に証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）、銀行もしくは金融業務に関連する貸付金（以下「銀行・金融業務貸付金」）、および短期の資金繰りを行なうインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。

信用取引貸付金およびインターバンク短期金融市場貸付金にかかる貸倒引当金は、主に過去の貸倒実績率に基づ

いて計上しております。

銀行・金融業務貸付金にかかる貸倒引当金については、経営者による最善の見積額を反映させております。見積りの際には、貸付金の性格、貸付金の残高、担保の劣化度合、債務者の延滞状況および現在の財政状態の変化などさまざまな要因を考慮し、債務者の返済能力を判断しております。

建物、土地、器具備品および設備

主に建物、土地およびソフトウェアからなる建物、土地、器具備品および設備（プライベート・エクイティ投資先企業により保有される残高を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得価額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、当期の費用として処理しております。

有形資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年から50年
器具備品および装置	3年から 6年
ソフトウェア	5年

減価償却費および償却費は、情報・通信関連費用に平成16年3月期は28,595百万円、平成17年3月期は30,050百万円がそれぞれ含まれており、また、不動産関係費に平成16年3月期は5,111百万円、平成17年3月期は8,113百万円がそれぞれ含まれております。

長期性資産

財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分の会計処理」（以下「基準書第144号」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

基準書第144号に従い、長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

当社は建物、土地、器具備品および設備の評価減により非資金性の減損費用を、平成16年3月期に538百万円、連結損益計算書上、金融費用以外の費用のその他に計上しております。なお、平成17年3月期には当該減損費用は計上されておりません。

評価減後の帳簿価額は市場価額または公正価値によっております。

投資持分証券およびトレーディング目的以外の負債証券

投資持分証券には、営業目的およびそれ以外の目的で取得された市場性のある株式ならびに市場性のない株式が含まれております。営業目的で取得されたものは、既存の取引関係ならびに潜在的な取引関係をより強化するために長期間保有されております。この保有取引は株式の持合により株主関係を保つ日本の商慣行に基づいており、主として日本の市中銀行、地方銀行および保険会社のようなさまざまな金融機関の株式からなっております。また営業目的以外の目的で、取引所の会員権などを保有しております。

営業目的で取得された投資持分証券は、平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在連結貸借対照表において投資持分証券として表示されております。投資持分証券には、平成16年3月31日現在において上場株式139,049百万円と非上場株式30,410百万円が、また平成17年3月31日現在においては上場株式145,932百万円と非上場株式26,135百万円がそれぞれ含まれております。

営業目的以外の目的で取得された投資持分証券（プライベート・エクイティ投資先が保有する投資持分証券を含む）は、連結貸借対照表においてその他の資産のその他に含まれております。当該投資持分証券は平成16年3月31日現在において上場株式1,042百万円と非上場株式6,453百万円が、また平成17年3月31日現在においては上場株式48,028百万円と非上場株式15,257百万円がそれぞれ含まれております。

米国の証券会社に一般的に公正妥当として適用される会計原則に従い、投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は当期の損益として認識しております。

トレーディング目的以外の負債証券は、ヘッジ関係にあるヘッジ手段とともに市場価額ないし公正価値をもって連結貸借対照表価額としております。また、これに伴う評価損益は、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

法人所得税等

財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」に従い、資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来における影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現しないと予想されるよりも実現すると予測される確率が高い範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

株式報酬制度

すべてのストック・オプションにかかる報酬費用は、財務会計基準書第123号「株式報酬制度に関する会計処理」に従い処理しております。報酬費用の測定は、付与日における公正価値を見積もるため、オプション価格決定モデルが用いられ、報酬費用はサービス期間にわたって認識しております。通常、サービス期間は、権利行使確定までの期間と一致します。

１株当たり当期純利益

１株当たり当期純利益は、財務会計基準書第128号「１株当たり利益」の規定による期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、ワラントおよび新株予約権による希薄化効果の影響を反映したものであります。

現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

営業権、無形資産および貸方営業権

平成13年6月財務会計基準審議会は財務会計基準書第141号「企業結合」および財務会計基準書第142号「営業権およびその他の無形資産」（以下「基準書第141号」および「基準書第142号」）を公表いたしました。基準書第142号は、営業権および耐用年数が限定的でない無形資産の償却を禁じております。その一方でこういった資産は年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討を行なわなければなりません。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって引き続き償却を行なうとともに減損の判定も行なうことになります。

営業権とは、被取得会社の買収費用が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は、定期的に営業権を計上する元となった事業の公正価値と事業体の直近の営業権を含んだ純資産帳簿価額とを比較することによって、営業権の回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、営業権にかかる減損の算定が行なわれます。

新しい会計基準の公表

平成16年6月、緊急問題専門委員会(以下「EITF」)はEITF発行番号02-14号「投資者の普通株式以外の投資に対する持分法適用の問題」について合意に達しました。合意内容は投資者が投資先に対して重要な影響力を行使できる場合においては、投資者はその投資が普通株式あるいは実質的な普通株式である場合にのみ持分法を適用することとなっております。当社はEITF発行番号02-14を平成16年9月16日以降に始まる最初の四半期より適用しておりますが、この適用が当社の平成17年3月期の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはありませんでした。

平成16年11月、EITFはEITF発行番号03-13「廃止事業の報告をするか否かを決定する際の財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分の会計処理」パラグラフ42の条件の適用」について合意しました。EITF発行番号03-13は、〈1〉廃止事業の経営およびキャッシュ・フローが企業の継続的事業から除外されたまたは除外される予定であるかの評価をどのように行うか、〈2〉どのような関与が廃止事業の経営に対する「重要な継続的関与」とみなされるのか、〈3〉基準書第144号パラグラフ42の基準を充たしているかどうかの再評価を行う適当な期間について明らかにしております。EITF発行番号03-13は、平成16年12月16日以降に始まる会計年度における事業の廃止及び売却予定資産への振替について適用されますが、この適用が当社の平成17年3月期の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはありませんでした。

平成16年12月、財務会計基準審議会は、財務会計基準書第123号(平成16年修正)「株式報酬－財務会計基準書第123号「株式に基づく報酬の会計処理」の修正」(以下「修正基準書第123号」)を公表いたしました。修正基準書第123号は、従業員に対する株式ベースの報奨を企業の財務諸表上、人件費として認識することを求めており、その費用は、発行された株式あるいは負債商品の公正価値に基づき計測されます。修正基準書第123号における株式報酬に関する会計手法は、実質的には修正前の財務会計基準書第123号と同様であります。修正基準書第123号は、平成17年6月16日以降に開始する会計期間より適用が予定されておりました。平成17年4月、米国証券取引委員会は修正基準書第123号の適用日を、公開会社に関して平成17年6月16日以降に開始する会計年度に延期することを認めました。なお、当社は修正前の財務会計基準書第123号に従い株式報酬費用を処理しており、修正基準書第123号の適用が当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測されます。

平成17年3月、財務会計基準審議会は注釈書第47号「条件付固定資産除却債務の会計」を公表いたしました。注釈書第47号は、財務会計基準書第143号「固定資産の除却債務に関する会計」で使用されている用語、条件付固定資産除却債務を明らかにし、有形固定資産の除却に関する債務の決済される時期、方法等が将来の事象に制約される場合の当該債務の認識時期およびその方法等の指針を提供するものであります。注釈書第47号は、平成17年12月16日以降に終了する会計年度の終了までに適用することが求められます。当社は、注釈書第47号を適用した際の当社の連結財務諸表に与える影響額を現在評価中であります。

３　金融商品：

当社は、主にトレーディング目的の活動のため、また必要な場合にはトレーディング目的以外の活動のため、現物商品およびデリバティブ商品を含む金融商品の取引を行なっております。

トレーディング活動

当社のトレーディング活動は主に、有価証券売買の仲介、トレーディングおよび引受け、デリバティブ商品のトレーディングおよび売買の仲介、ならびに証券金融取引で構成されております。トレーディング資産およびトレーディング負債は、トレーディング目的または他のトレーディング資産および負債のヘッジ目的で使用される有価証券等の現物商品およびデリバティブ商品で構成されております。

トレーディング資産の有価証券等およびトレーディング負債の有価証券等

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達を担保するために自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびにトレーディング目的以外の負債証券に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在のトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資の有価証券等（担保差入有価証券として括弧書きで記載された残高を含む）およびトレーディング負債の有価証券等の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日		平成17年３月31日	
	トレーディング資産の有価証券等	トレーディング負債の有価証券等	トレーディング資産の有価証券等	トレーディング負債の有価証券等
持分証券および転換社債	2,091,565	1,301,983	2,387,992	639,919
政府および政府系機関債	7,702,731	3,957,335	9,080,814	3,916,141
銀行および事業会社の負債証券	1,153,693	223,983	1,494,890	267,197
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	24,998	－	16,000	－
証券オプションおよびワラント	41,900	62,871	58,639	70,652
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	773,083	13,414	1,056,212	1,145
受益証券等	1,278,993	12	663,050	－
	13,066,963	5,559,598	14,757,597	4,895,054

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引業務および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクが集中しておりますのは、日本国政府、米国政府およびその政府系機関であります。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有によるものであります。担保差入有価証券を含む政府および政府系機関（主に日本国政府および米国政府）の債券が当社の総資産に占める割合は、平成16年3月31日現在25.9％ 、平成17年3月31日現在26.3％ となっております。

担保付契約および担保付調達

当社は、主に顧客のニーズを満たすため、トレーディング商品在庫のための資金調達を行なうため、および特定の有価証券を調達するために、担保付金融取引を行なっております。こうした取引には、売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引、担保付有価証券貸付取引およびその他の担保付借入があります。

こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびに持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行なっております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行なうことが認められております。

日本では、債券・株式貸借契約といわれる契約に基づき参加者が金融機関との間で無担保で負債証券・株式の貸借を行なう市場があります。この債券・株式貸借契約に基づき当社は、無担保の債券・株式貸借を行なっております。無担保の債券・株式借入契約総額は、平成16年3月31日現在705十億円、平成17年3月31日現在603十億円となっております。なお、平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在において、無担保の有価証券貸付は行なっておりません。

平成16年3月31日および平成17年3月31日現在、当社が担保として受け入れた有価証券および無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

（単位：十億円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	16,274	18,747
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上ではトレーディング負債の有価証券等に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	12,882	14,516

通常の営業活動の中で当社は、顧客に対して有価証券を売却して将来の特定の日に特定の価格で当該有価証券を当該顧客から買い戻すことを約定する現先取引を行なっております。現先取引は売却として計上されるため、当該有価証券および買戻義務は連結貸借対照表に反映されておりません。現先契約に基づき売却したもののうち買戻しをしていない有価証券の金額は、平成16年3月31日現在25,000百万円、平成17年3月31日現在52,000百万円となっております。平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の上記現先取引の契約上の買戻価額は、当該日の当該証券の市場価額に近似しております。

当社は、市場および顧客に対するリスク枠の継続的な監視、ヘッジ戦略、ならびに必要な場合に担保もしくは追加証拠金を徴求すること、または保有高縮小を要求することなどを含むさまざまな管理方針および手続きにより、顧客向証券業務に伴う市場リスクおよび信用リスクの最小化を追求しております。

自由処分権のない金融商品の担保差入

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在、当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関に対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
預金		
定期預金	－	3,005
トレーディング資産：		
持分証券および転換社債	278,000	176,968
政府および政府系機関債	430,614	344,194
銀行および事業会社の負債証券	698,647	510,006
ワラント	1,087	－
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	629,736	655,868
合　計	2,038,084	1,687,036
投資等：		
トレーディング目的以外の負債証券	48,099	51,133
その他の資産		
その他	－	737

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の想定と異なる変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行なっております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行なう有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうした商品は、程度の差こそあれ、オフ・バランスの市場リスクおよび信用リスクをかかえております。これらのリスクは取引相手の債務不履行および将来の金利、外国為替相場または原証券となる有価証券の市場価額の変動により、最終的に連結貸借対照表で認識されている金額を超えて現金決済される可能性があります。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また特定のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外国通貨、金利およびその他金融市場商品にかかる先物、先渡、スワップおよびオプション取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行なっております。提出会社には、米国にスワップ業務に従事する100％間接保有子会社であるノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc.（以下「NDPI」）があります。NDPIが行なう取引の取引相手は、NDPIの信用力のみに依拠しNDPI以外の当社の関係会社の資産に対する請求権を有していません。

当社は、多種多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行なっております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要とを結びつける手段として多種多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行なっております。こうした活動を行なうに際し当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケット・メーカーへの売買価格の提示および他のマーケット・メーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先渡および先物取引は、有価証券、外貨または金融市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行なわれるものであります。外国為替取引は、現物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した相場での二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行なわれ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行なうことになります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。これとは対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることになります。

オプションは、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることになります。

スワップは、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、見合いの当社金融商品または有価証券ポジションがヘッジされている程度により、全体的なオフ・バランスの損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信の審査、リスク上限の設定および監視手続きによって行なわれております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について政府債等の担保を要求しております。当社は、実用上の観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行なっております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップス・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネッティング契約」）を交わしております。マスター・ネッティング契約により、特定の環境下で倒産隔離が可能となり、これら

の取引から生じる信用リスクを減少させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を相対で取引する際に生じる評価額を注釈書第39号に従い取引相手ごとに純額表示することが可能となります。

平成14年11月緊急問題専門委員会（以下「EITF」）は EITF 発行番号02-3「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」について合意に至りました。当該合意は、基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」上デリバティブ取引とされないエネルギー取引契約への時価会計の適用を排除するものです。EITF 発行番号02-3 はさらに、見積りが他の観察可能なデータに基づかない場合においては、デリバティブ契約の取引価格が、契約発効時の公正価格を見積るための最良の情報である、という財務会計基準審議会職員の見解を伝えています。当社はEITF 発行番号02-3に従って契約発効時における損益を繰り延べております。

下の表は、当社がトレーディング目的で保有または提供しているデリバティブ金融商品の平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の公正価値を示したものであります。これらの金額は、当社が信用リスク供与枠を減少させるために受け入れている担保の額を控除しておりません。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
トレーディング資産：		
為替予約取引	34,807	43,326
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,073	5,377
スワップ取引	293,883	330,343
証券オプション以外のオプション取引（買建）	149,896	136,900
小　計	479,659	515,946
証券オプション取引（買建）(1)	40,593	58,500
合　計	520,252	574,446
トレーディング負債：		
為替予約取引	29,629	30,858
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,324	21,168
スワップ取引	297,856	296,481
証券オプション以外のオプション取引（売建）	88,559	88,612
小　計	417,368	437,119
証券オプション取引（売建）(1)	61,481	60,578
合　計	478,849	497,697

(1) トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資またはトレーディング負債の有価証券等に含まれております。

トレーディング損益

当社のトレーディング活動は主として顧客からの注文に伴うものでありますが、当社は、金利、債券および株式関連商品の自己勘定取引も行なっております。トレーディングにかかる収益には、自己トレーディングから生じる実現損益および評価損益が含まれております。また当該収益には、当社の自己勘定で行なう裁定取引で用いられる負債証券、持分証券、デリバティブに関する実現損益および評価損益も含まれております。当社は、商品区分別にトレーディング業務を管理しております。業務単位別のトレーディング損益を示した次の表は、当社が自己のトレーディング業務を管理する区分を反映させたものであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
マーチャント・バンキング	1,548	4,013
エクイティ・トレーディング （主として株式、転換社債、ワラントおよび関連デリバティブ等のトレーディングを行なう業務単位を含む）	75,232	76,815
債券等トレーディング （主として政府債、事業債、関連デリバティブおよび当社の証券業務に関連した外国為替業務のトレーディングを行なう業務単位を含む）	152,262	120,858
	229,042	201,686

トレーディング目的以外の活動

当社のトレーディング目的以外の活動は、主に当社の営業目的で取得した投資持分証券への投資およびトレーディング目的以外のデリバティブで構成されております。トレーディング目的以外の資産および負債は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、トレーディング負債、注記8に記載された長期借入の中に含まれるトレーディング目的担保付借入以外の勘定から構成されます。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、トレーディング目的以外の負債証券、顧客への貸付金およびその他資産ならびに発行社債等、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の市場リスクを管理することであります。一定期間内に満期を迎えもしくは条件の再設定が行なわれる当社の利付もしくは外貨建資産と負債との間で差異が生ずる範囲内において、当社は金利および為替相場の変動による影響を受けるおそれがあります。市場相場による影響を管理するため、当社はデリバティブ金融商品を利用しております。

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定もしくは変動金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動もしくは固定金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。また当社は、顧客への貸付金を含む一定の資産の金利特性を修正する目的でも金利スワップを利用しております。トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されております。

金融商品の見積公正価値

当社では、取得原価、償却原価または公正価値を含むいくつかの方法を用いて金融商品を計上しております。重要な金融商品についての個別の会計方針は、注記２に記載されております。

当社の金融商品の見積公正価値の決定は、利用可能な場合には市場取引価格を用いて行なっております。当社の金融商品の相当部分について市場取引価格が存在しないため、金融商品の公正価値はさまざまな時価評価技法を用いて見積もられており、こうした時価評価技法は将来のキャッシュ・フローの割引率など数多くの主観的仮定に影響されるものであります。どのような仮定または推計方法を選択するかによって推計結果に大きな相違が生じる可能性があることは留意されなければなりません。したがってこうした見積値は、必ずしも当該金融商品の正味実現可能価額または清算価値を表示しているわけではありません。さらに、計上されている見積公正価値は、特定時点の市場状況に基づき算定されたものであり、将来の公正価値を反映しうるものではありません。

公正価値に近似する帳簿価額で計上された短期金融資産負債は、現金・預金、顧客および顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券、借入有価証券担保金、短期借入、受入預金、顧客および顧客以外に対する支払債務、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入であります。こうした金融商品は、基本的に一年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金の帳簿価額は見積公正価値に近似します。貸付金の見積公正価値は、貸付金の特性に基づき決定されております。固定金利貸付金の公正価値は、見積キャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。割引率は、該当する満期にかかる期末時点の市場相場に基づいております。市場取引価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。当社の変動金利貸付金については、帳簿価額は公正価値に近似しております。プライベート・エクイティ投資先企業に対する大部分の投資は最近の期間において取得されており、長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）の帳簿価額は見積公正価値に近似します。

下記に示した表では、見積公正価値とは異なる帳簿価額で計上されている金融商品を表示しております。

（単位：十億円）

	平成16年３月31日		平成17年３月31日	
金融負債：	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	2,377	2,391	2,799	2,805

長期借入

発行社債の一部について、当社はヘッジ目的での金利および通貨スワップ契約を締結しております。発行社債ならびに関連するヘッジ手段の見積公正価値は、利用可能な場合には市場取引価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

４　プライベート・エクイティ事業：

テラ・ファーマ投資

当社は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適の体制を決定するための見直しを行ない、プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）を再編成した結果、平成14年3月27日に、特定のPFG投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行なう有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）に、有限投資事業組合持分と引換えに拠出いたしました。TFCP I の無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミティッド（以下「テラ・ファーマ」）は、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplcとともに獲得しました。平成14年3月27日以降、当社はPFG投資先企業を当社財務諸表上連結することを停止し、証券会社および投資会社に適用される会計実務に従い、テラ・ファーマによって管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）を公正価値により評価しております。

テラ・ファーマ投資の公正価値は、将来の見積キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いた数値に基づいており、場合によっては独立した鑑定専門家より受領した不動産評価額によっております。平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在で、当社のテラ・ファーマ投資の見積公正価値は、それぞれ287,246百万円、312,818百万円です。そのうち、平成16年3月31日および平成17年3月31日現在で、それぞれ65％および72％が不動産事業、12％および10％が公益事業、残りの23％および18％が消費者関連事業であり、これには小売、家電等賃貸が含まれております。

現在、当社は米国公認会計士協会の監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針－投資会社の監査）に基づき会計処理を行なっている非登録投資会社については、修正後の注釈書第46号を適用しておりません。財務会計基準審議会は非登録投資会社に対して、投資会社についての監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針－投資会社の監査）の適用範囲、および、親会社ならびに持分法適用投資家が投資会社に対する投資について適用すべき会計処理を明確化するための参考意見書(以下「参考意見書」)が最終決定されるまでの間、注釈書第46号の適用を延期しました。現在注釈書第46号を適用していない非登録会社のうちもっとも重要なものにテラ・ファーマ投資があります。平成17年3月31日現在、このテラ・ファーマ投資への変動持分の合計313十億円は、既に同日付連結貸借対照表に反映されておりますが、この金額は、当社の変動持分事業体への関与による最大損失額を表しております。当社は参考意見書が公表された時点で、テラ・ファーマ投資について公正価値による評価を継続することが適切かどうかを判断することになります。最終決定される参考意見書の条件、および当社の見直しの結果によって、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となる可能性があり、修正後の注釈書第46号が将来当社の連結財務諸表に重大な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

その他のプライベート・エクイティ投資

テラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミティッド（以下「TFCPL」）は、テラ・ファーマ投資の運営管理だけでなく追加資本の調達や投資に関連しテラ・ファーマに助言を与えることを目的として当社の元従業員により設立されました。テラ・ファーマ投資に加え当社は、同じくTFCPLが設立したプライベート・エクイティ・ファンドであるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ II （以下「TFCP II」）に269十億円の10％の拠出をすることになっております。当社は保持する26,933百万円の投資コミットメントに対して、平成17年3月期末における投資残高は、12,716百万円となっております。当社は、TFCP II への投資も公正価値により評価を行なっております。

日本国内のプライベート・エクイティ事業

当社は、成長が見込まれる日本国内においても、100％子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社(以下「NPF」)を通じて、プライベート・エクイティ事業を行なっております。同社は設立以来、16の投資先企業に投資し、4つの投資先企業を売却いたしました。平成16年3月期には、4つの投資先企業に投資し、うち3事業体を連結子会社として会計処理を行なっております。取得価格は、現金収支(純額)で29,491百万円でありました。平成17年3月期には、日本の大手百貨店チェーンであるミレニアムリテイリンググループを含む、「基準書第141号」の規定に基づく企業結合の対象となる3事業体をそれぞれ別取引として買収しました。取得価格の合計は、63,146百万円でしたが、取得した現金は取得価格に対し、87,554百万円の超過となりました。投資会社会計がNPFに適用できるかどうかが確定するまでは、NPF投資先企業は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。米国公認会計士協会は平成17年に参考意見書を公表する見込みです。当社は参考意見書が公表された時点で、NPFが投資会社として適格かどうかを判断し、投資会社として適格と判断された場合には、投資先企業は公正価値による評価を行なうことになります。

テラ・ファーマ投資に対する評価

上記のとおりテラ・ファーマ投資は公正価値により評価されております。対応するテラ・ファーマ投資にかかる公正価値の変動額は、プライベート・エクイティ投資関連損益として認識されております。公正価値の決定は、当社の財政状態および経営成績に重大な影響を与え、また複雑な要因に基づいた経営者の判断を必要としております。

この有限投資事業組合持分を構成する投資先企業は非公開会社であり、外部の市場取引価格は存在しておりません。このため当社のリスク・マネジメント部門はTFCPLおよび投資先企業の経営者と、現状の事業成果、予算と実績の差異、今後の収益予想、売上拡大や営業費用削減のための主な対応策といった内容を協議するため打合せを行なっております。また、テラ・ファーマから定期的に個々の投資対象の成果報告を受けております。当社は、これらの打合せや報告から入手できる情報とともに、同種の事業を行なっている公開会社との比較や、また投資先が不動産の場合には外部の助言者からの情報に基づき、それぞれの投資先の公正価値を見積もっております。

公正価値を算定する際には、当社は対等の立場の売り手と買い手の間の自発的な取引において成立するであろう価格を見積もることとしております。

通常、評価は投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づき行なわれております。資本コストは可能な場合には、同様のリスク特性を持つ公開企業と比較をすることにより算定いたします。キャッシュ・フローはそれぞれの投資先の経営者により実施された予測から算定いたします。これらの予測はそれぞれの事業特性を反映したものとなります。

事業評価に影響を与える要因の例は以下のとおりです。

業種	評価要因
不動産	・持ち家と賃貸の両市場での住宅需要によって左右される売却価格、リースバック、市場賃貸価格
	・不動産の保有・改修に伴う費用および本社費用
	・第三者への利益配分
	・資金調達力および調達コスト
家電等賃貸	・残存賃貸契約数、賃貸契約単位当たり平均収入(返済遅延考慮後)、賃貸物品の取得費用、賃貸契約の維持費用、さらに間接費および本社費用
小売	・市場占有率、市場規模の変動、消費者の嗜好の傾向
	・売上総利益率、販売間接費および本社費用を含む営業費用
公益	・契約時に取り決められた契約条件
	・当初の契約締結費用および設備投資
	・人件費、本社費用を含む役務提供に伴う継続的な費用
	・追加的な契約および契約外の追加的な責務
	・資金調達力および調達コスト

可能な場合にはこれらの評価は、比較可能な公開会社の株価や利益数値もしくは比較可能な取引事例の最近の市場価格数値と比較されます。当社は、重要な差異を分析し、割引キャッシュ・フロー評価に対する調整が必要であるかを考慮します。特定の潜在的な買い手がこれらの投資に特別な関心を持ち相乗効果や戦略的利益などを勘案すると割増価格が正当化されることはありえますが、評価モデルではそのような割増価格は反映されておりません。反対に、投資の潜在的な買い手が限られた数しか存在しないかもしれないことによる価格減額も考慮されておりません。そして次に、これらの評価価格に対して、特有のリスク要因の影響についてストレス・テストが行なわれております。このストレス・テストの例には、以下のものが含まれております。

・投資回収の時期あるいは仮定として使用する投資回収係数を変更することにより実現の仮定にストレスをかけること。具体的には、過去５年間に類似会社が取引された際の最低投資回収係数を使用することが考慮されております。
・より低い成長率を想定することで成長力仮定にストレスをかけること。起こりうると考えられる場合には、ゆるやかな景気後退が与える影響も反映されております。
・営業利益率が拡大するという仮定を排除もしくは制限すること。

公正価値の評価およびストレス・テストの結果を踏まえて、最終的な見積評価額が決定されます。当社のテラ・ファーマ投資の公正価値は、それぞれの投資の公正価値合計から特定の事業の経営陣またはテラ・ファーマに支払われる成果連動賞与を控除したものとなっております。

最近の期間において取得した投資（12か月以内に取得した場合）については、特定の投資先の営業成果に重要な

変化が発生しているないし市場において重大な事象が発生しているという事情がない限りにおいて、公正価値は取得価額と等しくなっております。

異なる時価評価モデル、手法または仮定を使用することにより、著しく異なる公正価値が計測されることがあり、これらは当社の経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ミレニアムリテイリンググループ（以下「MRG」）

MRGは、株式会社ミレニアムリテイリング（以下「MR」）を持株会社とした、株式会社そごうおよび株式会社西武百貨店を傘下におく流通グループです。NPFはMRGの資本政策の実施に際し、平成16年7月に20,000百万円、平成17年1月に30,000百万円の計50,000百万円の第三者割当増資を引受け、株主持分の65.5%を取得いたしました。

MRGの決算末日は2月28日であり、当社は当該日付でMRGを連結し、1か月の遅れをもって経営成績を報告しております。当社はMRGを連結するみなし取得日を平成17年2月28日としており、平成17年3月期においては、持分法に基づき損益を取り込んでおります。

平成17年2月28日現在のMRGの要約貸借対照表は以下のとおりであります。

	（単位:百万円）
資産:	
現金および現金同等物	139,522
貸付金および受取債権	23,445
建物、土地、器具備品および設備	405,532
無形固定資産（1）	134,437
差入保証金	56,150
その他	142,638
資産合計	901,724
負債:	
短期借入	112,514
支払債務	78,518
長期借入	415,623
その他	223,272
負債合計	829,927
純資産	71,797
少数株主持分（2）	△51,098
純資産のうちの当社の持分額	20,699
取得価額	△50,649
営業権（連結貸借対照表計上額）	29,950

(1) 無形固定資産の内訳は以下の通りです。

償却対象無形固定資産：8,920百万円（加重平均残存期間8年、残存価額ゼロ）

非償却無形固定資産：125,517百万円 主な内訳は、借地権が62,299百万円、トレードネームが54,600百万円です。

(2) 少数株主持分には、第三者が保有する優先株式40,000百万円を含んでおります。

以下の要約仮定財務情報（監査対象外）では、平成17年3月期のMRGの取得が平成15年4月1日に行なわれたと仮定しております。

（単位:百万円）
（1株当たり情報　単位:円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計	1,592,540	1,557,442
当期純利益	172,875	95,386
1株当たり当期純利益（基本）	89.11	49.13
1株当たり当期純利益（希薄化後）	89.10	49.10

当社の営業権残高の推移は以下の通りです。営業権について、税務上の損金処理が認められるものはありません。

（単位:百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
期首残高	218	3,037
プライベート・エクイティ投資先企業取得による増加	2,670	34,113
その他	149	△133
期末残高	3,037	37,017

５　証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産の有価証券等として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。

平成16年3月期および平成17年3月期に当社が証券化した金融資産の金額はそれぞれ、170十億円と477十億円となり、それに加えて、証券化信託から受け取った金額はそれぞれ、17十億円と38十億円、同信託に支払った金額はそれぞれ、12十億円と39十億円となっております。当社は流動化金融資産の留保持分を、平成16年3月31日現在2十億円および平成17年3月31日現在33十億円（当社が継続保有する意図を有しない、一時的な保有残高22十億円を含んでおります。）を保有しております。

変動持分事業体

平成15年1月、財務会計基準審議会は注釈書第46号を公表いたしました。注釈書第46号は、変動持分事業体に該当する条件、変動持分事業体を連結すべき条件についての指針を提供するものであります。変動持分事業体とは、追加の劣後的財務支援がない場合にも業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体、あるいは株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体を指しております。変動持分事業体は、変動持分事業体にかかる予想損失の過半を負担する者、または変動持分事業体にかかる予想残余利益の過半を享受する者、もしくは、そのいずれにも該当する者により連結される必要があります。当社は注釈書第46号を公表当初の規定に従い平成15年2月1日以降に設立された変動持分事業体に即時適用いたしました。また平成15年1月31日以前に設立された変動持分事業体について、当初は平成15年6月16日以降に開始する会計期間より、したがって当社の場合には平成15年7月1日から適用することが必要とされておりました。

平成15年10月、財務会計基準審議会は平成15年1月31日以前に設立されたすべての変動持分事業体に対する注釈書第46号の適用を平成15年12月16日以降に終了する会計期間の末日まで、当社の場合には平成15年12月31日まで、延期いたしました。また、財務会計基準審議会は非登録投資会社に対して、投資会社についての監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針－投資会社の監査）の適用範囲、および、親会社ならびに持分法適用投資家が投資会社に対する投資について適用すべき会計処理を明確化するための参考意見書(以下「参考意見書」)が最終決定されるまでの間、注釈書第46号の適用を延期しました。平成15年12月、財務会計基準審議会は注釈書第46号の修正を公表いたしました。修正後の注釈書第46号は平成15年10月の延期規定を含んでおり、また変動持分事業体の会計上の取扱いに関する指針を明確化し、修正するものであります。当社は修正後の注釈書第46号を平成15年12月31日時点で変動持分を保持している平成15年1月31日以前に設立された変動持分事業体（非登録投資会社を除く。）に対して適用いたしました。この適用が当社の平成16年3月期の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはありませんでした。

当社は通常の証券化業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体の管理、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行なっております。当社はマーケット・メーク業務および投資業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の売買を行なっております。平成17年3月31日現在、当社は第一受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債をリパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体を連結しております。当社はまた、プライベート・エクイティ投資先企業が第一受益者となっている、店舗不動産の証券化のために設立された変動持分事業体を連結しております。

下記の表は、平成17年3月31日現在、変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を、一切有しておりません。

（単位：十億円）

	平成17年３月31日
変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産	
トレーディング資産－有価証券等	103
建物、土地、器具備品および設備	106
その他	71
合計	280

当社はまた、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの受益権を投資家に販売しております。そのような事業において、当社は重要な変動持分を保持することがあります。さらに、当社は、負債証券または持分証券を発行して調達した資金で主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入する変動持分事業体に対しエクイティ持分を取得することがあります。当社はまた、不動産を取得するために組成された変動持分事業体への投資や貸付けを行なっております。これらの変動持分事業体は不動産に投資するか、もしくはセール・アンド・リースバックを通じて、顧客のための資金調達行なうために組成されております。

下記の表は、平成16年3月31日現在、および平成17年3月31日現在の当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および最大期待損失を表しております。なお、最大期待損失は、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したものでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでもありません。

（単位：十億円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
変動持分事業体の総資産	120	287
最大期待損失	19	25

現在、当社は米国公認会計士協会の監査指針に基づき会計処理を行なっている非登録投資会社については、修正後の注釈書第46号を適用しておりません。財務会計基準審議会は非登録投資会社に対して、投資会社の参考意見書

が最終決定されるまでの間、注釈書第46号の適用を延期いたしました。これらの非登録会社のうちもっとも重要なものにテラ・ファーマ投資があります。平成17年3月31日現在、このテラ・ファーマ投資への変動持分の合計313十億円は、既に同日付連結貸借対照表に反映されておりますが、この金額は、当社の変動持分事業体への関与による最大損失額を表しております。当社は参考意見書が公表された時点で、テラ・ファーマ投資についても公正価値による評価を続けることが適切かどうかを判断することになります。最終の参考意見書の発行および当社の再検討の結果、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となった場合、修正後の注釈書第46号が将来当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

６　受取債権および支払債務：

貸付金は、主に証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）、銀行もしくは金融業務に関連する貸付金（以下「銀行・金融業務貸付金」）、および短期の資金繰りを行なうインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。信用取引貸付金は、平成16年3月31日現在149,114百万円、平成17年3月31日現在178,325百万円であり、顧客の有価証券で担保されていることに加えて、顧客から有価証券の寄託も受けております。銀行・金融業務貸付金は、平成16年3月31日現在214,825百万円、平成17年3月31日現在221,833百万円であります。インターバンク短期金融市場貸付金は、平成16年3月31日現在176,866百万円、平成17年3月31日現在113,083百万円であります。

顧客に対する受取債権、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する受取債権、および顧客以外に対する支払債務には、有価証券の取引による金額が含まれております。純額表示される約定見返勘定残高は、平成16年3月31日現在506,318百万円が顧客以外に対する支払債務に、平成17年3月31日現在251,009百万円が顧客以外に対する受取債権に含まれております。顧客および顧客以外に対する支払債務には、顧客および顧客以外から預かった資金を含んでおります。また、平成16年3月31日現在190,163百万円、平成17年3月31日現在198,063百万円の顧客から受け入れた預り金が顧客に対する支払債務に含まれております。

当社は、回収不能と見積もられる金額を貸倒引当金として計上しております。平成16年3月期および平成17年3月期の貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
期首残高	△15,159	△5,778
増加額：		
費用計上分	△13	－
減少額：		
戻入計上分	－	1,947
目的使用分	9,237	1,038
その他：		
その他（純額）	157	△8
期末残高	△5,778	△2,801

7　その他の資産－その他およびその他の負債－その他：

連結貸借対照表上のその他の資産－その他には、営業権およびその他の無形資産が平成16年3月31日現在3,037百万円、平成17年3月31日現在174,376百万円、プライベート・エクイティ投資先企業が保有する営業目的以外の目的で取得された投資持分証券が平成16年3月31日現在1,094百万円、平成17年3月31日現在56,979百万円それぞれ含まれております。

連結貸借対照表上のその他の負債－その他は、未払費用が平成16年3月31日現在101,878百万円、平成17年3月31日現在113,180百万円、少数株主持分が平成16年3月31日現在8,368百万円、平成17年3月31日現在62,684百万円それぞれ含まれております。

8　借入：

当社の平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
短期借入：		
コマーシャル・ペーパー	283,000	233,800
銀行借入金	107,395	242,983
その他	39,105	40,282
計	429,500	517,065
短期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）(1)：		
銀行借入金	7,150	116,052
その他	474	2
計	7,624	116,054
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金(2) (4)	512,364	561,901
社債発行による資金調達残高(2) (4)		
固定金利債務：		
日本円建 (4)	518,820	469,990
変動金利債務：		
日本円建	34,200	34,200
ミディアム・ターム・ノート：		
日本円建	982,548	1,354,512
日本円建以外	208,278	190,757
	1,743,846	2,049,459
トレーディング目的担保付借入	121,155	187,200
計	2,377,365	2,798,560
長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）：		
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金 (3)	8,104	349,243
社債発行による資金調達残高 (3)		
固定金利債務：		
日本円建 (3)	－	95,372
計	8,104	444,615

(1) 担保付借入（平成16年3月31日現在残高なし、平成17年3月31日現在67,414百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（平成16年3月31日現在残高なし、平成17年3月31日現在2,000百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（平成16年3月31日現在650百万円、平成17年3月31日現在419,971百万円）を含んでおります。

(4) 「固定金利債務：日本円建」に含まれているワラント債は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
ワラント債（利率：年1.01％、満期：平成17年3月期、行使価格：1株当たり2,305.00円）	2,631	－

長期借入は、以下の内訳からなっております。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
提出会社の借入債務残高	631,862	678,824
プライベート・エクイティ投資先企業以外の子会社の借入債務残高（提出会社が保証するもの）	1,509,581	1,662,121
プライベート・エクイティ投資先企業以外の子会社の借入債務残高（提出会社が保証しないもの）(1)	235,922	357,615
連結変動持分事業体の借入債務残高	－	100,000
計	2,377,365	2,798,560

(1) トレーディング目的担保付借入を含んでおります。

長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）は、以下の内訳からなっております。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
プライベート・エクイティ投資先企業の借入債務残高（提出会社が保証しないもの）(1)	8,104	444,615

(1) プライベート・エクイティ投資先企業が第一受益者である連結変動持分事業体の借入債務残高を含んでおります。

平成17年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成17年～平成32年、利率の範囲は0.40％～4.15％となっております。変動金利債務は一般にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）を基準としており、満期の範囲は平成17年～平成27年、利率の範囲は0.10％～3.32％となっております。ミディアム・ターム・ノートの満期の範囲は平成17年～平成47年、利率の範囲は0.00％～35.20％となっております。

平成17年3月31日現在、長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）の固定金利債務の満期の範囲は平成17年～平成33年、利率の範囲は1.00％～6.00％となっております。変動金利債務は一般にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）を基準としており、満期の範囲は平成17年～平成23年、利率の範囲は0.51％～2.83％となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定期日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、さまざまな持分証券あるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

当社は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ

契約により、子会社の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

借入（プライベート・エクイティ投資先企業を除く）

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
短期借入	1.32%	1.01%
長期借入	0.36%	0.35%
固定金利債務	0.58%	0.54%
変動金利債務	0.64%	0.76%
ミディアム・ターム・ノート	0.14%	0.16%

借入（プライベート・エクイティ投資先企業）

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
短期借入	0.95%	1.61%
長期借入	2.08%	1.52%
固定金利債務	1.87%	1.44%
変動金利債務	2.34%	1.71%

トレーディング目的担保付借入

トレーディング目的担保付借入の残高は、特別目的事業体からの担保付借入を示すものであります。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、当該特別目的事業体が発行する社債を当社が投資家へ販売し利益を得るために行なうトレーディングを目的としたものであります。当該社債については、当社が特別目的事業体に担保として差し入れた特定の資産により担保されもしくは当該資産が参照資産として位置付けられており、利率、償還価値、償還日などは参照資産の運用成果に関連付けられております。これらの資産残高はトレーディング資産の有価証券等として連結貸借対照表に含まれており、関連する担保付借入の残高に近似しております。

長期借入の満期年限別金額

平成16年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整を含む長期借入の満期年限別金額(1)は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
平成17年3月期	198,807
平成18年3月期	195,068
平成19年3月期	190,312
平成20年3月期	246,301
平成21年3月期	270,392
平成22年3月期以降	1,276,485
	2,377,365

平成17年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整を含む長期借入の満期年限別金額(1)は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
平成18年3月期	204,858
平成19年3月期	208,103
平成20年3月期	296,502
平成21年3月期	281,161
平成22年3月期	324,379
平成23年3月期以降	1,483,557
	2,798,560

(1) 上記満期年限別金額は契約上の満期に従って作成されております。

長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）の満期年限別金額

平成16年3月31日現在の長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）の満期年限別金額(1)は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
平成17年3月期	542
平成19年3月期	100
平成20年3月期	100
平成21年3月期	400
平成22年3月期以降	6,962
	8,104

平成17年3月31日現在の長期借入（プライベート・エクイティ投資先企業）の満期年限別金額(1)は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
平成18年3月期	128,762
平成19年3月期	67,427
平成20年3月期	26,877
平成21年3月期	26,189
平成22年3月期	51,379
平成23年3月期以降	143,981
	444,615

(1)上記満期年限別金額は契約上の満期に従って作成されております。

借入ファシリティ

プライベート・エクイティ投資先企業を除いた当社の未使用借入枠は、平成16年3月31日現在805,814百万円、平成17年3月31日現在713,440百万円であります。

プライベート・エクイティ投資先企業の未使用借入枠は、平成16年3月31日現在残高なし、平成17年3月31日現在2,100百万円であります。

９　担保資産：

通常の営業活動の中で特定の当社の資産は、担保付借入取引、証券金融取引、デリバティブ取引を担保により保証するためもしくはその他の目的のために差し入れられております。注記3および8で開示されているものを除く平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の担保提供資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
定期預金	－	3,533
貸付金	73,752	34,090
顧客以外に対する受取債権	－	5,297
トレーディング有価証券	2,440,316	3,275,382
建物、土地、器具備品および設備	－	191,492
トレーディング目的以外の負債証券	37,013	97,736
投資持分証券	－	43,482
関連会社に対する投資および貸付金	6,648	8,094
その他	－	48,080
	2,557,729	3,707,186

上記の資産は主に借入金およびデリバティブ取引に関して金融機関に差し入れられているものであります。

また当社は、銀行借入金およびその他借入金に関する担保として、平成16年3月31日現在193,652百万円、平成17年3月31日現在179,368百万円の借入有価証券を再担保に差し入れております。

１０　1株当たり当期純利益：

１株当たり当期純利益（基本および希薄化後）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

（単位：百万円）
（１株当たり情報 単位：円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
基本－		
普通株式に帰属する当期純利益	172,329	94,732
加重平均株式数	1,940,116,416	1,941,401,477
普通株式1株当たり（基本）：		
当期純利益	88.82	48.80
希薄化後－		
普通株式に帰属する当期純利益	172,329	94,732
普通株式１株当たり当期純利益（希薄化後）の計算に使用された加重平均株式数	1,940,238,630	1,942,517,306
普通株式1株当たり（希薄化後）：		
当期純利益	88.82	48.77

平成16年3月期および平成17年3月期の希薄化は、普通株式のストック・オプションにより生じております。

平成16年3月31日現在3,148,394株の普通株式を購入する権利であるワラントおよび新株予約権、平成17年3月31日現在5,970,000株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権は、それぞれの期において行使価格が普通株式の市場平均価格を上回っているため、希薄化後１株当たり当期純利益の計算から除いております。

決算日後に生じた事項

平成17年5月18日および6月28日開催の取締役会において、商法第211条の3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。詳細については注記14．資本金、資本剰余金および利益剰余金の決算日後に生じた事項をご参照下さい。

１１　従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職一時金および年金制度を提供しております。加えて、野村證券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行なっております。以下はこれら制度の概要であります。

退職一時金および年金制度

提出会社およびプライベート・エクイティ投資先企業を除く日本の子会社（以下「国内会社」）の従業員は、通常雇用終了時に退職一時金または退職年金の受給資格を付与されます。非積立退職給付制度では、国内会社において就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づく算式により、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し退職一時金を支給しております。退職年金制度により給付が行なわれる場合には、非積立退職給付制度に基づく退職一時金の給付金額より一定の相当額が控除されます。一部の国内会社は、非拠出制確定給付年金制度を設け、就業規則に定められた同制度に基づき、勤続年数が20年以上でありかつ53歳以上で退職する従業員またはその遺族に年金または年金に代わる一時金を支給しております。年金の給付は、60歳開始の15年保証終身年金であります。この制度からの一時金支払は、勤続期間が20年以上の従業員に対しても行なわれております。年金または一時金の支払額は、役職、勤続期間、退職事由等に基づく算式により決定されております。年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行なわれております。

上記の制度に加え、提出会社および野村證券株式会社は平成13年12月に新たに確定拠出年金制度を採用いたしました。また、他の国内会社の一部も、平成14年，平成15年および平成17年に新たに確定拠出年金制度を採用いたしました。

一定のプライベート・エクイティ投資先企業は、主に日本で確定給付制度および確定拠出制度を有し一定の従業員に対し提供しております（以下「プライベート・エクイティ投資先企業の制度」）。

ほぼ全ての海外子会社は、確定給付もしくは確定拠出型の現地制度を、一定の従業員に対し提供しております。

期間退職・年金費用

平成16年3月期および平成17年3月期の確定給付型制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。なお当社は、国内会社の確定給付年金制度においては12月31日を、また主なプライベート・エクイティ投資先企業の重要な確定給付年金制度については、当社の連結貸借対照表日から3か月以内の日を測定日としております。

国内会社の制度

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
勤務費用	8,064	8,134
利息費用	3,944	3,750
年金資産の期待収益	△2,542	△2,993
適用開始時純資産の償却	△417	—
年金数理上の損失の償却	5,375	4,243
過去勤務債務の償却	356	356
期間退職・年金費用（純額）	14,780	13,490

プライベート・エクイティ投資先企業の制度では、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を平成16年3月期および平成17年3月期にも計上しております。

上記の国内会社の制度およびプライベート・エクイティ投資先企業の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を計上しております。

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行なっております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10％を超える数理計算上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、平成16年3月期および平成17年3月期における給付債務ならびに年金資産の公正価値の変動状況、そして平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

（単位：百万円）

	平成16年３月期 および 平成16年３月31日	平成17年３月期 および 平成17年３月31日
予測給付債務の変動：		
給付債務期首残高	198,047	209,378
勤務費用	8,064	8,134
利息費用	3,944	3,750
年金数理上の損失	8,763	△6,741
支払給付	△9,210	△7,451
その他	△230	△22
給付債務期末残高	209,378	207,048
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	96,979	115,331
年金資産運用収益	19,413	5,902
事業主負担	5,432	5,421
支払給付	△6,493	△5,437
年金資産の公正価値期末残高	115,331	121,217
制度の財政状況	△94,047	△85,831
未認識年金数理上の損失	75,841	61,948
未認識過去勤務債務	477	121
未払年金費用	△17,729	△23,762
無形固定資産	△477	△121
最小年金債務調整額	△54,414	△41,320
連結貸借対照表で認識された未払退職・年金費用	△72,620	△65,203

プライベート・エクイティ投資先企業の制度

	（単位：百万円） 平成17年3月期 および 平成17年3月31日
予測給付債務の変動：	
給付債務期首残高	17,332
勤務費用	178
利息費用	231
年金数理上の損失	1,502
株式取得等	40,371
支払給付	△692
給付債務期末残高	58,922
年金資産の変動：	
年金資産の公正価値期首残高	7,225
年金資産運用収益	723
事業主負担	1,021
株式取得等	18,682
支払給付	△421
年金資産の公正価値期末残高	27,230
制度の財政状況	△31,692
未認識年金数理上の損失	2,860
未認識過去勤務債務	△577
未払年金費用	△29,409
連結貸借対照表で認識された未払退職・年金費用	△29,409

プライベート・エクイティ投資先企業の制度で、未払退職・年金費用を平成16年3月31日現在6,682百万円計上しております。

上記の制度以外にも、未払退職・年金費用を平成16年3月31日現在7,137百万円および平成17年3月31日現在4,953百万円計上しております。

国内会社の制度における累積給付債務は、平成16年3月31日現在187,951百万円および平成17年3月31日現在186,420百万円であります。プライベート・エクイティ投資先企業の制度における累積給付債務は、平成16年3月31日現在17,332百万円および平成17年3月31日現在57,317百万円であります。

見積り

次の表は、期末日の給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
割引率	1.8%	2.1%
昇給率	4.0%	4.0%

プライベート・エクイティ投資先企業の制度

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
割引率	2.5%	2.1%
昇給率	1.4%	0.7%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成16年３月期	平成17年３月期
割引率	2.0%	1.8%
昇給率	4.0%	4.0%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

当社は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

次の表は、期末日の年金資産の資産別の内訳を示しております。

国内会社の制度

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
株式等	57.6%	57.6%
債券等	37.1%	36.9%
その他	5.3%	5.5%
合計	100.0%	100.0%

当社の運用方針は、現在および将来の給付支払を賄うために安定かつ十分な収益をあげるとともに、年金資産を維持していくというものです。国内そして海外の株式、債券およびその他の資産に分散投資することによってリスクを管理しております。国内会社の制度においては、株式等53.5%、債券等38.5%、その他8.0%に投資することを基本的目標としております。この配分方針ならびに実際に投資を見直す時期および方法は、定期的に検討を行なっております。

プライベート・エクイティ投資先企業の制度

	平成17年３月31日
株式等	23.7%
債券等	65.8%
その他	10.5%
合計	100.0%

キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、現在の財政状況および期待運用収益を考慮して、平成18年3月期において5,531百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。またプライベート・エクイティ投資先企業の制度においては、2,766百万円を拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	（単位：百万円）
平成18年3月期	7,593
平成19年3月期	7,846
平成20年3月期	8,489
平成21年3月期	8,331
平成22年3月期	9,316
平成23年3月期～平成27年3月期	51,730

プライベート・エクイティ投資先企業の制度

	（単位：百万円）
平成18年3月期	2,633
平成19年3月期	2,923
平成20年3月期	3,153
平成21年3月期	3,029
平成22年3月期	2,837
平成23年3月期～平成27年3月期	13,815

確定拠出年金制度

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成16年3月期が733百万円、平成17年3月期が763百万円であります。プライベート・エクイティ投資先企業の制度に対する拠出費用は、平成16年3月期は当該費用の計上はなく、平成17年3月期については重要性はありませんでした。

海外子会社の確定拠出年金制度への拠出費用は、平成16年3月期が2,223百万円、平成17年3月期が2,621百万円であります。

日本証券業厚生年金基金（「証券業基金」）

国内会社ではほぼすべての従業員が、国の拠出型厚生年金制度に連携する証券業基金が管理する総合設立型複数事業主非拠出型厚生年金制度の対象となっておりました。国内会社の大半は平成13年8月末時点で証券業基金から脱退しました。残りの国内会社も平成15年8月末に証券業基金を脱退し、証券業基金の規約に従い2,825百万円の脱退特別掛金を支払い、当該金額を平成16年3月期に費用処理いたしました。

医療給付制度

提出会社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行なっており、こうした給付は現在健保組合により財政が賄われまた支給が行なわれております。また提出会社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行なわれており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、提出会社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行なっておりません。退職後給付費用は要拠出額と等しくなり、平成16年3月期が4,569百万円、平成17年3月期が4,643百万円であります。

１２　株式報酬制度：

提出会社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、株式報酬制度を採用しております。

平成12年8月、提出会社は分離可能なワラント付社債の発行時にすべてのワラントを購入し、2,619ワラント（普通株式1.1百万株を購入する権利）を取締役、監査役および一定の従業員にストック・オプションとして付与いたしました。このストック・オプションの受給権の確定日は、付与日の６ヵ月後でした。なお、平成17年3月31日現在、行使期限満了によりこのストック・オプションのうち行使可能なオプションはなくなりました。平成14年8月に採用された制度では、提出会社は2,227単位の新株予約権（普通株式2.2百万株を購入する権利）を取締役、監査役および一定の従業員にストック・オプションとして付与いたしました。このストック・オプションの受給権の確定日は、ストック・オプション付与日の2年後でした。平成15年7月に採用された制度では、提出会社は2,252単位の新株予約権（普通株式2.3百万株を購入する権利）を取締役、執行役および一定の従業員にストック・オプションとして付与いたしました。このストック・オプションの受給権の確定日は、ストック・オプション付与日の2年後となります。平成16年6月に採用された制度では、提出会社は1,634単位の新株予約権（普通株式1.6百万株を購入する権利）を取締役、執行役および一定の従業員にストック・オプションとして付与いたしました。このストック・オプションの受給権の確定日は、ストック・オプション付与日の2年後となります。これらのストック・オプションを総称して以下「ストック・オプション制度」とします。

平成16年6月、提出会社は実質的に「未確定株式報酬制度」といえるストック・オプションを発行しております。この制度では、提出会社は1,363個の新株予約権（普通株式1.4百万株を購入する権利）を割り当てております。新株予約権１個あたり購入できる株式数は1,000株、行使価格は、1株あたり1円となっております。このストック・オプションの受給権の確定日は、ストック・オプション付与日の2年後となります。

ストック・オプション制度の実施状況は以下のとおりであります。

	発行済みストック・オプション（株式数）		加重平均行使価格（円）		加重平均残存年数（年）	
	ストック・オプション制度	未確定株式報酬制度	ストック・オプション制度	未確定株式報酬制度	ストック・オプション制度	未確定株式報酬制度
平成15年3月31日	3,230,470	－	1,962	－	4.8	－
付与	2,252,000	－	1,630	－		
行使	－	－	－	－		
買戻	△65,076	－	2,305	－		
失効	△27,000	－	1,742	－		
平成16年3月31日	5,390,394	－	1,820	－	4.8	－
付与	1,634,000	1,363,000	1,616	1		
行使	－	－	－	－		
買戻	－	－	－	－		
失効	△116,000	△9,000	1,698	1		
行使期限満了	△938,394	－	2,305	－		
平成17年3月31日	5,970,000	1,354,000	1,690	1	5.2	6.2

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在、行使可能なストック・オプションにかかる株式数は、それぞれ、938,394株および2,164,000株です。

平成17年3月31日現在、発行されているストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。

行使価格（円）	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	発行済みストック・オプションにかかる株式数	加重平均行使価格（円）	加重平均契約残存年数（年）	行使可能なストック・オプションにかかる株式数	加重平均行使価格（円）
1,806	2,164,000	1,806	4.3	2,164,000	1,806
1,630	2,188,000	1,630	5.3	－	－
1,616	1,618,000	1,616	6.3	－	－
合計	5,970,000	1,690	5.2	2,164,000	1,806

行使価格（円）	発行済み未確定株式報酬			行使可能な未確定株式報酬	
	発行済み未確定株式報酬にかかる株式数	加重平均行使価格（円）	加重平均契約残存年数（年）	行使可能な未確定株式報酬にかかる株式数	加重平均行使価格（円）
1	1,354,000	1	6.2	－	－

平成16年3月期、および平成17年3月期に付与したストック・オプションの公正価値は、付与日時点でそれぞれ1株当たり516円、および459円でありました。平成17年3月期に付与した未確定株式報酬の公正価値は、付与時点で1株あたり1,619円でした。付与日に付与した公正価値は、ブラック=ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。

	平成16年３月期	平成17年３月期
予想配当利回り	0.97%	1.03%
予想ボラティリティ	44.58%	43.51%
安全利子率	0.62%	1.21%
予想残存期間	7年	7年

当期純利益に含まれる株式報酬制度にかかる費用は、平成16年3月期および平成17年3月期において、それぞれ928百万円および1,870百万円となっております。

決算日後に生じた事項

提出会社は、平成17年4月22日に、商法第280条ノ20および第280条ノ21ならびに平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、ストック・オプションの目的で平成17年4月25日付で発行する新株予約権について、次のとおり決定しました。ストック・オプションとして発行する新株予約権の総数は1,486個で、その目的である株式は、1.5百万株です。したがって、新株予約権1個あたり購入できる株式数は1,000株であります。行使価格は、１株当たり1円となっております。受給権の確定日は、ストック・オプションの付与日の2年後となります。

提出会社は、平成17年5月27日に、商法第280条ノ20および第280条ノ21ならびに平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、ストック・オプションの目的で平成17年6月3日付で発行する新株予約権について、次のとおり決定しました。ストック・オプションとして発行する新株予約権の総数は806個で、その目的である株式は、0.8百万株です。したがって、新株予約権1個あたり購入できる株式数は1,000株であります。行使価格は、１株当たり1円となっております。受給権の確定日は、ストック・オプションの付与日の2年後となります。

提出会社は、提出会社およびその子会社の取締役、執行役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、新株予約権を発行することを計画しております。新株予約権の無償発行は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づいております。当該新株予約権を発行することについては平成17年6月28日開催の定時株主総会において承認されました。この承認に従って、ストック・オプションAとストック・オプションBの2種類のタイプのストック・オプションプランを導入いたします。ストック・オプションAプランにおいては、提出会社は最大25,000個の新株予約権（普通株式250万株を購入する権利）を割り当てることになります。新株予約権1個あたり購入できる株式数は100株であります。行使価格は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日における東京証券取引所での提出会社の株式の普通取引の終値の平均値、または発行日の終値のいずれか高い額に1.05倍した額となります。ストック・オプションBプランにおいては、提出会社は最大50,000個の新株予約権（普通株式500万株を購入する権利）を割り当てることになります。新株予約権１個あたり購入できる株式数は100株、行使価格は、1株あたり1円となっております。

１３　法人所得税等:

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成 16 年３月期	平成 17 年３月期
当年度分		
国　内	107,989	105,044
海　外	445	△651
当年度分計	108,434	104,393
繰延分		
国　内	10,222	△25,605
海　外	△8,309	31,315
繰延分計	1,913	5,710
法人所得税等計	110,347	110,103

平成15年3月期において提出会社および日本の100％子会社は、連結納税制度を導入しました。標準法人税率に加えて、２％の付加税が平成16年3月期まで課せられました。その結果、平成16年3月期の提出会社および日本の子会社の法定実効税率は約44％となっております。

標準事業税率を低下させ同時に資本の額および法で定める一定の費用の額に課税する税制（外形標準課税）が制定され、平成16年4月1日以降提出会社および日本の子会社に適用されました。これによって平成17年3月期の提出会社および日本の子会社の法定実効税率は約41％となっております。この法律が制定された平成15年3月時点では、平成16年4月1日に適用となる国内の法定実効税率は約40％と予想されておりましたが、平成16年3月31日時点では、最終的な税率が確定したことにより、実際の法定実効税率は約41%となりました。これらの法定実効税率の変更により、平成16年3月期には既存の繰延税金資産は増加し、結果として法人所得税等の繰延税金費用が1,435百万円減少いたしました。

海外子会社は、各会社が事業を行なう国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前利益との関係は、さまざまな税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、さまざまな要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と通常の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成16年３月期	平成17年３月期
通常の法定実効税率	44.0%	41.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	2.1	19.9
損金に算入されない費用項目	1.3	1.6
海外子会社からの配当	0.5	－
益金に算入されない収益項目	△1.1	△2.8
海外子会社の未分配所得の影響	△3.4	0.8
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	△1.6	3.3
海外子会社株式評価減の国内での税務上の認容見込み	－	△9.4
将来の税率改正による影響	△0.9	－
その他	△1.9	△0.6
実効税率	39.0%	53.8%

連結貸借対照表に計上されている平成16年3月31日現在105,901百万円、平成17年3月31日現在114,010百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債のその他として記載されている平成16年3月31日現在13百万円、平成17年3月31日現在56,610百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	7,757	21,128
子会社・関連会社株式投資	37,948	59,029
金融商品の評価差額	58,707	55,281
未払退職・年金費用	45,784	53,094
未払費用および引当金	32,916	60,105
繰越欠損金	123,313	157,860
その他	5,592	6,511
繰延税金資産合計	312,017	413,008
控除： 評価性引当金	△120,798	△235,832
繰延税金資産計	191,219	177,176
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	21,882	27,564
金融商品の評価差額	61,324	45,503
固定資産の評価	1,121	44,931
その他	1,004	1,778
繰延税金負債合計	85,331	119,776
繰延税金資産の純額	105,888	57,400

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積しもしくは継続して発生しているため、提出会社の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性の方が高いと判断しております。平成16年3月期および平成17年3月期における繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期	
期首残高	127,747	120,798	
期中の純増減額	△6,949	115,034	（注）
期末残高	120,798	235,832	

（注）主に、米国の子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低かったことや、欧州の子会社で行なうプライベート・エクイティ投資の評価について将来の実現可能性を見直した結果、従来計上してきた繰延税金資産の減額を行なったことなどにより、海外子会社で42,442百万円の増加となりました。また、プライベート・エクイティ投資先企業取得により、当該企業が有していた繰越欠損金や一時差異に対する繰延税金資産にかかる評価性引当金の増加の影響、71,739百万円も含んでおり、将来において税効果の認識が許容される状況となった場合には、当該金額は投資先企業にかかる営業権、または無形固定資産と相殺されます。

平成17年3月31日現在、近い将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額95,254百万円に対して繰延税金負債の計上は行なわれておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見

積もることは現実的ではありません。

平成16年3月期に提出会社は、3地域の持株会社における未分配剰余金を、近い将来に配当しないことといたしました。これに基づき、平成15年3月期以前に見積り計上していた8,496百万円の繰延税金負債の取崩しを行なっております。これは平成16年3月期の実効税率を約3%減少させる要因となっております。

平成17年3月31日現在、当社は、主に日本および米国での営業活動から生じた500,818百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な106,042百万円を除き、平成18年から平成24年までに205,524百万円、平成25年以降189,252百万円が税務上の効果を失うことになります。当社は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金の税効果は実現しないよりも実現する可能性の方が高いと判断しております。

１４　資本金、資本剰余金および利益剰余金：

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の利益剰余金の残高には、日本の商法および日本の証券取引法に基づき要求される法定準備金が含まれており、商法に基づき株主への配当支払に関して制限が付されております。平成17年3月31日現在、日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている提出会社の法定会計帳簿に計上されている金額に基づく提出会社の利益剰余金のうち1,057,773百万円は、当該制限の対象となっておりません。連結財務諸表には記載しているものの法定会計帳簿には計上されていない米国会計原則上の調整額は、商法に基づき配当限度額制約を受ける剰余金の決定に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により計上されている関連会社の未分配利益に対する当社の持分が、平成17年3月31日現在14,516百万円含まれております。

１株当たり普通株式の配当金は、平成16年3月期は15円、平成17年3月期は20円であります。

提出会社の株主は平成14年6月26日、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は1億株、(b)株式の取得価額の総額は上限2,500億円、(c)提出会社の自己株式の取得枠は平成15年3月期の定時株主総会の終結時まで有効、というものであります。

上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数25百万株を取得価額32,914百万円で取得しております。さらに、自己株式には単元未満株主から買い取った株式が含まれております。また、自己株式には平成17年3月31日現在927千株、2,106百万円の関連会社が保有する株式が含まれております。

提出会社の株主は平成15年6月26日、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は1億株、(b)株式の取得価額の総額は上限1,500億円、(c)提出会社の自己株式の取得枠は平成16年3月期の定時株主総会の終結時まで有効、というものでありますが、当取得枠による自己株式の取得は、ありませんでした。

平成15年9月に売出しにより、自己株式4,650千株を7,967百万円で売却しております。またそれ以外にも、単元未満株式を有する株主からの買増請求による自己株式の売却も行なっています。

決算日後に生じた事項

平成17年3月期連結財務諸表に反映されている平成17年3月期の利益処分は、平成17年5月18日開催の取締役会で承認され、その後法定会計帳簿に計上され、平成17年6月28日開催の定時株主総会に報告されております。同取締役会において、商法第211条の3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の種類は普通株式、(b)取得する株式の総数の上限は25百万株、(c)株式の取得価額の総額は上限375億円、(d)期間は平成17年5月19日から平成17年6月23日まで、というものであります。同取締役会決議日以降、買い付け期間中に買い付けた自己株式の累計は、(a)株式の総数は25百万株、(b)取得価額の総額は33,827百万円であります。

加えて、平成17年6月28日開催の取締役会において、平成18年3月期の第2四半期の自己株式の取得枠の設定につい

ても承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の種類は普通株式、(b)取得する株式の総数の上限は25百万株、(c)株式の取得価額の総額は上限375億円、(d)期間は平成17年7月1日から平成17年9月16日まで、というものであります。

１５　法的規制：

証券取引法に基づき日本の証券会社は、金融庁の自己資本規制の適用を受けております。この規制は、控除後自己資本に対する数量化した事業リスクの合計の比率として定義する自己資本規制比率が120％を下回ることのないよう維持することを要求するものであります。控除後自己資本は、純資産（資本金、保有有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、（1）市場リスク、（2）取引先リスクおよび（3）基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、結果として自己資本規制比率が120％を超えている限り当該会社の行なう業務への制約はありません。野村證券株式会社の自己資本規制比率は、平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在ともに120％を超えております。

日本の証券会社は証券取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成16年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額187,507百万円の債券および市場価額101,824百万円の株式を分別しております。平成17年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額204,002百万円の債券および市場価額84,452百万円の株式を分別しております。それらは連結貸借対照表のトレーディング資産の有価証券等に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国における子会社は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（CFTC）における先物取引業者として登録されております。当該子会社は、米国証券取引委員会（SEC）の統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール）の規制を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2％のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の規制を受けております。当該規制は、定義上の自己資本の8%にあたるトータル・リスク・マージン規制の維持、また定義上の顧客口座に存在する全てのポジションの4%を超過するトータル・リスク・マージン規制の維持、もしくは、定義上の非顧客口座に存在する全てのポジションか現金250,000ドルのうち大きいほうの維持を要求しております。当該子会社はSEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、いずれか大きいほうを満たす自己資本を維持することを求められております。平成16年3月31日および平成17年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC（以下「NEHS」）およびその連結子会社は、英国金融サービス機構の監督下にあります。銀行業務や証券仲介・売買業務を行なう子会社はそれぞれの所在地の監督機関による規制を単体で受けております。この規制によって、最低資本要件の充足および提出会社傘下の会社に対するエクスポージャーにかかる制限が課されている場合があります。平成16年3月31日および平成17年3月31日現在、NEHSおよびその連結子会社は適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

１６　関連会社への投資および関連会社との取引：

当社による関連会社への投資の重要な部分を占めているかもしくは当社の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす事業体には、株式会社ジャフコ、株式会社野村総合研究所、および野村土地建物株式会社があります。

株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行なっております。当社は平成14年3月31日末時点でジャフコの発行済株式総数の21.7％を保有するようになり、連結財務諸表においてジャフコへの投資に対し持分法を適用しております。平成15年3月期において当社は、野村土地建物株式会社からジャフコの株式持分の3.6％を追加取得しました。

日本および世界の資本市場が不振に陥り、それによってファイナンス活動の機会および新規株式公開による株式資本調達の機会が制約されてきました結果、当社のジャフコへの投資の評価額は大幅に減価いたしました。投資価値の喪失が一時的な下落によるものでないことから当社のジャフコ株式への投資を切り下げたことにより、当社は平成15年3月期に21,165百万円の減損を計上しました。平成17年3月31日現在、当社のジャフコに対する持分は25.2%であり、ジャフコから発生する持分法による営業権の未償却残高は22,188百万円であります。

株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行なっております。NRIの主要顧客の一社は当社であります。当社は平成12年3月31日以降NRIの発行済株式総数の25.2％を保有することとなり、連結財務諸表においてNRIへの投資に対し持分法を適用しております。

NRIは、平成13年12月17日に東京証券取引所第一部に上場し、同時に公募発行を行ない1株当たり11,000円、総数2百万株の普通株式を第三者に対し発行しました。この発行の結果、当社のNRIに対する株式持分は25.2％から24.1％に低下いたしました。

平成15年3月期において当社は、野村土地建物株式会社からNRIの株式持分の1.0％を追加取得しました。

当社は、平成16年5月に野村土地建物株式会社より、NRIの株式持分の17.2％を市場取引価格により81,214百万円で追加取得いたしました。平成17年3月31日現在、当社のNRIに対する持分は42.2%であり、NRIから発生する持分法による営業権の未償却残高は58,448百万円であります。

野村土地建物株式会社（以下「NLB」）

NLBは、平成16年7月31日以前、当社が日本で賃借している事務所の多くを所有しておりましたが、平成16年8月1日以降、当社が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。当社とのリース取引は、注記17に開示されております。当社は平成12年3月31日以降NLBの発行済株式総数の24.9％を保有するようになり、連結財務諸表においてNLBへの投資に対し持分法を適用しております。平成15年3月期において当社は、金融機関からNLBの株式持分の4.4％を現金102百万円で追加取得しました。関連会社に対する投資の取得価格が取得日現在のNLB純資産に対する持

分を超過する金額は、重要なものではありませんでした。

平成16年8月に、NLBが当社へ賃貸している不動産物件の所有、賃貸、保守、管理等のファシリティ・マネジメント業務を、当社が承継いたしました。その結果、承継した総資産は90,053百万円、関連会社に対する貸付金と相殺された債務金額は、28,500百万円でありました。

平成17年3月に、当社は、第三者からNLBの株式持分の8.4%を現金3,382百万円で追加取得しました。平成17年3月31日現在、当社のNLBに対する持分は37.8%であり、NLBから発生する持分法による営業権の未償却残高は3,067百万円であります。

注記17に開示されているNLBとのリース取引を除く関連会社との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
関連会社に対する投資	135,168	228,975
関連会社に対する貸付金	72,500	－

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
収益	2,443	1,129
金融費用以外の費用	34,734	28,442
ソフトウェアおよび有形固定資産の購入	25,389	34,313

関連会社に対する貸付金は主にNLBに対する貸付金であり、当該貸付金は平成16年3月31日現在72,500百万円、平成17年3月31日現在貸付金はありません。

関連会社に対する投資のうち市場取引価格のあるものの帳簿価額および市場価額の総計は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
帳簿価額	122,082	208,752
市場価額	269,792	285,311

上記関連会社、およびその他の関連会社の持分法投資利益は、平成 16 年 3 月期が 9,479 百万円の利益、平成 17 年 3 月期が 9,081 百万円の利益となっております。持分法により会計処理された関連会社からの配当額は、平成 16 年 3 月期が 790 百万円、平成 17 年 3 月期が 1,665 百万円となっております。

１７　コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、子会社を通じ取引相手先に対して、貸出コミットメントを行なっており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行なっております。また当該投資に関連しパートナーシップに資金提供するコミットメントを行なっております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップへ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の契約金額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
貸出コミットメント	102,508	118,391
パートナーシップへ投資するコミットメント	57,581	74,199

平成17年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

		満期年限			
	契約総額	1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	118,391	65,768	19,601	4,560	28,462
パートナーシップへ投資するコミットメント	74,199	39,963	18,735	145	15,356

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、事務委託、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成17年3月31日現在25,451百万円となっております。

当社は売戻契約および買戻契約という契約上の義務をそれぞれ平成16年3月31日現在、2,527十億円および3,538十億円、平成17年3月31日現在、3,028十億円および5,450十億円負っております。

現先取引に関連して、現先契約に基づき売却したもののうち買戻しをしていない有価証券の金額は、平成16年3月31日現在25,000百万円、平成17年3月31日現在52,000百万円となっております。

担保付契約および担保付調達に関連して、平成17年3月31日現在、売戻および買戻のコミットメントをそれぞれ176,359百万円および46,057百万円負っております。

リース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。転貸収入を控除した賃借料は平成16年3月期が38,476百万円、平成17年3月期が32,528百万円となっております。平成16年7月31日までは、これらの賃借料の多くは、関連会社であるNLBに対して支払われておりました。なお、注記16関連会社への投資および関連会社との取引に記載されている事項を参照ください。

NLBに支払われた差入保証金および支払賃借料は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
差入保証金	49,408	6,099
当期支払賃借料	21,429	8,952

次の表は、平成17年3月31日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	（単位：百万円） 平成17年３月31日
平成18年3月期	5,406
平成19年3月期	4,158
平成20年3月期	3,509
平成21年3月期	2,869
平成22年3月期	2,387
平成23年3月期以降	21,144
最低支払リース料合計	39,473
利息相当額の控除	△5,603
最低支払リース料純額の現在価値	33,870

平成17年3月31日現在のキャピタル・リース資産28,266百万円は連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成16年3月31日現在、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	（単位：百万円） 平成16年３月31日
平成17年3月期	5,963
平成18年3月期	4,895
平成19年3月期	4,290
平成20年3月期	3,904
平成21年3月期	3,498
平成22年3月期以降	10,446
最低支払リース料合計	32,996
転貸収入	△2,139
最低支払リース料純額	30,857

次の表は、平成17年3月31日現在、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	（単位：百万円） 平成17年３月31日
平成18年3月期	5,415
平成19年3月期	4,673
平成20年3月期	4,474
平成21年3月期	4,205
平成22年3月期	3,370
平成23年3月期以降	8,877
最低支払リース料合計	31,014
転貸収入	△2,400
最低支払リース料純額	28,614

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

英国税務当局からの請求

平成17年3月31日現在、欧州子会社のひとつであるノムラ・インターナショナルPLC （以下「NIP」)は、英国税務当局からの支払請求を受けております。この請求は会社の社会保障費の支払いに関するものです。この請求に対しては、当社としては十分な引当てを行なったと認識しておりますが、ゼロから109億円の範囲で、引当額を超える追加費用負担が発生する場合もある程度考えられます。なお、この予想範囲と引当額は、引当額の変更を必要とする新たな情報の入手や事象の発生がある場合変更されます。

訴訟または仲裁手続き

当社は、通常の業務を行なう過程で訴訟および仲裁に関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営陣は、その解決により、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

係争事件には、以下の件を含んでおります。

平成10年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメントPLC（以下「NPI」）は、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行（以下「IPB」）の発行済株式の約46%を取得いたしました。平成12年6月16日、チェコ中央銀行（以下「CNB」）はIPBを強制管理の下に置きました。平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人は、IPBの全ての業務を別のチェコの銀行である、チェスコベンスカ・オブホドニ銀行（以下「CSOB」）に譲渡いたしました。

NPIおよびNIPは、NPIによるIPBの株式の取得、強制管理の決定、その直後のIPB管財人によるCSOBへのIPBの営業譲渡などに関連して、法的請求を提起し、また提起されている状況であります。
それらの係争には、国際仲裁手続きとしての、チェコ政府によるNPIに対する賠償請求が含まれております。また、CSOBは、チェコの裁判所において、NPIおよびNIPなどに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する賠償の請求訴訟を提起しております。当社としては、当社に対して提起されているそれらの全ての請求は根拠がないものであり、当社が正しいと主張しうることを確信しております。

債務保証

平成14年11月、財務会計基準審議会は、注釈書第45号を公表しました。注釈書第45号は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。認識および測定の規定は平成15年1月以降に発行または条件が改定された債務保証に対して適用されます。

当社は、子会社を通じた通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行なっており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行なっております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行なうことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行なっているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

平成16年3月31日現在および平成17年3月31日現在の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月31日		平成17年３月31日	
	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額
デリバティブ取引	320,887	10,962,532	325,711	13,013,712
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証	75	29,424	77	7,919

平成17年3月31日現在の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

		潜在的な最大支払額または契約額				
			満期年限			
	帳簿価額	計	1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	325,711	13,013,712	3,512,987	2,537,682	3,499,471	3,463,572
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証(1)	77	7,919	3,611	960	2,167	1,181

(1) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成17年3月31日現在該当がありません。

１８　セグメント情報：

事業別セグメント

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の三つのコア業務に区分して行なわれております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

・　米国会計原則では当期純利益に含まれる取引関係上の目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

・　経営者はNPF投資先企業を業務子会社として位置付けず、最終的に売却して譲渡利得を稼得するために保有する投資物件と位置付けておりますので、当該投資は、経営管理上プライベート・エクイティへの投資として処理されております。NPF投資先企業は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。経営者によって見積られた当該投資の公正価値の変動はすべて、グローバル・ホールセール部門の金融収益以外の収益に表示されております。平成16年3月期および平成17年3月期は、米国会計原則に従った財務諸表においては大部分のNPF投資先企業は公正価値で表示されず、持分法あるいは連結子会社として会計処理されております。米国会計原則に基づき、当該投資を連結した影響および当該投資を連結除外した影響は、連結消去の考慮も含め、セグメント情報から除外され調整計算項目に記載されております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、平成16年3月期および平成17年3月期の事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておりません。

（単位：百万円）

	国内営業部門	グローバル・ホールセール部門	アセット・マネジメント部門	その他（消去分を含む）	計
平成16年３月期					
金融収益以外の収益	304,035	290,845	34,300	△83	629,097
純金融収益	1,722	74,891	1,657	22,156	100,426
収益合計（金融費用控除後）	305,757	365,736	35,957	22,073	729,523
金融費用以外の費用	226,213	227,227	37,004	13,574	504,018
税引前当期純利益（損失）	79,544	138,509	△1,047	8,499	225,505
平成17年３月期					
金融収益以外の収益	301,464	264,848	42,239	26,064	634,615
純金融収益	2,903	61,022	1,283	9,159	74,367
収益合計（金融費用控除後）	304,367	325,870	43,522	35,223	708,982
金融費用以外の費用	223,200	239,502	36,086	22,612	521,400
税引前当期純利益	81,167	86,368	7,436	12,611	187,582

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行なわれております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益の主要構成要素を示したものであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
トレーディング損益に含まれるヘッジ指定されていないヘッジ手段の損失	△12,544	△8,650
投資有価証券の利益	1,590	7,777
関連会社利益の持分額	8,514	7,271
本社勘定	△10,666	4,519
その他	21,605	1,694
計	8,499	12,611

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用ならびに税引前当期純利益に対する調整計算を示したものであります。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計（金融費用控除後）	729,523	708,982
取引関係目的で保有する投資持分証券の評価損益	54,729	8,364
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	18,851	81,844
連結収益合計（金融費用控除後）	803,103	799,190
金融費用以外の費用計	504,018	521,400
取引関係目的で保有する投資持分証券の評価損益	－	－
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	16,409	72,955
連結金融費用以外の費用計	520,427	594,355
税引前当期純利益	225,505	187,582
取引関係目的で保有する投資持分証券の評価損益	54,729	8,364
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	2,442	8,889
税引前連結当期純利益	282,676	204,835

地域別情報

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行なわれております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（損失）ならびに当社の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。

（単位：百万円）

	平成16年３月期	平成17年３月期
収益合計（金融費用控除後）：		
米　州	56,514	65,026
欧　州	57,751	48,557
アジア・オセアニア	14,814	17,275
小　計	129,079	130,858
日　本	674,024	668,332
連　結	803,103	799,190
税引前当期純利益（損失）：		
米　州	1,015	2,505
欧　州	△13,162	△42,103
アジア・オセアニア	△5,809	△4,281
小　計	△17,956	△43,879
日　本	300,632	248,714
連　結	282,676	204,835

（単位：百万円）

	平成16年３月31日	平成17年３月31日
長期性資産：		
米　州	5,493	8,020
欧　州	41,042	46,487
アジア・オセアニア	2,197	4,373
小　計	48,732	58,880
日　本	156,951	825,812
連　結	205,683	884,692

平成16年3月期および平成17年3月期において、収益合計の10％を上回る単独の外部顧客との取引による収益はありません。

１９　後発事象：

注記14に記載の、決算日後に生じた事項を参照ください。

6) 【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、［連結財務諸表注記］ 8 借入および 9 担保資産に記載されております。

(2) 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟および仲裁手続きに関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟あるいは仲裁手続きであり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の件も含めて、訴訟および仲裁手続きに関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えるものではないと信じております。

平成10年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメントplcは、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行（IPB）の発行済株式の約46%を取得いたしました。平成12年6月16日、チェコ中央銀行（CNB）はIPBを強制管理の下に置きました。平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人は、IPBの全ての業務を別のチェコの銀行である、チェスコベンスカ・オブホドニ銀行（CSOB）に譲渡しました。

ノムラ・プリンシパル・インベストメントおよびノムラ・インターナショナルplcは、ノムラ・プリンシパル・インベストメントによるIPBの株式の取得、強制管理の決定、その直後のIPB管財人によるCSOBへのIPBの営業譲渡などに関連して、法的請求を提起し、また提起されている状況です。

それらの係争には、国際仲裁手続きとして、チェコ政府による30～80億ドルの賠償請求が含まれています。また、CSOBは、チェコの裁判所において、ノムラ・プリンシパル・インベストメントおよびノムラ・インターナショナルなどに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する629百万ドルの賠償の請求訴訟を提起しています。当社としては、当社に対して提起されているそれらの全ての請求は、根拠がないものであり、当社が正しいと主張しうることを確信しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

1) 【貸借対照表】

		第100期 平成16年３月31日現在		第101期 平成17年３月31日現在	
科目	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
現金および預金		1,973		7,395	
短期貸付金	※６	708,516		1,090,526	
前払金		510		539	
未収入金	※６	67,781		63,868	
未収収益		11,946		12,493	
繰延税金資産		1,957		4,581	
その他流動資産		189		6,374	
貸倒引当金		△1		△2	
流動資産計		792,874	32.1	1,185,775	39.4
固定資産					
有形固定資産	※１	40,512		38,152	
建物		14,406		14,535	
器具・備品		17,266		14,778	
土地		8,839		8,839	
無形固定資産		68,861		65,916	
借地権		0		1	
ソフトウェア		68,860		65,915	
投資その他の資産		1,567,470		1,720,949	
投資有価証券	※２	170,928		185,558	
関係会社株式	※２	1,106,513		1,134,697	
その他の関係会社有価証券		—		5,660	
出資金		836		790	
関係会社出資金		738		490	
関係会社長期貸付金		173,147		280,950	
長期差入保証金	※６	51,718		50,312	
長期前払費用		373		50	
繰延税金資産		41,313		46,998	
その他		21,933		15,477	
貸倒引当金		△34		△33	
固定資産計		1,676,844	67.9	1,825,017	60.6
資産合計		2,469,719	100.0	3,010,792	100.0

		第100期 平成16年３月31日現在		第101期 平成17年３月31日現在	
科目	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金	※６	276,000		745,500	
一年以内償還社債		2,631		60,000	
預り金		73		53	
未払金		15,792		17,898	
未払費用		3,946		3,630	
受入担保金	※６	107,838		75,780	
未払法人税等		63,304		4,024	
賞与引当金		18		21	
その他流動負債		230		26	
流動負債計		469,835	19.0	906,931	30.1
固定負債					
社債		190,000		180,000	
長期借入金		439,500		436,000	
その他固定負債		3,378		2,323	
固定負債計		632,878	25.6	618,323	20.6
負債合計		1,102,713	44.6	1,525,254	50.7
(資本の部)					
資本金	※４	182,799	7.4	182,800	6.1
資本剰余金					
資本準備金		112,504		112,504	
その他資本剰余金		1,807		1,821	
自己株式処分差益		1,807		1,821	
資本剰余金合計		114,311	4.6	114,326	3.8
利益剰余金					
利益準備金		81,858		81,858	
任意積立金		950,038		950,033	
固定資産圧縮積立金		38		33	
別途積立金		950,000		950,000	
当期未処分利益		23,412		137,538	
利益剰余金合計		1,055,308	42.7	1,169,430	38.8
その他有価証券評価差額金		45,859	1.9	50,603	1.7
自己株式	※５	△31,273	△1.2	△31,620	△1.1
資本合計		1,367,005	55.4	1,485,538	49.3
負債・資本合計		2,469,719	100.0	3,010,792	100.0

2) 【損益計算書】

		第100期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日		第101期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日	
科目	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
営業収益					
資産利用料収入	※１	63,006		55,787	
不動産賃貸料収入	※２	29,971		29,511	
商標使用料収入	※３	6,998		14,880	
関係会社配当金		29,533		162,389	
その他の売上高	※４	5,831		7,032	
営業収益計	※８	135,341	100.0	269,600	100.0
営業費用					
人件費		1,650		1,687	
不動産関係費	※５	34,302		31,061	
事務費	※６	20,567		20,117	
減価償却費		26,480		27,762	
租税公課		396		1,012	
その他の経費	※７	8,021		4,915	
金融費用		4,476		5,149	
営業費用計	※８	95,895	70.9	91,702	34.0
営業利益		39,446	29.1	177,898	66.0
営業外収益					
受取配当金等		1,009		1,726	
その他		1,635		1,906	
営業外収益計	※８	2,644	2.0	3,632	1.3
営業外費用					
固定資産除売却損		1,500		960	
社債発行費用		351		229	
その他		790		933	
営業外費用計	※８	2,642	2.0	2,122	0.8
経常利益		39,448	29.1	179,408	66.5

		第100期 自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日		第101期 自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日	
科目	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
特別利益					
投資有価証券売却益		5,095		10,022	
貸倒引当金戻入		678		—	
新株引受権戻入益		—		195	
特別利益計		5,773	4.3	10,218	3.8
特別損失					
投資有価証券売却損		1,926		68	
投資有価証券評価減		1,721		2,351	
関係会社株式等評価減		1,419		47,242	
特別損失計		5,067	3.7	49,661	18.4
税引前当期純利益		40,155	29.7	139,965	51.9
法人税、住民税および事業税		1,859	1.4	3,455	1.3
法人税等調整額		4,920	3.6	△11,603	△4.3
当期純利益		33,374	24.7	148,113	54.9
前期繰越利益		4,606		8,849	
中間配当額		14,569		19,423	
当期未処分利益		23,412		137,538	

3) 【利益処分計算書】

		第100期		第101期	
取締役会承認年月日		（平成16年５月18日）		（平成17年５月18日）	
科目	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
当期未処分利益			23,412		137,538
任意積立金取崩額					
固定資産圧縮積立金取崩額		5	5	4	4
計			23,417		137,542
利益処分額					
配当金	※１	14,568		19,422	
別途積立金		—	14,568	70,000	89,422
次期繰越利益			8,849		48,121

※１　第100期　現金配当　１株につき 7.5円。なお、第100期は中間配当14,569百万円（１株につき 7.5円）を実施しております。
第101期　現金配当　１株につき10.0円。なお、第101期は中間配当19,423百万円（１株につき10.0円）を実施しております。

〔重要な会計方針〕

第100期	第101期
1　有価証券の評価基準および評価方法 (1) その他有価証券等 ア　時価のある有価証券等 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部資本直入する方法によっております。 イ　時価のない有価証券等 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。	1　有価証券の評価基準および評価方法 (1) その他有価証券等 ア　時価のある有価証券等 (同左) イ　時価のない有価証券等 (同左) なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。	(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)
2　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15～50年 器具・備品　３～６年	2　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左)
(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。	(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)
3　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	3　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)
4　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	4　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)
(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 (同左)

第100期	第101期
5　リース取引の処理方法 　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5　リース取引の処理方法 （同左）
6　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 　ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。	6　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 　ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行なっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 　当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行なっております。	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 　当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行なっております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行なっております。
(3) ヘッジ方針 　社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。	(3) ヘッジ方針 　社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法 　金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 （同左）
7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 　税抜方式によっております。	7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 （同左）
(2) 連結納税制度の適用 　連結納税制度を適用しております。	(2) 連結納税制度の適用 （同左）

〔表示方法の変更〕

第100期	第101期
(流動資産) 前期において独立科目で掲記していた「立替金」(当期末100百万円)は、金額が僅少となったため、「その他流動資産」に含めて表示することに変更しました。 (営業収益) 前期において「その他の売上高」に含めて表示しておりました「関係会社配当金」(前期78百万円)は営業収益の100分の10超となったため、当期より区分掲記しております。 また、当期の金融収益(0百万円)は「その他の売上高」に含めて表示しております。	(固定資産) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となったことおよび「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、前期において投資その他の資産の「その他」に含めておりました投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)6,727百万円(前期末4,600百万円)を当期より投資有価証券およびその他の関係会社有価証券に分類して表示しております。 なお、当期の投資有価証券に含まれる当該出資の額は、1,067百万円(前期末541百万円)であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第100期	第101期
※１　有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　21,888百万円 器具・備品　42,551 計　64,439	※１　有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　22,799百万円 器具・備品　43,782 計　66,582
※２　差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、投資有価証券111,099百万円（時価）の差入れを行なっております。	※２　差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等79,137百万円（時価）の差入れを行なっております。
３　保証債務の残高(注)１ 野村證券株式会社が発行した社債358,200百万円の元利金 358,200百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー150,000千米ドルの元金および同社が行なうスワップ取引等255,466千米ドルの保証 42,853百万円(注)２ ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート838,000千米ドル、370,000千ユーロ、120,950百万円の元利金の保証 257,203百万円(注)２ ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート412,000千米ドル、33,500千ユーロ、50,500千豪ドル、862,363百万円の元利金の保証 914,251百万円(注)２ ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行なうスワップ取引等251,465千米ドルの保証 26,577百万円(注)２	３　保証債務の残高(注)１ 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金 258,200百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー150,000千米ドルの元金および同社が行なうスワップ取引等169,180千米ドルの保証 34,277百万円(注)２ ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、370,000千ユーロ、120,950百万円の元利金の保証 189,300百万円(注)２ ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート759,700千米ドル、34,500千ユーロ、72,000千豪ドル、1,150,614百万円の元利金の保証 1,242,956百万円(注)２ ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行なうスワップ取引等341,941千米ドルの保証 36,721百万円(注)２
(注)１　日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。 ２　野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。	(注)１　日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。 ２　野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。
※４　資本金 会社が発行する株式の総数 普通株式　6,000,000,000株 発行済株式の総数 普通株式　1,965,919,860株	※４　資本金 会社が発行する株式の総数 普通株式　6,000,000,000株 発行済株式の総数 普通株式　1,965,919,860株
※５　自己株式の保有数 普通株式　23,508,413株	※５　自己株式の保有数 普通株式　23,730,994株

第100期	第101期
※６　関係会社に係る注記 関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。 短期貸付金　708,516百万円 未収入金　67,781百万円 長期差入保証金　47,625百万円 短期借入金　276,000百万円 受入担保金　107,838百万円 ７　配当制限 商法施行規則第124条第３号の規定により利益の配当に充当することを制限されている金額は45,859百万円であります。	※６　関係会社に係る注記 関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。 短期貸付金　1,090,526百万円 未収入金　63,782百万円 長期差入保証金　47,779百万円 短期借入金　742,000百万円 受入担保金　75,780百万円 ７　配当制限 商法施行規則第124条第３号の規定により利益の配当に充当することを制限されている金額は50,603百万円であります。

（損益計算書関係）

第100期	第101期
※１　「資産利用料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	※１　（同左）
※２　「不動産賃貸料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	※２　（同左）
※３　「商標使用料収入」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	※３　（同左）
※４　「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	※４　（同左）
※５　不動産関係費の内訳 不動産費　28,074百万円 器具・備品費　6,227 計　34,302	※５　不動産関係費の内訳 不動産費　27,613百万円 器具・備品費　3,448 計　31,061
※６　事務費の内訳 事務委託費　20,566百万円 事務用品費　1 計　20,567	※６　事務費の内訳 事務委託費　20,117百万円 事務用品費　1 計　20,117
※７　「その他」の内訳 通信・運送費　4,117百万円 資料・研修費　2,125 水道光熱費　766 その他　1,012 計　8,021	※７　「その他」の内訳 資料・研修費　2,066百万円 水道光熱費　785 その他　2,064 計　4,915
※８　関係会社に係る注記 営業収益のうち、関係会社との取引によるものは135,235百万円であります。 営業費用のうち、関係会社との取引によるものは47,585百万円であります。 営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは720百万円であります。	※８　関係会社に係る注記 営業収益のうち、関係会社との取引によるものは269,330百万円であります。 営業費用のうち、関係会社との取引によるものは45,471百万円であります。 営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは614百万円であります。

（リース取引関係）

第100期	第101期
1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。 1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照) 器具・備品 取得価額相当額　4,805百万円 減価償却累計額相当額　3,057 期末残高相当額　1,747 2)　未経過リース料期末残高相当額((注)参照) １年内　896百万円 １年超　851 合計　1,747 3)　支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料　1,455百万円 減価償却費相当額　1,455百万円 4)　減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (注)　取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第８条の６第２項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。	1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。 1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照) 器具・備品 取得価額相当額　4,457百万円 減価償却累計額相当額　3,617 期末残高相当額　839 2)　未経過リース料期末残高相当額((注)参照) １年内　395百万円 １年超　444 合計　839 3)　支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料　835百万円 減価償却費相当額　835百万円 4)　減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (注)　取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第８条の６第２項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。

（有価証券の状況）

(1) 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

種類	第100期			第101期		
	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	45,785	130,954	85,169	45,785	92,761	46,976

(3) その他有価証券で時価のあるもの

種類		第100期			第101期		
		取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの							
	株　式	48,687	126,762	78,074	53,215	138,846	85,631
	債　券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	5,330	5,757	426	14,429	15,081	652
小　計		54,018	132,520	78,501	67,645	153,928	86,283
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの							
	株　式	7,892	7,230	△662	2,036	1,809	△228
	債　券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	4,000	3,934	△65	5,000	4,732	△268
小　計		11,892	11,165	△727	7,036	6,541	△496
合　計		65,911	143,685	77,774	74,681	160,468	85,787

(4) 時価評価されていない主な有価証券(上記(1)、(2)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種　　類	第100期	第101期
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的債券	―	―
その他有価証券	27,243	30,749
固定資産に属するもの	27,243	30,749
株式(非上場株式等)	25,229	22,023
債券(非上場債券等)	0	―
そ　の　他	2,014	8,727
その他の関係会社有価証券	―	5,660
そ　の　他	2,014	3,067

(デリバティブ取引の状況)

ヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。

（税効果会計関係）

第100期		第101期	
1　繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳		1　繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券等評価損	48,086百万円	有価証券等評価損	68,546百万円
繰越欠損金	13,513	繰越欠損金	12,342
固定資産評価減	11,346	固定資産評価減	4,132
その他	2,239	その他	1,772
繰延税金資産合計	75,185	繰延税金資産合計	86,792
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,868	その他有価証券評価差額金	△35,165
固定資産圧縮積立金	△23	固定資産圧縮積立金	△20
その他	△22	その他	△29
繰延税金負債合計	△31,914	繰延税金負債合計	△35,214
繰延税金資産の純額	43,271	繰延税金資産の純額	51,578
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳	
法定実効税率	44.0%	法定実効税率	41.0%
（調整）		（調整）	
永久に益金に算入されない収益項目	△18.1	永久に益金に算入されない収益項目	△47.7
外国税額控除	△8.1	永久に損金に算入されない費用項目	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△3.6	その他	0.6
永久に損金に算入されない費用項目	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.8
その他	1.6		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9		

（１株当たり情報）

第100期		第101期	
１株当たり純資産額	703円76銭	１株当たり純資産額	764円88銭
１株当たり当期純利益	17円19銭	１株当たり当期純利益	76円26銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	17円19銭	潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	76円21銭

（注）　１株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第100期	第101期
１株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	33,374	148,113
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	―	―
普通株式にかかる当期純利益 （百万円）	33,374	148,113
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,940,871	1,942,315
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数(千株)	122	1,116
（うち新株予約権（千株））	122	1,116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株引受権付社債) 第１回無担保新株引受権付社債 詳細については、「第二部　提出会社の保証会社等の情報　第１　保証会社情報　１保証の対象となっている社債」に記載のとおりであります。 (新株予約権) 第一回新株予約権(平成14年６月26日決議) 詳細については、「第４　提出会社の状況　１株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　1)新株予約権」に記載のとおりであります。	(新株予約権) 第一回新株予約権(平成14年６月26日決議) 第二回新株予約権(平成15年６月26日決議) 第四回新株予約権(平成16年６月25日決議) 詳細については、「第４　提出会社の状況　１株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　1)新株予約権」に記載のとおりであります。

［重要な後発事象］

第100期	第101期
該当事項はありません。	1　平成17年５月18日開催の取締役会において、商法第211条ノ３第１項第２号の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。 (1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容 1)　取得する株式の種類 当社普通株式 2)　取得する株式の総数 25,000,000株（上限） 3)　取得価額の総額 37,500百万円（上限） 4)　取得期間 平成17年５月19日～平成17年６月23日 (2) 自己株式取得の実施内容 当社普通株式25,000,000株（取得価額33,827百万円）を取得いたしました。 2　平成17年６月28日開催の取締役会において、商法第211条ノ３第１項第２号の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。 (1) 取得する株式の種類 当社普通株式 (2) 取得する株式の総数 25,000,000株（上限） (3) 取得価額の総額 37,500百万円（上限） (4) 取得期間 平成17年７月１日～平成17年９月16日

4) 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

(投資有価証券)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
株式会社りそなホールディングス	79,049	16,503
トヨタ自動車株式会社	3,553	13,765
アイフル株式会社	1,553	12,934
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	1,515	8,015
大塚製薬株式会社	530	6,913
株式会社電通	24	6,828
あいおい損害保険株式会社	7,644	4,290
株式会社日本航空	11,995	3,645
アサヒビール株式会社	2,650	3,574
株式会社高島屋	3,200	3,412
ヒロセ電機株式会社	300	3,190
株式会社クレディセゾン	759	2,845
株式会社常陽銀行	4,298	2,408
株式会社西日本シティ銀行	4,610	2,055
株式会社ベネッセコーポレーション	568	1,995
ＫＤＤＩ株式会社	4	1,972
株式会社群馬銀行	3,168	1,904
その他(529銘柄)	94,602	66,429
計	220,020	162,677

【その他】

（投資有価証券）

種類および銘柄	投資口数等（千口）	貸借対照表計上額（百万円）
（その他有価証券）		
（優先出資証券）		
農林中央金庫優先出資証券	1,312	1,999
信金中央金庫優先出資証券	4	1,736
（証券投資信託の受益証券）		
世界三資産バランスファンド	500	5,096
ノムラユーロ債券ファンド	300	3,113
日本ＡＢＳファンド	300	3,004
その他（７銘柄）	710	6,866
（投資事業有限責任組合および それに類する組合への出資）		
その他（11銘柄）	―	1,067
計	―	22,880

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額または償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	36,294	1,445	405	37,334	22,799	1,209	14,535
器具・備品	59,818	1,428	2,686	58,560	43,782	3,628	14,778
土地	8,839	—	—	8,839	—	—	8,839
有形固定資産計	104,952	2,873	3,091	104,734	66,582	4,837	38,152
無形固定資産							
借地権	0	—	—	1	—	—	1
ソフトウェア	127,401	20,382	11,491	136,293	70,377	22,765	65,915
無形固定資産計	127,402	20,382	11,491	136,293	70,377	22,765	65,916
長期前払費用	1,175	151	405	921	872	160	50

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(百万円)		182,799	—	—	182,800
資本金のうち既発行株式	普通株式 (千株)	(1,965,919)	(—)	(—)	(1,965,920)
	普通株式 (百万円)	182,799	—	—	182,800
	計 (千株)	(1,965,919)	(—)	(—)	(1,965,920)
	計 (百万円)	182,799	—	—	182,800
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金				
	株式払込剰余金 (百万円)	105,567	—	—	105,567
	株式交換による資本超過額 (百万円)	6,936	—	—	6,937
	資本準備金計 (百万円)	112,504	—	—	112,504
	その他資本剰余金				
	自己株式処分差益(注１) (百万円)	1,807	14	—	1,821
	計 (百万円)	114,311	14	—	114,326
利益準備金および任意積立金	利益準備金 (百万円)	81,858	—	—	81,858
	任意積立金				
	固定資産圧縮積立金(注２) (百万円)	38	—	5	33
	別途積立金 (百万円)	950,000	—	—	950,000
	任意積立金計 (百万円)	950,038	—	5	950,033
	計 (百万円)	1,031,896	—	5	1,031,891

(注) 1　当期増加額は自己株式の処分によるものであります。
2　当期減少額は前期決算の利益処分によるものであります。
3　期末自己株式数は23,730,994株であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額(目的使用)(百万円)	当期減少額(その他)(百万円)	当期末残高(百万円)
貸倒引当金(注)	35	34	32	2	35
賞与引当金	18	21	18	—	21

(注)　当期減少額(その他)は洗替による減少であります。

(2) 【主な資産および負債の内容】

平成17年３月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

a　資産の部

イ　現金および預金

種類	金額(百万円)
当座預金	94
普通預金	1
譲渡性預金	7,300
合計	7,395

ロ　短期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村證券株式会社	645,000
ノムラ・ホールディング・アメリカ　Ｉｎｃ．	377,275
野村キャピタル・インベストメント株式会社	24,516
野村ファシリティーズ株式会社	17,000
野村アセット・プロパティーズ株式会社	14,900
その他	11,835
合計	1,090,526

ハ　関係会社株式

相手先	金額(百万円)
野村證券株式会社	536,251
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ　ＰＬＣ	169,375
ノムラ・ホールディング・アメリカ　Ｉｎｃ．	100,863
ノムラ・アジア・ホールディング　Ｎ．Ｖ．	90,794
その他	237,415
合計	1,134,697

ニ　関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村證券株式会社	190,000
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	89,685
野村ターンアラウンド・インベストメント有限会社	1,265
合計	280,950

b　負債の部

イ　短期借入金

相手先	金額(百万円)
(関係会社借入金)	
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	690,000
野村アセットマネジメント株式会社	42,000
野村バブコックアンドブラウン株式会社	8,500
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	1,500
(金融機関借入金)	
１年以内返済期限到来の長期借入金	3,500
合計	745,500

ロ　社債

区分	発行年月日	金額(百万円)
平成22年満期0.91%利付 第２回無担保社債	平成15年３月３日	60,000
平成23年満期1.11%利付 第３回無担保社債	平成16年３月29日	70,000
平成20年満期0.71%利付 第４回無担保社債	平成16年９月15日	50,000
合計	―	180,000

ハ　長期借入金

相手先	金額(百万円)
(金融機関借入金)	
株式会社三井住友銀行	70,000
株式会社東京三菱銀行	70,000
第一生命保険相互会社	60,000
株式会社UFJ銀行	55,000
株式会社みずほコーポレート銀行	50,000
その他	131,000
合計	436,000

(3)　【その他】

該当事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

決算期	３月31日
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
株券の種類	100,000株券　10,000株券　1,000株券、100株券、100株未満表示株券
中間配当基準日	９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 UFJ信託銀行株式会社証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 UFJ信託銀行株式会社
取次所	UFJ信託銀行株式会社全国各支店 野村證券株式会社本店および全国各支店・営業所
名義書換手数料	無料
新株券交付手数料	当社株式取扱規程により１枚につき300円
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 UFJ信託銀行株式会社証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 UFJ信託銀行株式会社
取次所	UFJ信託銀行株式会社全国各支店 野村證券株式会社本店および全国各支店・営業所
買取手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額×$\frac{買取株式数}{100}$
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	３月、９月の月末直前の12営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額×$\frac{買増し株式数}{100}$
公告掲載の方法 (注)	電子公告（http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/） なお、電子公告がやむを得ない事由によりできない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	なし

（注）　平成16年10月28日開催の当社取締役会決議により、1単元の株式数は平成17年１月４日付をもって1,000株から100株となっております。

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

１	有価証券届出書およびその添付書類 ストックオプション制度に伴う新株予約権発行	平成16年５月21日関東財務局長に提出。
２	有価証券報告書およびその添付書類 事業年度　自　平成15年４月１日 （第100期）　至　平成16年３月31日	平成16年６月29日関東財務局長に提出。
３	半期報告書 （第101期中）自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日	平成16年12月17日関東財務局長に提出。
４	有価証券届出書およびその添付書類 ストックオプション制度に伴う新株予約権発行	平成16年８月６日関東財務局長に提出。
５	有価証券届出書の訂正届出書 上記４にかかる訂正届出書であります。	平成16年８月16日関東財務局長に提出。
６	発行登録追補書類（社債）およびその添付書類	平成16年８月30日関東財務局長に提出。
７	発行登録書（社債）およびその添付書類	平成16年12月17日関東財務局長に提出。
８	訂正発行登録書（社債）	平成16年６月29日 平成16年８月９日 平成17年１月31日関東財務局長に提出。
９	臨時報告書 証券取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号（特定子会社の異動）の規定に基づくものであります。	平成17年１月31日関東財務局長に提出。
10	自己株券買付状況報告書	平成16年４月４日 平成16年５月８日 平成16年６月４日 平成16年７月６日 平成16年８月４日 平成16年９月７日 平成16年10月６日 平成16年11月８日 平成16年12月10日 平成17年６月９日関東財務局長に提出。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成１６年6月２５日

野村ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本監査法人

代表社員
関与社員　公認会計士　吉村貞彦

代表社員
関与社員　公認会計士　坂本道美

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記１参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成１６年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

平成１７年6月２８日

野村ホールディングス株式会社

取 締 役 会　　御　中

新日本監査法人

指 定 社 員　公認会計士　吉　村　貞　彦　印
業務執行社員

指 定 社 員　公認会計士　坂　本　道　美　印
業務執行社員

指 定 社 員　公認会計士　英　　公　一　印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記１参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成１７年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成１６年６月２５日

野村ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本監査法人

代表社員
関与社員　公認会計士　吉村貞彦

代表社員
関与社員　公認会計士　坂本道美

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの第１００期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成１６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

平成１７年6月２８日

野村ホールディングス株式会社
　取 締 役 会　　御　中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	貞	彦	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	道	美	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英		公	一	印

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの第１０１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成１７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。